

議 事 日 程

令和 7 年 2 月 10 日
午後 3 時 30 分 開 会
さんくす 3 番 館 4 階 教 育 委 員 室

第 1 吹田市議会の議決を経るべき事件の議案

報告第 2号 吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約の一部変更
について

報告第 3号 吹田市立小・中学校特別教室等空調設備整備事業契約の一部変更
について

報告第 4号 中学校用GIGA端末iPad購入契約の締結について

報告第 5号 令和 7 年 2 月吹田市議会定例会提案の令和 7 年度当初予算及び令
和 6 年度補正予算案について（教育委員会所管事務分）

第 2 議案第 3号 第 3 期吹田市教育振興基本計画 吹田市教育ビジョンの策定につい て

第 3 議案第 4号 第 4 期吹田市小中一貫教育推進プランの策定について

第 4 議案第 5号 吹田市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

第 5 教育長報告

報告第 2 号

吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約の
一部変更について

標記のことについて、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長
に対する委任等に関する規則（昭和 4 9 年吹田市教育委員会規則第 6
号）第 4 条第 2 項の規定により、臨時に代理したので報告します。

令和 7 年 2 月 1 0 日

吹田市教育委員会
教育長 大江 慶博

記

- | | | |
|---|----------|-----------------------|
| 1 | 臨時に代理した日 | 令和 7 年 2 月 6 日 |
| 2 | 内 容 | 別紙のとおりで、異議ないものとししました。 |

議案第 18 号

吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約の一部変更について

本市は、吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約（令和5年12月22日議決第104号、令和6年6月28日議決第76号、令和6年12月20日議決第119号）の一部を次のとおり変更します。

令和7年2月17日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

変更部分

項 目	変 更 前	変 更 後
5 契約金額	4,784,076,132円 ただし、物価変動及び消費税法変更等に伴い金額の改定がなされた場合には、当該改定がなされた金額とする。 （内 訳） 設計・施工等のサービス対価 4,167,621,788円 維持管理のサービス対価 616,454,344円	4,889,416,422円 ただし、物価変動及び消費税法変更等に伴い金額の改定がなされた場合には、当該改定がなされた金額とする。 （内 訳） 設計・施工等のサービス対価 4,272,962,078円 維持管理のサービス対価 616,454,344円

変更理由

吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約において、賃金水準又は物価水準の変動により設計・施工等のサービス対価が不適当となったと認めたときは、変動前工事代金額の1000分の15を超える額につき、当該サービス対価の変更に応じることが定められているところ、第3期工事における設計・施工等のサービス対価のうち、施工業務及び工事監理業務に係る費用について、変動前工事代金と同事業契約に定める物価変動の指数を適用して算出した変動後工事代金額をそれぞれ比較すると、1000分の15を超えて増加したため。

吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約の一部変更について

1 事業概要

小・中学校の屋内運動場（体育館）への空調設備の整備及び維持管理を 18 年間の P F I 事業で実施しています。5 期に分けて順次、設計・施工等を進め、令和 7 年度（2025 年度）末までに全校への整備を完了する予定です。

工期	引渡（予定）日
第 1 期工事	令和 6 年（2024 年）5 月 31 日
第 2 期工事	令和 6 年（2024 年）11 月 30 日
第 3 期工事	令和 7 年（2025 年）3 月 31 日
第 4 期工事	令和 7 年（2025 年）6 月 30 日
第 5 期工事	令和 8 年（2026 年）3 月 31 日

2 契約変更理由

本事業契約において、賃金水準又は物価水準の変動により設計・施工等のサービス対価が不適当となったと認めたときは、各工期につき 1 回、当該対価を変更できると定めるところ、第 3 期工事の引渡分について 1.5 % を超える変動が認められましたので、本事業契約の定めにより、設計・施工等のサービス対価を改定するものです。

3 変更内容

項 目		変 更 前	変 更 後	差 額
契 約 金 額		4,784,076,132 円	4,889,416,422 円	105,340,290 円
内 訳	設計・施工等の サービス対価	4,167,621,788 円	4,272,962,078 円	105,340,290 円
	維持管理の サービス対価	616,454,344 円	616,454,344 円	—

報告第 3 号

吹田市立小・中学校特別教室等空調設備整備事業契約の
一部変更について

標記のことについて、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長
に対する委任等に関する規則（昭和 4 9 年吹田市教育委員会規則第 6
号）第 4 条第 2 項の規定により、臨時に代理したので報告します。

令和 7 年 2 月 1 0 日

吹田市教育委員会
教育長 大江 慶博

記

- | | | |
|---|----------|-----------------------|
| 1 | 臨時に代理した日 | 令和 7 年 2 月 6 日 |
| 2 | 内 容 | 別紙のとおりで、異議ないものとししました。 |

議案第 19 号

吹田市立小・中学校特別教室等空調設備整備事業契約の一部変更について

本市は、吹田市立小・中学校特別教室等空調設備整備事業契約（令和 2 年 12 月 18 日議決第 141 号、令和 4 年 3 月 23 日議決第 18 号）の一部を次のとおり変更します。

令和 7 年 2 月 17 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

変更部分

項 目	変 更 前	変 更 後
3 履行場所	市立小学校 36 校、中学校 18 校	市立小学校 35 校、中学校 18 校
5 契約金額	2,222,524,630 円 ただし、金利変動、物価変動及び消費税法変更等に伴い金額の改定がなされた場合には、当該改定がなされた金額とする。 （内 訳） 設計・施工等に係るサービス対価 1,807,480,255 円 維持管理に係るサービス対価 415,044,375 円	2,231,341,966 円 ただし、金利変動、物価変動及び消費税法変更等に伴い金額の改定がなされた場合には、当該改定がなされた金額とする。 （内 訳） 設計・施工等に係るサービス対価 1,807,480,255 円 維持管理に係るサービス対価 423,861,711 円

変更理由

市立山田第五小学校が令和 7 年 4 月 1 日から市立山田第三小学校に統合されることに伴い、履行場所を変更するもの。

また、吹田市立小・中学校特別教室等空調設備整備事業契約において、物価変動により維持管理のサービス対価が不相当となったと認めたときは、変動前の金額の 3% を超える額につき、当該サービス対価の変更に応じることが定められているところ、令和 2 年に公表された指標の年平均値と令和 6 年に公表された指標の年平均値とを比較し、3% 以上の変動が認められたため契約金額を変更するもの。

吹田市立小・中学校特別教室等空調設備整備事業契約の一部変更について

1 事業概要

小・中学校の特別教室等への空調設備の整備及び維持管理を 14 年間の P F I 事業で実施しています。

令和 2 年（2020 年）12 月 18 日	当初契約締結
令和 3 年（2021 年）8 月 25 日	全校供用開始
～令和 16 年（2034 年）3 月 31 日	維持管理業務

2 契約変更理由

市立山田第五小学校が令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から市立山田第三小学校に統合されることに伴い、本事業で設置した空調設備を統合先に移設し、引き続き維持管理業務を実施するため、履行場所を変更するものです。

また、本事業契約において、物価変動により維持管理のサービス対価が不適當となったと認めたときは、当該対価を変更できると定めているところ、令和 2 年（2020 年）に公表された指標の年平均値と令和 6 年（2024 年）に公表された指標の年平均値とを比較し、3 % 以上の変動が認められましたので、令和 7 年度（2025 年度）支払い分から適用し、維持管理のサービス対価を改定するものです。

3 変更内容

項 目		変 更 前	変 更 後	差 額
履 行 場 所		市立小学校 36 校、 中学校 18 校	市立小学校 35 校、 中学校 18 校	—
契 約 金 額		2,222,524,630 円	2,231,341,966 円	8,817,336 円
内 訳	設計・施工等に係る サービス対価	1,807,480,255 円	1,807,480,255 円	—
	維持管理に係る サービス対価	415,044,375 円	423,861,711 円	8,817,336 円

報告第 4 号

中学校用 GIGA 端末 i P a d 購入契約の締結について

標記のことについて、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則（昭和 4 9 年吹田市教育委員会規則第 6 号）第 4 条第 2 項の規定により、臨時に代理したので報告します。

令和 7 年 2 月 1 0 日

吹田市教育委員会
教育長 大江 慶博

記

- | | | |
|---|----------|-----------------------|
| 1 | 臨時に代理した日 | 令和 7 年 2 月 6 日 |
| 2 | 内 容 | 別紙のとおりで、異議ないものとなりました。 |

議案第21号

中学校用GIGA端末iPad購入契約の締結について

本市は、中学校用GIGA端末iPad購入契約を次のとおり締結します。

令和7年2月17日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- | | |
|--------|---|
| 1 購入概要 | 中学校用GIGA端末iPad
800台 |
| 2 納期 | 着手 令和7年2月市議会議決後
完了 令和7年3月31日 |
| 3 契約金額 | 43,450,000円 |
| 4 納入者 | 大阪市福島区福島6-14-1
株式会社大塚商会LA関西営業部
LA関西営業部長 南 英 和 |

中学校用 G I G A 端末 i P a d 購入契約の締結について

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 契約金額 | 43,450,000円 |
| 2 | 納入者 | 大阪市福島区福島6-14-1
株式会社大塚商会 LA 関西営業部
LA 関西営業部長 南 英和 |
| 3 | 購入概要 | i P a d 端末一式 800台
(内訳)
端末本体
キーボード
MDM (端末管理機能) |

営 業 の 沿 革

株式会社大塚商会

創 業		昭和 36 年 (1961 年)
創 業 後 の 沿 革	12 月に株式会社として発足	昭和 36 年 (1961 年)
	水道橋に第 1 大塚ビル（本社）竣工	昭和 43 年 (1968 年)
	ネットワーク（グループ会社）設立	平成 2 年 (1990 年)
	オフィスサプライ通信販売事業『たのめーる』開始	平成 11 年 (1999 年)
	東京証券取引所第一部に株式上場	平成 12 年 (2000 年)
	大塚裕司が代表取締役社長に就任	平成 13 年 (2001 年)
	千代田区飯田橋に本社ビル竣工、本店所在地を移転	平成 15 年 (2003 年)
	東京証券取引所プライム市場に移行	令和 4 年 (2022 年)

納 入 実 績 書

株式会社大塚商会

業務内容及び納入機器名	発注者	契約金額（円）	納入年月日
タブレット端末等購入	伊丹市	15,331,800	令和4年9月 (2022年)
庁内ネットワーク接続パソコン及びプリンタ（令和4年度更新及び増設分）	吹田市	30,756,000	令和4年11月 (2022年)
大阪市立学校 教材作成用パソコン等機器一式（225拠点）長期借入	大阪市教育委員会	612,896,000	令和5年8月 (2023年)
庁内ネットワーク接続パソコン及びプリンタ（令和5年度更新及び増設分）	吹田市	74,659,200	令和5年9月 (2023年)
庁内ネットワーク接続パソコン（令和6年度更新分）	吹田市	258,192,000	令和6年9月 (2024年)

株式会社大塚商会

貸借対照表

(令和5年12月31日現在)

(単位：百万円)

【資産の部】		
1	流動資産	407,064
2	固定資産	97,788
	資産合計	504,852
【負債の部】		
1	流動負債	189,928
2	固定負債	97,788
	負債合計	201,244
【純資産の部】		
1	資本金	10,374
2	資本剰余金	16,254
3	利益剰余金	275,099
4	自己株式	△141
5	評価・換算差額等合計	2,020
	純資産合計	303,608
	負債純資産合計	504,852

損益計算書

自 令和5年1月1日
至 令和5年12月31日

(単位：百万円)

【経常損益の部】		
1	営業損益	
(1)	売上高	869,573
(2)	売上原価	682,528
	売上総利益	187,044
(3)	販売費および一般管理費	131,720
	営業利益	55,323
2	営業外損益	
(1)	営業外収益	2,630
(2)	営業外費用	700
	経常利益	57,253
【特別損益の部】		
1	特別損益	834
2	特別損失	463
	税引前当期純利益	57,625
	法人税、住民税及び事業税	15,138
	法人税等調整額	△663
	当期純利益	43,150

委任状

令和 5 年 11 月 13 日

吹田市長 宛

申請者 所 在 地 東京都千代田区飯田橋二丁目18番4号
商 号 又 は 名 称 株式会社大塚商会
代表者役職名・氏名 代表取締役社長 大塚 裕司

次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

受任者 支店等所在地 大阪府大阪市福島区福島6丁目14番1号
商号又は名称 株式会社大塚商会
支店等の名称 LA関西営業部
役職名・氏 名 LA関西営業部長 南 英和

記

1 委任事項

- (1) 入札、見積り、契約締結並びに代金の請求及び受領に関する件
- (2) 復代理人選任に関する件
- (3) その他契約に関する一切の件

2 委任期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

報告第 5 号

令和 7 年 2 月吹田市議会定例会提案の令和 7 年度当初予算案及び令和
6 年度補正予算案について

標記のことについて、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長
に対する委任等に関する規則（昭和 49 年吹田市教育委員会規則第 6 号）第
4 条第 2 項の規定により、臨時に代理したので報告します。

令和 7 年 2 月 10 日提出

吹田市教育委員会
教育長 大江 慶博

記

- | | | |
|---|----------|----------------------|
| 1 | 臨時に代理した日 | 令和 7 年 2 月 6 日 |
| 2 | 内 容 | 別紙の内容で異議がないものとなりました。 |

令和 7 年度

教育費 当初予算（案）

吹田市教育委員会

令和7年度(2025年度)教育費当初予算(案)科目別対前年度比較表

(単位：千円)

科目	本年度	前年度	比較
教育総務費	3,486,763	3,349,630	137,133
教育委員会費	1,439,815	1,446,996	△7,181
教育センター費	890,434	783,082	107,352
教育指導費	1,153,959	1,024,767	129,192
人権教育企画費	2,555	2,505	50
学習支援費	0	22,272	△22,272
北部消防庁舎等複合施設建設費	0	70,008	△70,008
小学校費	4,035,519	4,816,851	△781,332
小学校管理運営費	2,480,951	2,499,390	△18,439
小学校改修費	1,554,568	2,317,461	△762,893
中学校費	2,874,277	1,657,076	1,217,201
中学校管理運営費	1,576,230	886,370	689,860
中学校改修費	1,298,047	770,706	527,341
幼稚園費	1,562,440	1,365,471	196,969
幼稚園費	1,562,440	1,365,471	196,969

令和7年度(2025年度)教育費当初予算(案)科目別対前年度比較表

(単位：千円)

科目	本年度	前年度	比較
社会教育費	3,795,861	3,828,592	△ 32,731
社会教育総務費	462,505	417,361	45,144
青少年教育費	110,824	108,600	2,224
公民館費	431,774	326,917	104,857
図書館費	1,465,603	1,514,711	△ 49,108
自然体験交流センター費	90,489	101,353	△ 10,864
青少年クリエイティブセンター費	163,214	130,868	32,346
文化財保護費	603,326	497,119	106,207
博物館費	95,033	102,644	△ 7,611
生涯学習費	10,729	10,861	△ 132
青少年活動サポートプラザ費	160,007	162,632	△ 2,625
自然の家費	95,230	73,211	22,019
吹一地区公民館整備費	107,127	30,224	76,903
吹三地区公民館整備費	0	352,091	△ 352,091
保健体育費	3,845,784	3,299,519	546,265
保健体育総務費	731,428	695,370	36,058
学校保健体育費	243,381	251,892	△ 8,511
学校給食費	2,870,975	2,352,257	518,718
教育費計	19,600,644	18,317,139	1,283,505

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
学事・援助金システム学齢簿編製等・ 就学援助サーバ更新対応業務	令和8年度	千円 5,387
学事・援助金システム標準化対応業務	令和7年度～令和14年度	137,043
学事・援助金システム標準化対応支援業務	令和8年度～令和9年度	3,894
学校教育情報通信ネットワーク再構築支援業務	令和8年度～令和9年度	16,830
中学校採点支援システム導入及び運用保守業務	令和8年度～令和11年度	10,032
中学校部活動管理運営業務（令和7年度契約分）	令和7年度～令和8年度	21,989
小・中学校医療的ケア看護師派遣業務（令和7年度契約分）	令和7年度～令和9年度	163,195
千里第三小学校昇降機棟増築及び旧千里山西 デイサービスセンター大規模改修ほか工事	令和7年度～令和8年度	743,951
吹田東地区公民館大規模修繕工事	令和8年度	250,156
岸二地区公民館及び岸二地区高齢者 いこいの間大規模修繕工事設計業務	令和7年度～令和8年度	17,985
東佐井寺地区公民館、五月が丘児童センター 及び東佐井寺地区高齢者いこいの間大規模修繕工事設計業務	令和7年度～令和8年度	17,930
吹一地区公民館及び吹一地区 高齢者いこいの間移転建替工事	令和8年度	321,916
千里丘北小学校給食調理等業務	令和8年度～令和10年度	92,631
中学校給食調理等業務	令和7年度～令和25年度	26,314,168

2 歳入
(款) 12 分担金及び負担金
(項) 2 負担金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
2 教 育 費 負 担 金	13,301	12,846	455	1 保 健 体 育 費 負 担 金	13,301	独立行政法人日本スポーツ振興センタ－負担金 小学校 中学校 幼稚園
						9,230 3,929 142

(款) 13 使用料及び手数料
(項) 1 使用料

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
6 教 育 使 用 料	20,733	21,756	△ 1,023	1 自 然 体 験 交 流 セ ン タ ー 使 用 料	7,496	
				2 自 然 の 家 使 用 料	5,312	
				3 博 物 館 使 用 料	696	
				4 青 少 年 活 動 サ ポ ー ト プ ラ ザ 使 用 料	7,075	
				5 幼 稚 園 使 用 料	154	

(項) 2 手数料

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
6 教 育 手 数 料	2	2	0	1 教 育 手 数 料	2	

(款) 14 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民 生 費 国 庫 補 助 金	2,711,777	1,251,081	1,460,696	3 子ども・子育て支援交付金	6,689	
6 教 育 費 国 庫 補 助 金	875,435	279,411	596,024	1 要保護児童生徒医療費補助金	7	小学校基本額 $4 \times 1/2 = 2$ 中学校基本額 $10 \times 1/2 = 5$
				2 特別支援教育就学奨励費補助金	13,728	小学校基本額 $20,393 \times 1/2 = 10,197$ 中学校基本額 $7,063 \times 1/2 = 3,531$
				3 埋蔵文化財緊急調査費補助金	1,000	基本額 $2,000 \times 1/2 = 1,000$
				4 教育支援体制整備事業費補助金	68,510	基本額 $205,530 \times 1/3 = 68,510$
				5 要保護児童生徒用品費等補助金	1,573	小学校基本額 $770 \times 1/2 = 385$ 中学校基本額 $2,376 \times 1/2 = 1,188$
				6 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	8,560	基本額 $25,680 \times 1/3 = 8,560$
				7 重要文化財建造物修理事業費補助金	234,873	基本額 $361,343 \times 65/100 = 234,873$
				8 重要文化財建造物公開活用事業費補助金	33,605	基本額 $51,700 \times 65/100 = 33,605$
				9 理科教育設備整備費等補助金	800	小学校基本額 $1,000 \times 1/2 = 500$ 中学校基本額 $600 \times 1/2 = 300$
				10 公立学校情報機器整備費補助金	511,096	基本額 $766,644 \times 2/3 = 511,096$
				11 GIGAスクール構想支援体制整備事業補助金	1,683	基本額 $5,049 \times 1/3 = 1,683$

(款) 15 府支出金
(項) 2 府補助金 (単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民 生 費 府 補 助 金	1,995,172	1,966,360	28,812	10 子ども・子育て支援交付金	6,689	
				14 子どもの貧困緊急対応事業費補助金	20,000	基本額 40,000×1/2=20,000
6 教 育 費 府 補 助 金	11,234	15,072	△ 3,838	1 学校支援活動推進事業費補助金	600	基本額 3,600×1/6=600
				2 部活動指導員配置事業費補助金	1,981	基本額 2,972×2/3=1,981
				3 市町村医療的ケア等実施体制サポート事業補助金	8,653	基本額 17,306×1/2=8,653

(款) 16 財産収入
(項) 1 財産運用収入 (単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節	説 明
1 財 産 貸 付 収 入	81,577	82,658	△ 1,081	区 分	金 額
				1 貸 地 料	353

(款) 17 寄附金
(項) 1 寄附金 (単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節	説 明
2 指 定 寄 附 金	4,165	1,980	2,185	区 分	金 額
				1 指 定 寄 附 金	100

(款) 18 繰入金
(項) 1 基金繰入金 (単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節	説 明
8 こども笑顔輝き基金繰入金	50,800	214,380	△ 163,580	区 分	金 額
				1 こども笑顔輝き基金繰入金	12,500
11 旧西尾家住宅大規模修繕基金繰入金	7,000	10,000	△ 3,000	区 分	金 額
				1 旧西尾家住宅大規模修繕基金繰入金	7,000

(款) 19 諸収入
(項) 5 雑入

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
3 雑入		3,905,851	△ 1,448,796	1 児童福祉自己負担納	13,113	
				6 雑入金	728,585	小学校給食費負担金 他
						681,489 47,096

(款) 20 市債
(項) 1 市債

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
6 教育債		2,604,600	△ 505,200	1 義務教育施設整備事業債	2,106,900	小・中学校改修事業
				2 公民館整備事業債	182,600	公民館整備事業
				3 文化財保存事業債	130,000	文化財保存事業
				4 公立幼稚園整備事業債	150,300	公立幼稚園整備事業
				5 自然の家整備事業債	14,900	自然の家整備事業
				6 青少年クリエィティブセンター整備事業債	19,900	青少年クリエィティブセンター整備事業

3 歳出

(款) 10 教育費
(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源				内 訳		節 区 分		説 明
				特 定 財 源	財 源			一 般 財 源	金 額			
					国府支出金	地 方 債	そ の 他					
1 教育委員会費	1,439,815	1,446,996	△7,181	1,980		278	1,437,557	1 報 酬	21,305	教育委員報酬 教育長職務代理者 委員 公務災害補償等認定委員会委員報酬 34 会計年度任用職員報酬 9,511 特別職 1 人 職員 119人 会計年度任用職員給料 9,924 484,710 47,608		
								2 給 料	542,242	扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 特別勤務手当 時間外勤務手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当 児童手当 16,215 81,879 8,610 10,644 140 60,680 28,428 141,445 113,976 69,049 10,958		
								3 職 員 手 当 等	542,024	大市共負担金 公務災害補償負担金 雇用保険料負担金 厚生年金保険料負担金 労働者災害補償保険料負担金 療養補償費 休業補償費 公務災害見舞金、点検評価学識経 験者謝礼金ほか 費用弁償 普通旅費 特別旅費 292 666 531		
								4 共 済 費	205,735	100 35		
								5 災 害 補 償 費	135			
								7 報 償 費	540			
								8 旅 費	1,489			
								9 交 際 費	50			

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源				内 訳	節		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源				区 分	金 額	
					国府支出金	地 方 債	そ の 他				
2 教育センター費	890,434	783,082	107,352	2,536	778	887,120	10 需用費	14,645	消耗品費 食糧費 印刷製本費 光熱水費 修繕料	11,319 6 2,093 1,189 38	
							11 役務費	11,077	通信運搬費 手数料 筆研翻訳料 保険料	5,019 5,802 231 25	
							12 委託料	45,654	教職員人事情報・出退勤管理システム保守業務委託料、学校徴収金システム運用保守業務委託料、校務員業務等委託料、文書送達業務委託料ほか		
							13 使用料及び賃借料	42,293	さんくす事務室賃借料ほか		
							17 備品購入費	59	更衣用ロッカー購入費ほか		
							18 負担金、補助及び交付金	12,567	さんくす事務室等共益費 全国都市教育長協議会負担金ほか	11,941 626	
							1 報酬	97,754	会計年度任用職員報酬		
							2 給料	70,662	職員 15人		
							3 職員手当等	96,945	扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 児童手当	2,908 11,152 976 1,000 6,060 38,931 32,813 3,105	
							4 共済費	51,698	大市共負担金 雇用保険料負担金 厚生年金保険料負担金 労働者災害補償保険料負担金	36,083 2,143 13,073 399	
							7 報償費	11,264	不登校児童・生徒支援に係るボランティアスタッフ謝礼金、教職員研修講師謝礼金ほか		
							8 旅費	6,323	費用弁償 普通旅費	5,441 882	
							10 需用費	24,507	消耗品費 印刷製本費 光熱水費	6,122 869 17,516	

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節 区 分	金 額	説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源				
				国府支出金	地 方 債	そ の 他					
3 教育指導費								11 役 務 費	1,652	通信運搬費	1,205
								12 委 託 料	507,893	保険料	447
								13 使用料及び賃借料	17,824	G I G A スクールネットワーク構築・運用保守業務委託料、学校教育情報通信ネットワーク構築・運用保守業務委託料、I C T サポーター業務委託料ほか	
								18 負担金、補助及び交付金	3,912	学校図書館システムサーバ賃借料ほか	
								1 報 酬	427,093	特定退職金共済・勤労者福祉共済負担金、教育研究団体負担金ほか	
		1,153,959	1,024,767	129,192	78,959	1,815	1,073,185	3 職 員 手 当 等	144,555	第三者調査委員会委員報酬、会計年度任用職員報酬ほか	
								4 共 済 費	58,329	期末手当 勤勉手当 大市共負担金	75,047 69,508
								7 報 償 費	70,740	雇用保険料負担金 厚生年金保険料負担金 労働者災害補償保険料負担金	20,987 4,985 30,758
								8 旅 費	13,125	労働者災害補償保険料負担金 スクールソーシャルワーカー謝礼金、部活動外部指導員謝礼金ほか	1,599
								10 需 用 費	6,070	費用弁償 普通旅費 特別旅費	12,639 428 58
								11 役 務 費	1,532	消耗品費 印刷製本費 修繕料	1,027 4,853 190
								12 委 託 料	392,623	通信運搬費 手数料 保険料	711 602 219
								13 使用料及び賃借料	33,156	英語指導助手派遣業務委託料、医療的ケア看護師派遣業務委託料、中学校部活動管理運営業務委託料ほか	
								14 工 事 請 負 費	3,000	児童生徒交通機関使用料、A I 翻訳機使用料ほか	
								17 備 品 購 入 費	451	支援学級補修工事費 ロジャーマイク購入費	
								18 負担金、補助及び交付金	3,116	特定退職金共済・勤労者福祉共済負担金ほか	

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	区 分	金 額		
国府支出金	地 方 債	そ の 他							
4 人権教育企画費	2,555	2,505	50			2,555	19 扶 助 費	169	民族学校就学援助費
							7 報 償 費	109	じんけん作品副賞ほか
							10 需 用 費	874	消耗品費
							11 役 務 費	320	印刷製本費
							13 使用料及び賃借料	156	通信運搬費
							17 備 品 購 入 費	300	手数料
							18 負担金、補助及び交付金	796	バス借上料ほか
									人権関連視聴覚教材購入費
									吹田市人権教育研究協議会助成金、大阪府人権教育研究協議会負担金ほか
「学習支援費」	－	22,272	△22,272						
「北部消防庁舎等複合施設建設費」	－	70,008	△70,008						
計	3,486,763	3,349,630	137,133	83,475	2,871	3,400,417			

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他					
1 小学校管理運営費	2,480,951	2,499,390	△18,439	165,862		6,996	2,308,093	1 報 酬	39,449	会計年度任用職員報酬	7,430 6,964 275 64 402 146 220,450 183 83 299 715,315 5,857
								3 職 員 手 当 等	14,394	期末手当	
								4 共 済 費	887	大市共済負担金 雇用保険料負担金 厚生年金保険料負担金 労働者災害補償保険料負担金	
								7 報 償 費	2	感謝状額縁購入費	
								8 旅 費	768	費用弁償	
								10 需 用 費	942,187	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 光熱水費 修繕料	

(項) 2 小学校費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源			区 分	金 額	
					国府支出金	地 方 債	そ の 他			
								11 役 務 費	30,025	通信運搬費 手数料 保険料 28,078 1,941 6
								12 委 託 料	736,611	包括施設管理業務委託料、特別教室空調設備設置に係るサービス購入料（維持管理）ほか
								13 使用料及び賃借料	123,121	情報教育用電算機器等借上料、学校教育用教材提示装置借上料ほか
								14 工 事 請 負 費	133,445	校舎等補修工事費ほか
								17 備 品 購 入 費	314,923	児童用端末購入費 校務用・教材用備品購入費 電話交換機購入費 空調設備備品購入費 理科教材用備品購入費 学校管理用備品購入費ほか 243,590 31,730 9,877 6,365 1,000 22,361
								18 負担金、補助及び交付金	29	特定退職金共済・勤労者福祉共済負担金
								19 扶 助 費	145,110	就学援助費、特別支援教育就学奨励費
2 小学校校改修費	1,554,568	2,317,461	△762,893		1,048,800	15,768	490,000	10 需用 費	6,383	消耗品費
								11 役 務 費	258	手数料
								12 委 託 料	187,028	トイレリニューアル工事設計業務委託料、教室改修工事設計業務委託料ほか
								13 使用料及び賃借料	9,591	校舎賃借料
								14 工 事 請 負 費	275,905	教室改修工事費、スロープ設置工事費ほか
								16 公有財産購入費	1,064,037	屋内運動場空調設備設置に係るサービス購入料（設計・施工）ほか
								17 備 品 購 入 費	9,366	増学級に伴う備品購入費
								18 負担金、補助及び交付金	2,000	電柱移設費負担金
計	4,035,519	4,816,851	△781,332	165,862	1,048,800	2,323,861	496,996			

(項) 3 中学校費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				特 定 財	地 方 債	そ の 他					
											国府支出金
1 中学校管理運営費	1,576,230	886,370	689,860	361,515		2,058	1,212,657	1 報酬	18,804	会計年度任用職員報酬	3,512
								3 職員手当等	6,833	期末手当	3,321
								4 共済費	75	労働者災害補償保険料負担金	
								8 旅費	395	費用弁償	
								10 需用費	443,906	消耗品費	179,280
										燃料費	201
										食糧費	54
										印刷製本費	917
										光熱水費	259,563
										修繕料	3,891
									11 役務費	15,954	通信運搬費
									手数料		1,187
								12 委託料	270,476	包括施設管理業務委託料ほか	
								13 使用料及び賃借料	57,253	情報教育用電算機器等借上料、学校教育用教材提示装置借上料ほか	
								14 工事請負費	70,778	校舎等補修工事費ほか	
								17 備品購入費	599,957	生徒用端末購入費 校務用・教材用備品購入費 電話交換機購入費 空調設備備品購入費 理科教材用備品購入費 学校管理用備品購入費ほか	561,388 16,879 4,979 3,971 600 12,140
								19 扶助費	91,799	就学援助費、特別支援教育就学奨励費	
2 中学校改修費	1,298,047	770,706	527,341		1,058,100	230,000	9,947	10 需用費	8,890	消耗品費	
								11 役務費	280	手数料	
								12 委託料	106,826	トイレリニューアル工事設計業務委託料、教室改修工事設計業務委託料ほか	
								14 工事請負費	110,933	教室改修工事費、スロープ設置工事費ほか	
								16 公有財産購入費	1,066,148	屋内運動場空調設備設置に係るサービス購入料（設計・施工）ほか	
								17 備品購入費	4,970	増学級に伴う備品購入費	
計	2,874,277	1,657,076	1,217,201	361,515	1,058,100	232,058	1,222,604				

(項) 4 幼稚園費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				特 定 財	地 方 債	そ の 他					
											国府支出金
1 幼 稚 園 費	1,562,440	1,365,471	196,969	13,378	150,300	56,834	1,341,928	1 報 酬	156,650	会計年度任用職員報酬	211,905
								2 給 料	409,355	職員 5 人 会計年度任用職員給料	197,450
								3 職 員 手 当 等	329,848	扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 時間外勤務手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 児童手当	3,414 60,019 5,415 5,032 301 6,924 134,269 112,787 1,687
								4 共 済 費	174,228	公務災害補償負担金 雇用保険料負担金 厚生年金保険料負担金 労働者災害補償保険料負担金 公立学校共済組合負担金	1,138 3,429 19,304 872 149,485
								7 報 償 費	934	講師謝礼金ほか	
								8 旅 費	2,545	費用弁償 普通旅費	2,185 360
								10 需 用 費	38,805	消耗品費 食糧費 印刷製本費 光熱水費 修繕料 賄材料費	17,994 45 74 10,193 10,063 436
								11 役 務 費	5,939	通信運搬費 手数料 保険料	3,742 2,060 137
								12 委 託 料	257,352	包括施設管理業務委託料、幼稚園 型認定こども園給食調理業務委託 料ほか	
								13 使用料及び賃借料	2,770	電子複写機借上料ほか	
								14 工 事 請 負 費	165,036	公立幼稚園大規模修繕工事費ほか	
								17 備 品 購 入 費	17,131	園務用備品購入費ほか	
								18 負担金、補助及び 交付金	1,847	特定退職金共済・勤労者福祉共済 負担金ほか	
計	1,562,440	1,365,471	196,969	13,378	150,300	56,834	1,341,928				

(項) 5 社会教育費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源		区 分	金 額		
					国府支出金	地方債			そ の 他	
1 社会教育総務費	462,505	417,361	45,144		104	462,401	1 報 酬	5,248	社会教育委員報酬 会計年度任用職員報酬 269 4,979	
							2 給 料	209,839	職員 49人 会計年度任用職員給料 198,188 11,651	
							3 職 員 手 当 等	162,449	扶養手当 地域手当 5,246 31,736 住居手当 4,397 通勤手当 5,309 特殊勤務手当 462 管理職手当 11,699 期末手当 54,370 勤勉手当 45,638 児童手当 3,592	
							4 共 済 費	79,241	大市共負担金 公務災害補償負担金 78,266 雇用保険料負担金 25 厚生年金保険料負担金 268 労働者災害補償保険料負担金 661 労働者災害補償保険料負担金 21	
							8 旅 費	534	費用弁償 75 普通旅費 452	
							10 需 用 費	3,224	特別旅費 7 消耗品費 2,435 印刷製本費 787 修繕料 2	
							11 役 務 費	381	通信運搬費 176 手数料 5 保険料 200	
							13 使用料及び賃借料	1,223	電子複写機借上料ほか	
							17 備 品 購 入 費	220	電動自転車購入費	
							18 負担金、補助及び交付金	146	大阪府青少年指導員連絡協議会分 担金ほか	
2 青少年教育費	110,824	108,600	2,224	9,160	108	101,556	1 報 酬	26,462	青少年問題協議会委員報酬 101 青少年指導員報酬 9,360 会計年度任用職員報酬 17,001	
							2 給 料	2,334	会計年度任用職員給料	
							3 職 員 手 当 等	7,565	地域手当 327 通勤手当 143 期末手当 3,817 勤勉手当 3,278	

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節 区 分		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	金 額		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
								4 共 済 費	4,220	大市共負担金 公務災害補償負担金 雇用保険料負担金 厚生年金保険料負担金 労働者災害補償保険料負担金 二十歳を祝う式典出演者等謝礼金 ほか
								7 報 償 費	2,465	
								8 旅 費	1,451	費用弁償 特別旅費
								10 需 用 費	842	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 修繕料 賄材料費
								11 役 務 費	306	通信運搬費 保険料
								12 委 託 料	43,243	こどもプラザ事業委託料、地域教育 コミュニティ事業委託料、二十 歳を祝う式典運営業務委託料ほか
								13 使用料及び賃借料	6,300	二十歳を祝う式典会場使用料ほか
								18 負担金、補助及び 交付金	15,614	地区青少年健全育成事業費補助金 ほか
								19 扶 助 費	22	さわやか元気キャンプ参加助成費
3 公 民 館 費	431,774	326,917	104,857		102,000	1,784	327,990	1 報 酬	54,843	地区公民館企画運営委員報酬 公民館運営審議会委員報酬 指定管理者候補者選定委員会委員 報酬 会計年度任用職員報酬
								3 職 員 手 当 等	9,049	期末手当 勤勉手当
								4 共 済 費	132	労働者災害補償保険料負担金
								7 報 償 費	11,072	講師謝礼金ほか
								8 旅 費	82	費用弁償
								10 需 用 費	36,101	普通旅費 消耗品費 光熱水費 修繕料
										2 80 4,917 25,179 6,005

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節 区 分		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他					
4 図 書 館 費								11 役 務 費	24,460	通信運搬費 手数料 保険料	23,552 599 309
								12 委 託 料	162,624	地区公民館管理業務委託料、指定 管理者施設管理費ほか	
								13 使用料及び賃借料	7,633	吹一地区公民館さんくす分館施設 賃借料ほか	
								14 工 事 請 負 費	91,799	吹田東地区公民館改修工事費、千 二地区公民館改修工事費	
								16 公有財産購入費	23,157	千里ニュータウンプラザ内の南千 里地区公民館に係るサービス購入 料（設計・建設）	
								17 備 品 購 入 費	770	地区公民館備品購入費	
								18 負担金、補助及び 交付金	10,052	地区公民館文化祭補助金 吹一地区公民館さんくす分館施設 共益費	9,070
		1,465,603	1,514,711	△49,108	56,012	1,154	1,408,437	1 報 酬	99,591	図書館協議会委員報酬 会計年度任用職員報酬	177 99,414
								2 給 料	199,662	職員 50人 会計年度任用職員給料	194,994 4,668
								3 職 員 手 当 等	180,958	扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 児童手当	2,370 29,200 5,776 5,337 6,516 70,924 59,579 1,256
								4 共 済 費	93,930	大市共済負担金 公務災害補償負担金 雇用保険料負担金 厚生年金保険料負担金 労働者災害補償保険料負担金	79,122 10 2,081 12,309 408
								7 報 償 費	3,057	対面朗読ボランティア謝礼金ほか	
								8 旅 費	5,479	費用弁償 普通旅費	5,196 283
								10 需 用 費	66,834	消耗品費 印刷製本費 光熱水費 修繕料	21,490 1,403 37,412 6,529

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源				内 訳	節		説 明		
				特 定 財 源	一 般 財 源				区 分	金 額			
					国府支出金	地 方 債	財 源						
												そ の 他	
5 自然体験交流センター費	90,489	101,353	△10,864						11 役 務 費	12,923	通信運搬費 手数料 保険料	12,316 553 54	
									12 委 託 料	567,502	施設管理業務委託料、窓口等業務委託料、指定管理者施設管理費ほか		
									13 使用料及び賃借料	121,594	さんくす図書館施設賃借料、電算機器借上料ほか		
									16 公有財産購入費	38,059	千里ニュータウンプラザ内の千里図書館に係るサービス購入料（設計・建設）		
									17 備 品 購 入 費	66,026	図書等資料購入費ほか		
									18 負担金、補助及び交付金	9,988	さんくす図書館施設共益費、日本図書館協会負担金ほか		
									1 報 酬	84	指定管理者選定委員会委員報酬		
									10 需用費	1,200	修繕料		
									11 役 務 費	34	通信運搬費 手数料	27 7	
									12 委 託 料	88,890	指定管理者施設管理費ほか		
6 青少年クリエイティブセンター費	163,214	130,868	32,346						17 備 品 購 入 費	281	AED購入費		
									1 報 酬	19,043	運営審議会委員報酬 会計年度任用職員報酬	252 18,791	
									2 給 料	30,221	職員 6 人		
									3 職 員 手 当 等	29,093	扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 児童手当	856 4,533 940 641 1,284 10,981 9,384 474	
									4 共 済 費	16,021	大市共負担金 雇用保険料負担金 厚生年金保険料負担金 労働者災害補償保険料負担金	13,331 393 2,223 74	
									7 報 償 費	4,206	講師謝礼金ほか		
									8 旅 費	344	費用弁償 普通旅費 特別旅費	303 12 29	

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源				内訳	節		説明	
				特	定財源				一般財源	区分		金額
					国府支出金	地方債	その他					
									10 需用費	6,771	消耗品費 燃料費 印刷製本費 光熱水費 修繕料	1,453 6 20 4,512 780
									11 役務費	881	通信運搬費 手数料 保険料	492 149 240
									12 委託料	21,676	施設管理業務委託料ほか	
									13 使用料及び賃借料	8,049	体育館空調設備リース料ほか	
									14 工事請負費	26,554	運動広場管理棟外壁改修工事費	
									15 原材料費	10	補修用原材料費	
									17 備品購入費	137	救急対応用ベッド購入費ほか	
									18 負担金、補助及び交付金	208	特定退職金共済・勤労者福祉共済負担金ほか	
7 文化財保護費	603,326	497,119	106,207	269,478	130,000	7,380	196,468	1 報酬	20,136	文化財保護審議会委員報酬 会計年度任用職員報酬	84 20,052	
								2 給料	58,162	職員 15人	559	
								3 職員手当等	46,550	扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 児童手当	559 8,481 1,291 1,331 1,848 17,906 14,900 234	
								4 共済費	25,949	大市共済負担金 雇用保険料負担金 厚生年金保険料負担金 労働者災害補償保険料負担金	23,229 566 2,063 91	
								7 報償費	269	旧西尾家住宅修理専門会議委員謝礼金ほか		
								8 旅費	1,032	費用弁償 普通旅費	956 76	
								10 需用費	2,685	消耗品費 印刷製本費 光熱水費 修繕料	441 615 737 892	

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源				内 訳	節 区 分		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源		金 額			
				国府支出金	地 方 債	そ の 他						
8 博 物 館 費	95,033	102,644	△7,611					93,952	11 役 務 費	758	通信運搬費 手数料 保険料	306 433 19
									12 委 託 料	122,721	旧西尾家住宅保存修理・耐震対策 工事監理業務委託料、施設管理業 務委託料ほか	
									13 使用料及び賃借料	684	土地賃借料ほか	
									14 工 事 請 負 費	320,353	旧西尾家住宅保存修理・耐震対策 工事費ほか	
									17 備 品 購 入 費	264	空調設備備品購入費	
									18 負担金、補助及び 交付金	3,663	文化財保存事業補助金ほか	
									21 補償、補填及び賠償金	100	文化財保護課管理地の管理瑕疵に よる賠償金	
									1 報 酬	9,602	博物館協議会委員報酬 特別職非常勤職員報酬 会計年度任用職員報酬	168 3,600 5,834
									3 職 員 手 当 等	1,989	期末手当 勤勉手当	1,081 908
									4 共 済 費	619	大市共負担金 雇用保険料負担金 厚生年金保険料負担金 労働者災害補償保険料負担金	219 54 319 27
									7 報 償 費	796	特別展講師謝礼金ほか	
									8 旅 費	443	費用弁償 普通旅費 特別旅費	230 111 102
									10 需 用 費	17,843	消耗品費 印刷製本費 光熱水費 修繕料	2,221 1,737 12,371 1,514
									11 役 務 費	1,108	通信運搬費 手数料 保険料	331 540 237
									12 委 託 料	59,020	施設管理業務委託料、特別展運営 業務委託料ほか	
									13 使用料及び賃借料	1,255	電子機器等賃借料ほか	
									17 備 品 購 入 費	2,299	収蔵庫用除湿器購入費ほか	
									18 負担金、補助及び 交付金	59	日本博物館協会負担金ほか	

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節 区 分		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	金 額			
9 生涯学習費	10,729	10,861	△132	国府支出金	20	10,709	1 報 酬	2,593	会計年度任用職員報酬
							2 給 料	2,334	会計年度任用職員給料
							3 職 員 手 当 等	2,398	地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当
							4 共 済 費	1,398	大市共負担金 公務災害補償負担金 雇用保険料負担金 厚生年金保険料負担金
							7 報 償 費	1,066	生涯学習吹田市民大学講師謝礼金
							8 旅 費	33	ほか 普通旅費
							10 需 用 費	874	消耗品費 印刷製本費
							18 負担金、補助及び交付金	33	特定退職金共済・勤労者福祉共済負担金
							1 報 酬	35,794	特別職非常勤職員報酬 会計年度任用職員報酬 指定管理者選定委員会委員報酬
							3 職 員 手 当 等	12,452	期末手当 勤勉手当
10 青少年活動サポートプラザ費	160,007	162,632	△2,625	20,000	7,449	132,558	4 共 済 費	7,542	大市共負担金 雇用保険料負担金 厚生年金保険料負担金 労働者災害補償保険料負担金
							7 報 償 費	819	運営協議会委員謝礼金、家族支援 講座講師謝礼金、医療助言等謝礼金ほか
							8 旅 費	1,437	費用弁償 普通旅費 特別旅費
							10 需 用 費	25,131	消耗品費 印刷製本費 光熱水費 修繕料
							11 役 務 費	1,100	通信運搬費 手数料 保険料

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
								12 委 託 料	64,811	指定管理者施設管理費
								13 使用料及び賃借料	10,585	土地賃借料、電子複写機借上料ほか
								18 負担金、補助及び交付金	311	特定退職金共済・勤労者福祉共済負担金
								22 償還金、利子及び割引料	25	青少年活動サポートプラザ使用料 過年度還付金
11 自然の家費	95,230	73,211	22,019		14,900	5,312	75,018	8 旅 費	97	特別旅費
								10 需用 費	1,800	修繕料
								11 役 務 費	8	手数料
								12 委 託 料	93,325	指定管理者施設管理費ほか
12 吹一地区公民館整備費	107,127	30,224	76,903		80,600		26,527	12 委 託 料	11,467	建設工事監理業務委託料
								14 工 事 請 負 費	93,936	建設工事費
								21 補償、補填及び賠償金	1,724	電気通信設備移設に係る補償金
「吹三地区公民館整備費」	－	352,091	△352,091							
計	3,795,861	3,828,592	△32,731	354,650	347,400	32,250	3,061,561			

(項) 6 保健体育費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源		一 般 財 源	区 分	金 額		
				国府支出金	地 方 債				そ の 他	
1 保健体育総務費	731,428	695,370	36,058			114	731,314	1 報 酬 2 給 料 3 職 員 手 当 等 <		

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節 区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源			
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
2 学校保健体育費	243,381	251,892	△8,511	7	13,163	230,211	7 報 償 費	2	賞状用紙購入費	123
							8 旅 費	306	費用弁償 普通旅費 特別旅費	120 63
							10 需 用 費	1,014	消耗品費 印刷製本費 修繕料	865 113 36
							11 役 務 費	131	通信運搬費 手数料	129 2
							18 負担金、補助及び交付金	57	特定退職金共済・勤労者福祉共済 負担金	
							1 報 酬	112,515	学校医報酬 学校歯科医報酬 学校薬剤師報酬 産業医報酬	64,275 36,155 11,387 698
							2 給 料	569	会計年度任用職員給料	
							3 職 員 手 当 等	110	地域手当 通勤手当	80 30
							4 共 済 費	118	大市共済負担金 雇用保険料負担金 厚生年金保険料負担金	44 11 63
							7 報 償 費	12,771	入園前健康診断医師謝礼金ほか	
							8 旅 費	2,519	特別旅費	
							10 需 用 費	23,098	消耗品費 印刷製本費 修繕料	21,298 1,750 50
							11 役 務 費	13,245	通信運搬費 手数料 保険料	43 11,577 1,625
							12 委 託 料	43,846	児童生徒心臓検診業務委託料ほか	
							13 使用料及び賃借料	3,509	バス借上料ほか	
							17 備 品 購 入 費	150	塩素供給機購入費ほか	
							18 負担金、補助及び交付金	30,361	独立行政法人日本スポーツ振興センター掛金ほか	
							19 扶 助 費	570	要保護・準要保護児童生徒医療費 援助	

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	金 額	区 分	金 額	
3 学 校 給 食 費	2, 870, 975	2, 352, 257	518, 718	598, 587	1, 034, 399	1, 237, 989	1 報 酬	105, 084	給食調理等業務委託事業者選定委員会報酬 会計年度任用職員報酬
							2 給 料	3, 643	会計年度任用職員給料
							3 職 員 手 当 等	42, 381	地域手当 通勤手当 期末手当
							4 共 済 費	26, 957	勤労手当 大市共負担金 公務災害補償負担金 雇用保険料負担金 厚生年金保険料負担金 労働者災害補償保険料負担金
							7 報 償、 費	62	10, 232 6 2, 492 13, 770 457
							8 旅 費	1, 304	学校給食運営会議委員謝礼金、中 学校全員給食調理等業務に係る事 業者選定学識経験者謝礼金ほか
							10 需 用 費	1, 286, 765	費用弁償 消耗品費 印刷製本費 修繕料
							11 役 務 費	2, 813	修繕料 賄材料費 通信運搬費 手数料
							12 委 託 料	953, 295	1, 239, 818 1, 174 1, 639
							13 使用料及び賃借料	14, 301	小学校洗浄室増設及び給食調理室 改修工事監理業務委託料、中学校 給食配膳室改修工事設計業務委託 料、中学校給食配膳室改修工事監 理業務委託料、小学校給食調理等 業務委託料、中学校給食調理等業 務委託料ほか
							14 工 事 請 負 費	219, 051	調理用白衣リース料、給食献立シ ステム使用料ほか 小学校小荷物専用昇降機改修工事 費、小学校洗浄室増設及び給食調 理室改修工事費、中学校給食配膳 室改修工事費
							17 備 品 購 入 費	117, 602	厨房用備品購入費ほか
							18 負担金、補助及び 交付金	97, 717	中学校給食費補助金、三島地区学 校給食研究協議会負担金ほか
計	3, 845, 784	3, 299, 519	546, 265	598, 594	1, 047, 676	2, 199, 514			

特別支援教育事業における医療的ケア看護師確保のための
 人材派遣サービスの活用について

1 事業の内容

令和 6 年度（2024 年度）から、会計年度任用職員の医療的ケア看護師に欠員が生じた場合には、派遣契約により派遣職員の看護師を配置していますが、令和 8 年度（2026 年度）～令和 9 年度（2027 年度）においても、看護師の必要数に対して、令和 8 年度は 13 人、令和 9 年度は 20 人が不足する見込みであることから、当該不足分の解消を図るため、派遣契約により看護師を配置します。

2 予算額

債務負担行為（追加）

事項	期間	限度額
小・中学校医療的ケア看護師派遣業務 （令和 7 年度契約分）	令和 7 年度～令和 9 年度	163,195 千円

3 今後の予定

令和 7 年（2025 年）10 月	契約締結
令和 8 年（2026 年）4 月	医療的ケア看護師派遣業務開始

教育支援教室（あるくの森）における教育相談員・発達相談員の人員拡充について

1 事業の内容

令和6年（2024年）4月に本市の喫緊の課題である不登校児童・生徒を支援する施設として、吹田市総合防災センター（DRC Suita）内に教育支援教室（あるくの森）を開室しました。

教育支援教室（あるくの森）においては、教育相談員（心理職）が入室児童・生徒にカウンセリング・健康観察を実施し、児童・生徒に心理面のサポートを実施しています。

支援の必要な入室児童・生徒数は増加しており（令和6年（2024年）12月現在174名・前年平均比97名増）、児童・生徒のこころの変化を見るために必要となる面談を行う教育相談員を増員します。

また発達に課題のある入室児童・生徒の支援・指導を行っていることから、専門的な視点からの適切なサポートを行う発達相談員を新たに配置します。

令和7年度（2025年度）より教育相談員を現在の3名から5名に増員、及び発達相談員（作業療法士・特別支援教育士）を1名新規に配置するものです。

2 予算額

(1) 歳出予算 11,454千円（教育相談事業166,372千円のうち3名拡充分）

（款）教育費（項）教育総務費（目）教育センター費

（大事業）学校教育支援事業（小事業）教育相談事業

節名称	予算額(千円)	説明等
報酬	9,251	会計年度任用職員給与
共済費	1,758	同上 社会保険料
旅費	360	同上 通勤費用
負担金	85	同上 共済負担金等

(2) 歳入予算 53千円（該当分）

（款）諸収入（項）雑入（目）雑入

節名称	予算額(千円)	説明等
雑入	53	雇用保険料本人負担分

3 経過について

令和6年（2024年）3月まで	教育相談員3人配置 （令和5年度（2023年度）まで直近3カ年平均児童・生徒数77人）
令和6年度（2024年度）	教育相談員3人配置 （12月現在 児童・生徒数174人）
令和7年（2025年）4月以降	教育相談員5名・発達相談員1名に拡充

小学校・中学校における教育用 iPad(GIGA スクール構想対応用)の購入について

1 事業の内容

令和2年度(2020年度)のGIGAスクール構想開始に伴い、児童・生徒1人1台学習用端末(小学校はiPad、中学校はWindows端末)を導入しました。

端末導入後5年が経過しており、児童・生徒の使用する端末が経年劣化しているため、今後約5年程度をかけて約35,000台を順次更新する予定としており、令和7年度(2025年度)に大阪府公立学校情報機器共同調達協議会実施の共同調達(以下 府共同調達)に参加し、13,939台(小学校4,218台・中学校9,721台)の購入を行うものです。なお府共同調達において、府内各市町村は必要台数等の仕様詳細を提出のうえ調達することとしています。

2 予算額

(1)歳出予算 868,328千円

(款)教育費(項)教育総務費(目)教育センター費

(大事業)学校教育推進事業(小事業)学校教育情報通信ネットワーク事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	61,376	設定及び搬入委託料

(款)教育費(項)小学校費(目)小学校管理運営費

(大事業)小学校管理事業(小事業)小学校管理事業

節名称	予算額(千円)	説明等
需用費	696	充電保管庫電源タップ
備品購入費	243,590	iPad 端末本体、キーボード、MDM(端末管理機能)

(款)教育費(項)中学校費(目)中学校管理運営費

(大事業)中学校管理事業(小事業)中学校管理事業

節名称	予算額(千円)	説明等
需用費	1,278	充電保管庫電源タップ
備品購入費	561,388	iPad 端末本体、キーボード、MDM(端末管理機能)

(2)歳入予算(特定財源) 511,096千円

(款)国庫支出金(項)国庫補助金(目)教育費国庫補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
公立学校情報機器整備費補助金	5 1 1, 0 9 6	小学校充当分 154,660 千円 中学校充当分 356,436 千円

3 経過及び今後の予定

令和7年(2025年)5月	府共同調達の実施による落札事業者決定
令和7年(2025年)10月	本市と落札事業者間で契約
令和8年(2026年)3月	順次各校に配備(予定)

中学校における採点支援システムの導入について

1 事業の内容

学校では教職員が答案の正誤判定等の処理を手処理で行っていますが、中学校6校において採点支援システム（答案用紙のスキャン・システムへのデータ取り込み）を試験的に導入して効果検証を行ったところ、1教科1学級あたり平均約90分（240分→150分）の作業時間削減が見られる結果となりました。

令和7年度（2025年度）から中学校18校に採点支援システムを導入し、教員の働き方改革の推進及び校務の効率化に役立てるものです。

2 予算額

(1) 歳出予算 2,508千円

（款）教育費（項）教育総務費（目）教育センター費

（大事業）学校教育推進事業（小事業）学校教育情報通信ネットワーク事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	2,508	システム導入及び保守

3 経過及び今後の予定

令和6年度（2024年度）	システムの試験導入（中学校6校）実施
令和7年（2025年）5月	システムの入札実施
令和7年（2025年）6月	運用開始

教育活動支援事業における小学校への市費専科講師の加配について

1 事業の内容

小学校の学級担任の授業の質の向上及び良好な教育環境の整備を図ることを目的に、特定の教科の授業を担う市費専科講師を配置し、授業時数を減らすことで負担軽減を図り、授業準備・生徒指導等に効果的に取り組む時間を確保するものです。

令和7年度（2025年度）に一部の小学校に市費専科講師（週15時間・計6名（予定））を臨時的かつ緊急的に加配し、運用状況を検証した上で、今後の在り方を検討します。

2 予算額

歳出予算 11,803 千円

（款）教育費（項）教育総務費（目）教育指導費

（大事業）学校教育支援事業（小事業）教育活動支援事業

節名称	予算額(千円)	説明等
報酬	11,110	報酬及び地域報酬
共済費	33	労働者災害補償保険料負担金
旅費	660	通勤費用

3 今後の予定

令和7年(2025年)2月	配置に向けた準備
4月以降	小学校に市費専科講師を加配

教育活動支援事業における校内教育支援教室への居場所サポーター
(会計年度任用職員)の配置校拡大について

1 事業の内容

不登校や登校しぶり、教室に入りづらい児童・生徒等に対して、校内の落ち着いた空間の中で、個別の学習支援、相談及び困り感等のカウンセリング、友達と関わり合う活動などの適切な支援や働きかけを行うため、令和6年度(2024年度)は、モデル校として小学校5校の校内教育支援教室に、教員免許状を有する居場所サポーター(会計年度任用職員)を配置していますが、令和7年度(2025年度)は20校に配置します。

≪配置内容≫

- ・配置校・配置人数：市立小学校16校・中学校4校・各校1名ずつ
- ・配置時間：週20時間、8:30～12:30(1日あたり4時間)

2 予算額

(1) 歳出予算 30,125 千円

(款)教育費(項)教育総務費(目)教育指導費

(大事業)学校教育支援事業(小事業)教育活動支援事業

節名称	予算額(千円)	説明等
報酬	22,343	給料、地域手当
職員手当等	5,908	期末手当、勤勉手当
共済費	87	労働者災害補償保険料負担金
旅費	1,787	費用弁償、普通旅費

(2) 歳入予算(特定財源) 20,082 千円

(款)国庫支出金(項)国庫補助金(目)教育費国庫補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
教育支援体制整備事業費補助金 (いじめ対策・不登校支援等 総合推進事業)	20,082	補助率：国費1/3、府費1/3

3 今後の予定

令和7年（2025年）3月	議決後、会計年度任用職員の公募、選考
4月	居場所サポーターの配置

令和7年度（2025年度）に執行する山田第三小学校及び山田第五小学校の統合に係る主な予算一覧

（単位：千円）

室課名	科目名		目 名	予算要求内容	予算額
	款	項 目			
教育未来創生室	10	01	01	統合記念Tシャツの配付	860
	10	01	03	(加配) 講師2名等（府費加配職員が配置されなかった場合に配置）	3,936
				(加配) 学校問題解決支援員1名	4,284
	10	02	01	山田第五小学校敷地内通路へ新設する防犯カメラのリース料及び電気代	541
学校管理課				山田第三小学校外壁等劣化対策工事設計業務	9,162
	10	02	02	山田第三小学校トイレ改修工事（※令和6年度（2024年度）補正予算）	223,283
				山田第五小学校特別教室等空調設備移設等業務（令和6年度（2024年度）～令和7年度（2025年度）債務負担行為）	33,193
	10	02	01	山田第三小学校屋内運動場放送設備改修工事	5,800
学校教育室	10	01	03	(加配) スタートアップ支援者1名	1,332
				不登校児童生徒指導員（1人分）	1,471
放課後子ども育成室	03	02	06	(加配) 指導員1名	3,350
合計					287,212

※令和7年度（2025年度）に繰り越して執行予定

小・中学校改修事業におけるトイレリニューアル工事の実施について

1 事業の内容

小・中学校のトイレについては、平成 28 年度（2016 年度）から令和 2 年度（2020 年度）の 5 か年で、洋式化率の低い学校を中心に概ね 3 分の 2 程度の改修を実施しました。未改修のトイレについても和式が多く老朽化が進んでいることから、令和 7 年度（2025 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 6 年間で改修を行い、洋式化を進めます。これにより、児童・生徒、教職員の学校での生活環境の向上を図り、より快適な教育環境の整備を進めます。

2 予算額

(1) 歳出予算 77,035 千円

（款）教育費（項）小・中学校費（目）小・中学校改修費

（大事業）小・中学校管理事業（小事業）小・中学校改修事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	77,035	工事に係る実施設計委託料 小学校改修事業 49,607 千円 中学校改修事業 27,428 千円

3 今後の予定

令和 7 年度（2025 年度）	実施設計
令和 8 年度（2026 年度） ～令和 11 年度（2029 年度）	工事、実施設計
令和 12 年度（2030 年度）	工事

(1)

トイレリニューアル工事年次計画表

年度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
小学校	工事実施校	吹田東小	吹田南小	吹田第三小	佐井寺小	吹田第一小
		千里第一小	片山小	千里第三小	東佐井寺小	吹田第二小
		千里第二小	南山田小	岸部第一小	江坂大池小	吹田第六小
		千里新田小	津雲台小	佐竹台小	山田第一小	岸部第二小
		豊津第一小	古江台小	桃山台小	東山田小	山手小
		豊津第二小	藤白台小	千里たけみ小	北山田小	山田第二小
					高野台小	西山田小
						青山台小
		6校	6校	6校	7校	8校
		6校	6校	7校	8校	
中学校	工事実施校	片山中	第一中	第六中	第二中	第三中
		山田中	南千里中	佐井寺中	第五中	西山田中
		竹見台中	古江台中	豊津中	山田東中	千里丘中
				豊津西中	青山台中	高野台中
		3校	3校	4校	4校	4校
		3校	4校	4校	4校	
		3校				
		3校				

1 対象校

小学校：平成27年度（2015年度）に開校した千里丘北小学校、令和7年度（2025年度）に改修を行う山田第三小学校を除く33校

中学校：全18校

2 優先順位の考え方

洋式化率、児童・生徒数及び老朽化の状況等を総合的に判断して実施します。

※実施校数や順序については、関係部局等との調整により変更することがあります。

(2)

小学校給食事業における給食費の保護者負担軽減について

1 事業の内容

物価上昇により影響を受けている子育て世帯への経済支援として、学校給食費等への支援が、重点支援地方交付金の推奨事業メニューとして位置づけられていることから、交付金の活用を見込んで、令和 7 年（2025 年）4 月から 9 月まで市立小学校給食費の無償化を実施します。

また、給食で使用する食材費の値上がりが続いている中、給食の質を確保するためには、給食費の改正が必要であるところ、給食費の保護者負担額を令和 6 年度（2024 年度）と同水準に据え置くため、交付金の活用を見込んで、年間を通じて食材費の値上がり分の補助を行います。

支援内容	給食費の無償化	食材費値上分補助
期間	令和 7 年（2025 年）4 月～9 月	令和 7 年（2025 年）4 月～ 令和 8 年（2026 年）3 月
1 食あたりの 補助額	低学年（1・2 学年）251 円 中学年（3・4 学年）256 円 高学年（5・6 学年）261 円	低学年（1・2 学年）15 円 中学年（3・4 学年）16 円 高学年（5・6 学年）17 円
予定回数	93 回	197 回
児童数 （令和 7 年 4 月 1 日推計）	20,953 人	

2 予算額

(1) 歳出予算 1,239,818 千円

（款）教育費（項）保健体育費（目）学校給食費

（大事業）小学校管理事業（小事業）小学校給食事業

節名称	予算額(千円)	説明等
需用費	1,239,818	賄材料費

(1)

(2) 歳入予算 681,489千円

(款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 雑 (節) 雑入

細節名称	予算額(千円)	説明等
給食費負担金	681,489	児童 557,213千円 教職員 124,276千円

3 経過及び今後の予定

令和2年度(2020年度)6月～3月	小学校給食費の無償化
令和3年度(2021年度)10月～3月	
令和4年度(2022年度)4月～3月	
令和5年度(2023年度)4月～3月	給食費改定 小学校給食費の無償化
令和6年度(2024年度)4月～9月	小学校給食費の無償化
令和7年度(2025年度)4月～9月 4月～3月	小学校給食費の無償化 食材費値上分補助

中学校給食事業における給食費の保護者負担軽減について

1 事業の内容

令和 10 年度（2028 年度）からの中学校での全員給食の実施を目指す中、現在の選択制における給食の喫食率向上を図るため、令和 7 年度（2025 年度）4 月から 3 月までの市立中学校給食費の半額補助を継続して実施するものです。

また、給食で使用する食材費の値上がりが続いている中、給食の質を確保するためには、給食費の改正が必要であるところ、給食費の保護者負担額を令和 6 年度（2024 年度）と同様の水準に据え置くため、重点支援地方交付金の活用を見込んで、食材費の値上分の補助を行います。

支援内容		給食費の半額補助及び 食材費値上分補助
期間		令和 7 年（2025 年）4 月 ～令和 8 年（2026 年）3 月
1 食あたりの 給食費単価 360 円	1 食あたりの給食費半額補助額	170 円
	1 食あたりの食材費値上分補助額	20 円
	1 食あたりの保護者負担額	170 円
生徒数 令和 7 年（2025 年）4 月 1 日推計		9,149 人
予定回数		192 回
備考		想定喫食率 34.6% 令和 6 年（2024 年）4 月から 12 月末 までの喫食率 29.3%

2 予算額

歳出予算 149,043 千円

（款）教育費（項）保健体育費（目）学校給食費

（大事業）中学校管理事業（小事業）中学校給食事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	51,369	調理等委託料
負担金、補助及び交付金	97,674	中学校給食費補助金

3 経過及び今後の予定

令和2年度（2020年度）6月～3月	中学校給食費の半額補助
令和3年度（2021年度）10月～3月	
令和4年度（2022年度）4月～3月	
令和5年度（2023年度）4月～3月	
令和6年度（2024年度）4月～3月	
令和7年度（2025年度）4月～3月	中学校給食費の半額及び食材費値上分補助

吹田東地区公民館の大規模修繕工事について

1 事業の内容

吹田東地区公民館は昭和 49 年に供用を開始し、供用開始後 50 年が経過しています。
当該公民館は吹田市公共施設（一般建物）個別施設計画において、老朽化とバリアフリー等が課題であり、今回、大規模修繕工事を行い、地域の生涯学習の拠点、また避難所としても必要な機能を整備し、今後も、安全かつ快適に利用していただけるよう改善を図るものです。

2 整備内容等

- (1) 屋上防水改修工事
- (2) 外部建具、非常扉の改修
- (3) 壁・床・天井の内装改修（仕上げ塗り替え等）
- (4) 諸室の改修
- (5) 空調設備、換気設備、給排水設備、給湯器等の改修
- (6) 照明 LED 化、館内放送設備更新
- (7) エレベーター設置
- (8) バリアフリースイールの設置
- (9) スロープ・自動扉の設置
- (10) 共用部分に防犯カメラを設置

3 予算額

(1) 歳出予算 31,249 千円

（款）教育費（項）社会教育費（目）公民館費

（大事業）公民館事業（小事業）公民館管理事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	19,314	大規模修繕に係る実施設計委託料及び工事監理委託料
工事請負費	11,935	改修工事費

(2) 債務負担行為

事項	期間	限度額
吹田東地区公民館大規模修繕工事	令和 8 年度（2026 年度）	250,156 千円

4 今後の予定

時期（予定）	取組内容など
令和7年（2025年）5月	大規模修繕工事実施設計業務完了（予定）
令和7年（2025年）10月	大規模修繕工事（令和8年（2026年）9月まで）
令和8年（2026年）秋頃	供用開始（予定）

吹田市立自然の家の大規模修繕工事について

1 事業の内容

吹田市立自然の家は、山の静けさや川のせせらぎ、動物の息づかいが感じられる自然に囲まれた立地で、家族や青少年などの団体利用のほか、林間学習ができる貴重な施設であります。当該施設は、築後45年が経過し、老朽化が進行しており、屋根・外壁などの外部改修及び諸室の内装等の修繕が必要となっております。

そのため、吹田市公共施設(一般建築物)個別施設計画において予定している大規模修繕工事を行い、今後も、市民等に安全かつ快適に利用していただけるよう、施設環境の保全と改善を図るものです。

2 主な整備内容等

(1) 本館

ア 外壁・屋根改修

イ 体育室の空調設備を改修

※現在は暖房のみ

ウ 男女浴室の設備改修

エ 宿泊室及び廊下の内装改修(壁天井の塗装等)

オ 空調設備、防火設備、電気設備の改修(照明のLED化を含む。)

カ 事務室と保健室の間仕切り等、レイアウトの変更に伴う改修

(2) 野外施設

ア 野外食堂の雨漏り箇所の改修及び支柱の塗装

イ 屋外便所・ゴミ庫・プロパン庫屋根の改修

3 予算額

歳出予算 16,621 千円

(款)教育費(項)社会教育費(目)自然の家費

(大事業)自然の家事業(小事業)自然の家管理事業

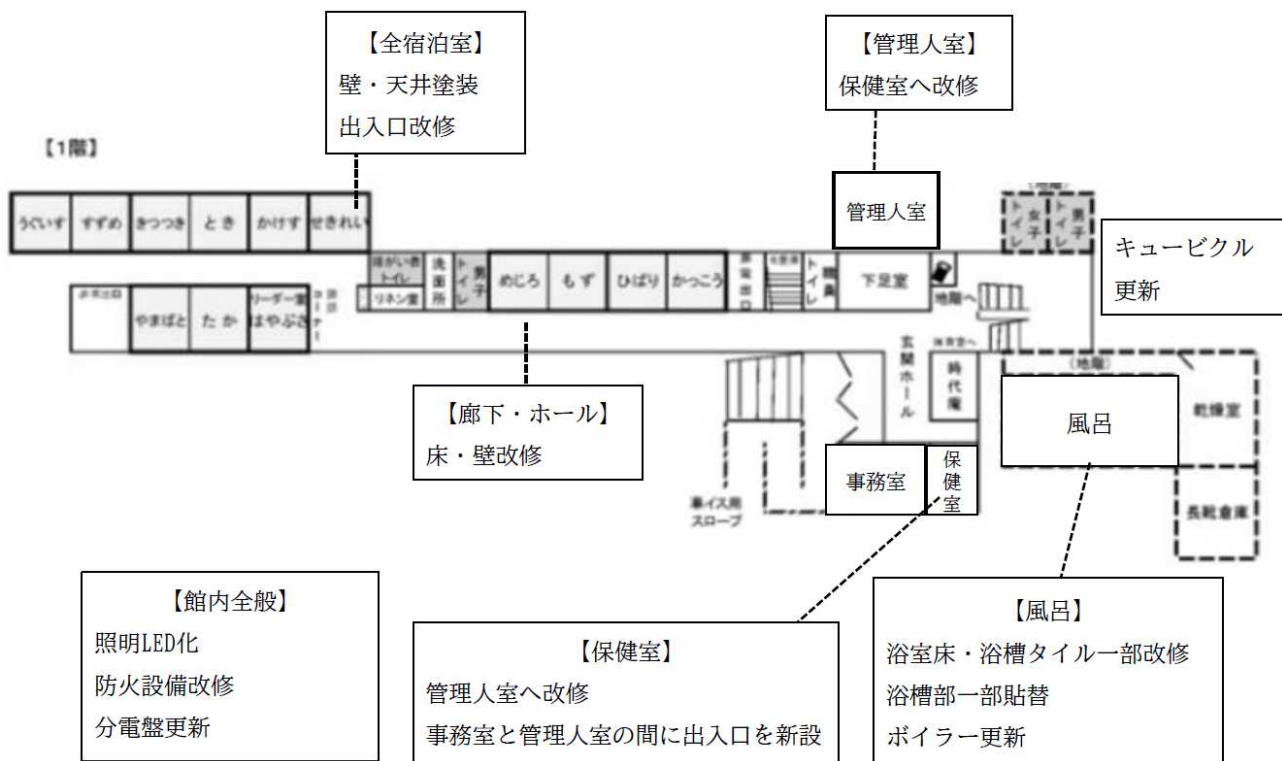
節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	16,621	大規模修繕に係る実施設計委託料

4 今後の予定

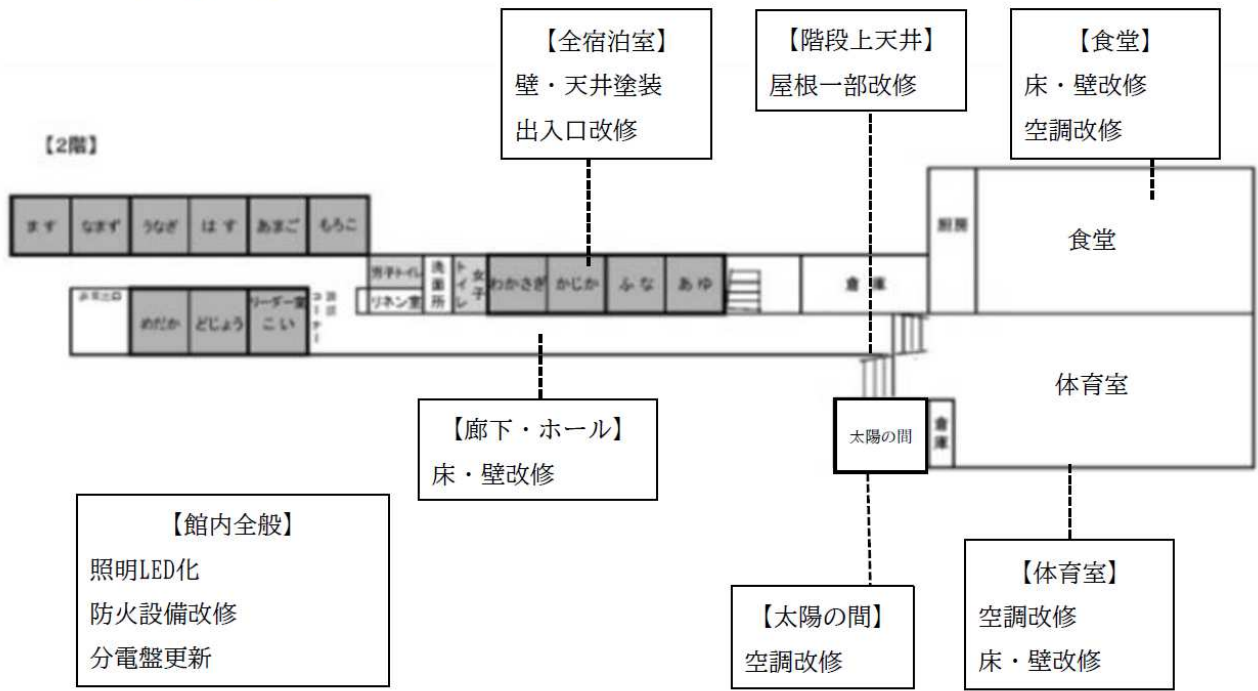
時期（予定）	取組内容など
令和7年（2025年）4月から 令和8年（2026年）2月まで	大規模修繕工事実施設計業務
令和8年（2026年）7月から 令和9年（2027年）8月まで	大規模修繕工事

（参考）改修予定箇所の館内図

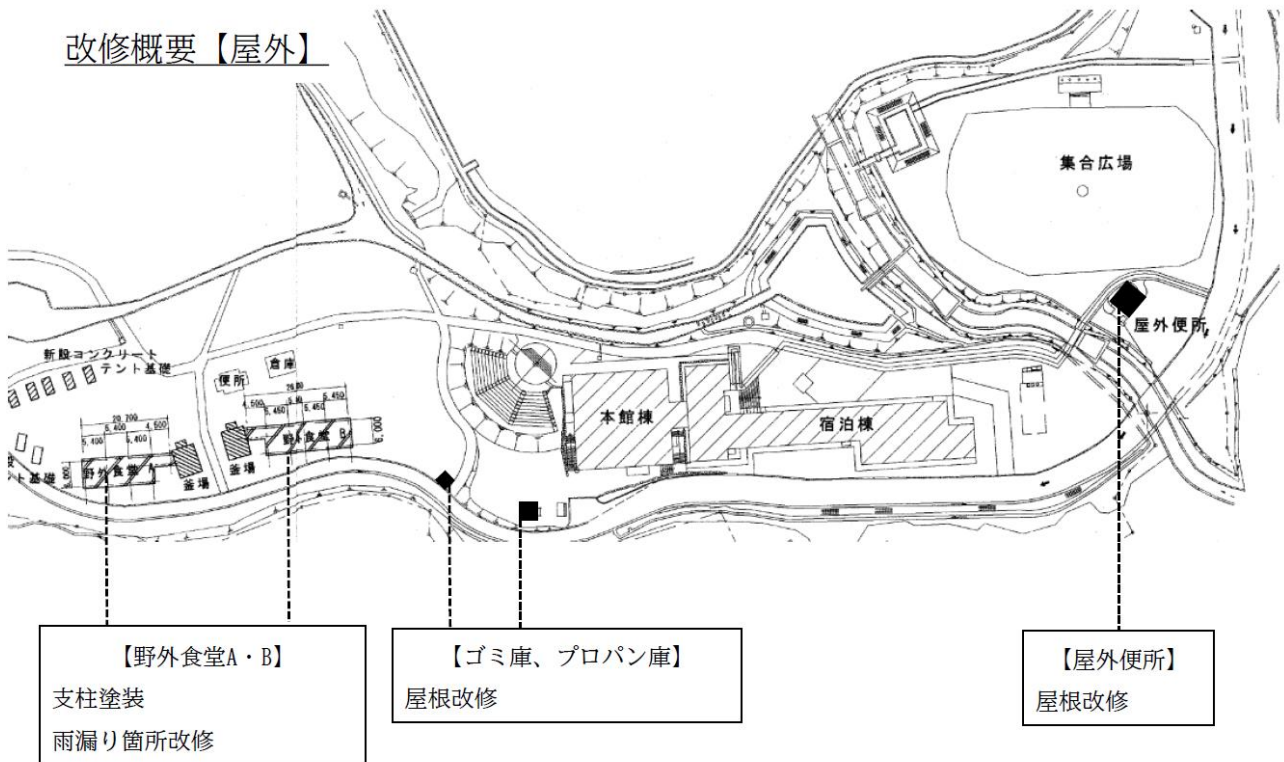
改修概要【1階】



改修概要【2階】



改修概要【屋外】



吹一地区公民館整備事業等における
吹一地区公民館及び吹一地区高齢者いこいの間の建設工事について

1 事業の内容

令和5年（2023年）11月市議会定例会において、吹一地区公民館と吹一地区高齢者いこいの間の複合化による移転建替え工事に伴う実施設計業務予算が可決されました。

この度、吹一地区公民館及び吹一地区高齢者いこいの間の建設工事の実実施設計業務が完了予定のため、建設工事に係る予算を提案するものです。

2 予算額

(1) 歳出予算 107,127 千円（まなびの支援課）

（款）教育費（項）社会教育費（目）吹一地区公民館整備費

（大事業）公民館事業（小事業）吹一地区公民館整備事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	11,467	建設工事監理委託料
工事請負費	93,936	建設工事費
補償、補填及び賠償金	1,724	電気通信設備移設工事費

歳出予算 22,791 千円（高齢福祉室）

（款）民生費（項）社会福祉費（目）吹一地区高齢者いこいの間整備費

（大事業）高齢者生きがい事業（小事業）吹一地区高齢者いこいの間整備事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	2,480	建設工事監理委託料
工事請負費	20,311	建設工事費

(2) 歳入予算（特定財源） 80,600 千円（まなびの支援課）

（款）市債（項）市債（目）教育債

節名称	予算額(千円)	説明等
公民館整備事業債	80,600	—

歳入予算（特定財源） 17,000 千円（高齢福祉室）

（款）市債（項）市債（目）民生債

節名称	予算額(千円)	説明等
高齢者いこいの間整備事業債	17,000	—

(3) 債務負担行為

事項	期間	限度額
吹一地区公民館及び吹一地区高齢者 いこいの間移転建設工事	令和8年度（2026年度）	321,916千円

※ 予算額については、現時点での建設予定延べ床面積で案分しています。

（まなびの支援課：高齢福祉室＝379㎡：82㎡）

なお、建設工事全体の事業見込み額の概要は次表のとおりです。

【歳出】

単位（千円）

	令和7年度（2025年度）			令和8年度（2026年度）			
節	まなびの 支援課	高齢 福祉室	小計	まなびの 支援課	高齢 福祉室	小計	総計
委託料	11,467	2,480	13,947	13,386	2,896	16,282	30,229
工事 請負費	93,936	20,311	114,247	261,115	44,519	305,634	419,881
補償、補 填及び賠 償金	1,724	—	1,724	—	—	—	1,724
小計	107,127	22,791	129,918	274,501	47,415	321,916	451,834

【歳入】

単位（千円）

	令和7年度（2025年度）			令和8年度（2026年度）			
特定 財源	まなびの 支援課	高齢 福祉室	小計	まなびの 支援課	高齢 福祉室	小計	総計
地方債	80,600	17,000	97,600	224,800	35,500	260,300	357,900

3 今後の予定

令和7年（2025年）3月	建替え工事設計業務完了
7月	建替え工事（令和8年（2026年）7月まで）
令和8年（2026年）秋頃	供用開始（予定）

令和 6 年度

教育費 補正予算（案）

吹田市教育委員会

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事 業 名	金 額
			千円
1 0 教 育 費	2 小 学 校 費	小 学 校 改 修 事 業	9 6 1, 0 8 1
	3 中 学 校 費	中 学 校 改 修 事 業	1, 4 7 4, 5 0 4
	6 保 健 体 育 費	小 学 校 給 食 事 業	1 6 7, 9 9 7
		中 学 校 給 食 事 業	1 9, 9 0 1

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 13 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 教育使用料	21,756	947	22,703	1 自然体験交流センター使用料	200	
				2 自然の家使用料	1,743	
				3 博物館使用料	△ 81	
				4 青少年活動サポートプラザ使用料	△ 915	

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	1,455,880	△ 62,368	1,393,512	3 子ども・子育て支援交付金	△ 3,818	
6 教育費国庫補助金	279,411	216,787	496,198	5 教育支援体制整備事業費補助金	△ 21,906	基本額 △65,718×1/3
				7 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	△ 1,413	基本額 △4,239×1/3
				8 重要文化財建造物修理事業費補助金	△ 32,146	基本額 △49,456×65/100
				9 重要文化財建造物防災事業費補助金	△ 11,440	基本額 △17,600×65/100
				10 重要文化財建造物公開活用事業費補助金	△ 33,605	基本額 △51,700×65/100
				12 学校施設環境改善交付金	317,297	基本額 209,562×1/2 基本額 637,548×1/3

(款) 15 府支出金
(項) 2 府補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費府補助金	1,977,024	△ 216,800	1,760,224	10 子ども・子育て支援交付金	△ 3,818	基本額 111,147×1/3
				14 子どもの貧困緊急対策事業費補助金	△ 4,781	基本額 △9,562×1/2
7 教育費府補助金	15,072	6,490	21,562	2 教育支援体制整備事業費補助金	12,667	
				3 部活動指導員配置事業費補助金	△ 723	基本額 △1,084×2/3
				4 市町村医療的ケア等実施体制サポート事業費補助金	△ 925	基本額 △1,850×1/2

(款) 17 寄附金
(項) 1 寄附金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 指定寄附金	1,980	283,611	285,591	1 指定寄附金	126	

(款) 18 繰入金
(項) 1 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
11 旧西尾家住宅大規模修繕基金繰入金	10,000	△ 3,000	7,000	1 旧西尾家住宅大規模修繕基金繰入金	△ 3,000	
14 奨学基金繰入金	—	32,000	32,000	1 奨学基金繰入金	32,000	

(款) 19 諸収入
(項) 5 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 弁償金	7	410	417	5 学校情報機器弁償金	44	
3 雑入	5,922,548	56,779	5,979,327	7 雑入	-4,991	

(款) 20 市債
(項) 1 市債
(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 教 育	3,114,200	2,229,000	5,343,200	1 義務教育施設整備債	2,303,000	小・中学校改修事業
				2 公民館整備債	△ 18,100	地区公民館整備事業
				3 教育センター建設債	△ 2,100	北部消防庁舎等複合施設建設事業
				4 文化財保存事業債	△ 37,400	旧西尾家住宅耐震改修事業
				5 公立幼稚園改修事業債	△ 9,000	公立幼稚園改修事業
				6 図書館改修事業債	△ 7,400	図書館改修事業

歳出

(款) 10 教育費
(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
1 教育委員会費	1,446,996	△72,674	1,374,322	1,584		5	△74,263	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費 18 負担金、補助及び交付金	△649 13,827 △88,323 2,502 △31	特定退職金共済負担金ほか	
2 教育センター費	788,505	△18,400	770,105	△27		37	△18,410	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費 7 報酬	3,170 △8,927 △6,656 △3,887 △2,100	会計年度任用職員報酬 不登校児童・生徒支援に係るボランティアスタッフ謝礼金ほか 会計年度任用職員報酬ほか	
3 教育指導費	1,025,385	△135,129	890,256	△23,554		118	△111,693	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 7 報酬 8 旅費 12 委託 13 使用料及び賃借料 14 工事請負費 18 負担金、補助及び交付金 19 扶助 14 工事請負	22,974 2,443 △123,968 △965 △200 △34,311 △163 △791 △48 △100 △2,000	部活動外部指導員謝礼金ほか 費用弁償 英語指導助手派遣業務委託料ほか 児童生徒交通機関使用料ほか 特定退職金共済負担金 民族学校就学援助費	
6 北部消防庁舎等複合施設建設費	70,008	△2,000	68,008		△2,100		100				
計	3,355,671	△228,203	3,127,468	△21,997	△2,100	160	△204,266				

(項) 2 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				財源			区分	金額	
				特 定 財 源	地方債	その他			
1 小学校管理運営費	2,503,579	△56,279	2,447,300	8,445			△64,724	1 報酬 3 職員手当等 7 報酬 10 需用費 13 使用料及び賃借料 14 工事請負費 17 備品購入費 19 扶助費	会計年度任用職員報酬 水泳安全指導員謝礼金 消耗品費 印刷製本費 臨海学習伴走用船舶借上料 空調設備備品購入費 就学援助費、特別支援教育就学奨励費
2 小学校改修費	2,319,620	904,476	3,224,096	140,162	819,300	△210,000	155,014	10 需用費 12 委託料 14 工事請負費 17 備品購入費	消耗品費 校舎大規模改修工事等設計業務委託料、校舎大規模改修工事等監理業務委託料ほか 校舎大規模改修工事費ほか 教室改修工事費ほか 増学級に伴う備品購入費
計	4,823,199	848,197	5,671,396	148,607	819,300	△210,000	90,290		

(項) 3 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				財源			区分	金額		
				特 定 財 源	地方債	その他				
										国府支出金
1 中学校管理運営費	937,421	△20,538	916,883	4,222			△24,760	1 報酬 3 職員手当等 14 工事請負費 17 備品購入費 19 扶助費	2,156 866 △1,580 △1,280 △20,700	会計年度任用職員報酬 空調設備備品購入費 就学援助費、特別支援教育就学奨励費
2 中学校改修費	773,065	1,425,959	2,199,024	170,489	1,303,000	△50,000	2,470	10 需用費 12 委託料 14 工事請負費 17 備品購入費	△5,700 26,888 1,409,571 △4,800	消耗品費 校舎大規模改修工事等設計業務委託料、校舎大規模改修工事等監理業務委託料ほか 校舎大規模改修工事費ほか 教室改修工事費ほか 増学級に伴う備品購入費
計	1,710,486	1,405,421	3,115,907	174,711	1,303,000	△50,000	△22,290			

(項) 4 幼稚園費				(単位：千円)						
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債					その他
1 幼稚園費	1,365,471	△137,074	1,228,397	△7,636	△9,000	146	△120,584	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び賃借料 14 工事請負費	会計年度任用職員報酬	
計	1,365,471	△137,074	1,228,397	△7,636	△9,000	146	△120,584			

(項) 5 社会教育費				(単位：千円)						
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債				その他	
1 社会教育総務費	417,361	16,390	433,751			5	16,385	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費	552 8,030 6,638 1,170	会計年度任用職員報酬ほか
2 青少年教育費	108,600	△1,677	106,923	△1,413		5	△269	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費 12 委託料	809 284 582 99 △3,451	会計年度任用職員報酬 こどもプラザ事業委託料ほか
3 公民館費	326,917	△9,717	317,200		△2,400	△220	△7,097	1 報酬 3 職員手当等 7 報償費 10 需用費 12 委託料 14 工事請負費 17 備品購入費 18 負担金、補助及び交付金	△259 375 △500 △3,500 △1,573 △1,570 △2,176 △514	会計年度任用職員報酬ほか 講師謝礼金 光熱水費 千二地区公民館改修工事設計業務委託料 AED購入費 地区公民館文化祭補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 源	財 源	一 般 財 源	区 分	金 額	
				国府支出金	地方債	その他			
4 図書館費	1,514,711	△59,035	1,455,676		△7,400	36	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費 7 報酬 8 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び賃借料 14 工事請負費 17 備品購入費	△801 △10,664 △4,282 △3,198 △450 △250 △11,850 △200 △17,490 △250 △9,000 △600	会計年度任用職員報酬 ボランティア謝礼金ほか 費用弁償 普通旅費 光熱水費 通信運搬費 施設管理業務委託料、窓口等業務委託料、指定管理者施設管理費ほか 書誌情報使用料ほか AED購入費
5 自然体験交流センター費	101,353	—	101,353			200			
6 青少年クリエィティブセンター費	130,868	△9,390	121,478			12	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費 8 旅費 10 需用費 11 役務費 18 負担金、補助及び交付金	△586 △4,276 △3,263 △872 △160 △104 △96 △33	会計年度任用職員報酬 費用弁償 光熱水費 保険料 特定退職金共済・勤労者福祉共済負担金
7 文化財保護費	497,119	△100,610	396,509	△77,191	△37,400	△4,097	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費 12 委託料 14 工事請負費	662 648 △542 333 △52,100 △49,611	会計年度任用職員報酬 工事設計業務委託料、施設管理業務委託料ほか
8 博物館費	102,644	△3,856	98,788			△145	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 12 委託料	420 200 20 △4,496	会計年度任用職員報酬 施設管理業務委託料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特	定	財	源	区	分	
				国府支出金	地方債	その他	一般財源		金額	
9 生涯学習費	10,861	△584	10,277				△584	1 報酬	△574	会計年度任用職員報酬
								2 給料	284	
								3 職員手当等	176	
								4 共済費	30	
								7 報酬	△500	講師謝礼金
10 青少年活動サポートプラザ費	162,632	△6,006	156,626	△4,781		△896	△329	1 報酬	△1,344	会計年度任用職員報酬ほか
								3 職員手当等	△224	
								4 共済費	213	
								10 需用費	△3,427	光熱水費
								12 委託料	△1,224	施設管理業務委託料
11 自然の家費	73,211	－	73,211			1,743	△1,743			
12 吹三地区公民館整備費	352,091	△14,909	337,182		△10,900	△8,961	4,952	11 役務費	△55	通信運搬費
								14 工事請負費	△14,854	
13 吹一地区公民館整備費	30,224	△6,356	23,868		△4,800		△1,556	12 委託料	△6,356	吹一地区公民館及び吹一地区高齢者いこいの間建替工事設計業務委託料
14 旧西尾家住宅大規模修繕基金積立金	－	150	150			103	47	24 積立金	150	積立金
計	3,828,592	△195,600	3,632,992	△83,385	△62,900	△12,215	△37,100			

(項) 6 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源	一 般 財 源	区 分	金 額			
国府支出金	地方債	その他								
1 保健体育総務費	695,370	4,754	700,124			5	4,749	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費	513 903 2,073 1,265	会計年度任用職員報酬
2 学校保健体育費	251,892	△3,467	248,425				△3,467	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 13 使用料及び賃借料 19 扶助費	△1,990 67 8 △1,252 △300	学校医報酬ほか バス借上料ほか 要保護及び障害児児童生徒医療費援助
3 学校給食費	2,352,269	201,453	2,553,722	6,646	180,700	113	13,994	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費 12 委託料 14 工事請負費	12,610 393 5,713 1,012 8,654 174,771	会計年度任用職員報酬 小学校給食洗浄室等改修工事監理業務委託料 小学校給食調理室空調設備及び洗浄室等改修工事費、中学校給食配膳室等改修工事費 小荷物専用昇降機改修工事費 中学校給食費補助金
計	3,299,531	202,740	3,502,271	6,646	180,700	118	15,276	18 負担金、補助及び交付金	△1,700	

小・中学校改修事業における大規模改造工事等の実施について

1 事業の内容

学校施設の老朽化等の対策として、外壁改修工事や防水改修工事、内装改修工事等を実施し、施設の長寿命化を図るとともに、安全で快適な教育環境の整備を進めます。

なお、同工事については、令和 6 年度（2024 年度）の国の予算で措置されました学校施設環境改善交付金を活用し、翌年度に繰り越して事業を実施します。

2 予算額

(1) 歳出予算 2,141,058 千円

（款）教育費（項）小・中学校費（目）小・中学校改修費

（大事業）小・中学校管理事業（小事業）小・中学校改修事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	44,835	小学校改修費 13,394 千円
		中学校改修費 31,441 千円
工事請負費	2,096,223	小学校改修費 927,662 千円
		中学校改修費 1,168,561 千円

(2) 歳入予算（特定財源） 2,138,870 千円

（款）国庫支出金（項）国庫補助金（目）教育費国庫補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
学校施設環境改善交付金	266,370	補助率 1 / 3、1 / 2
		小学校改修費充当分 137,313 千円
		中学校改修費充当分 129,057 千円

（款）市債（項）市債（目）教育債

節名称	予算額(千円)	説明等
義務教育施設整備債	1,872,500	小学校改修費充当分 802,500 千円
		中学校改修費充当分 1,070,000 千円

(3) 繰越明許費 2,141,058 千円

(款) 教育費 (項) 小・中学校費

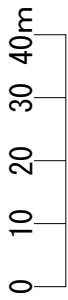
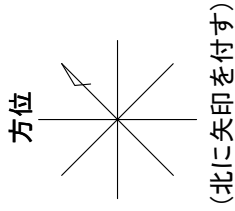
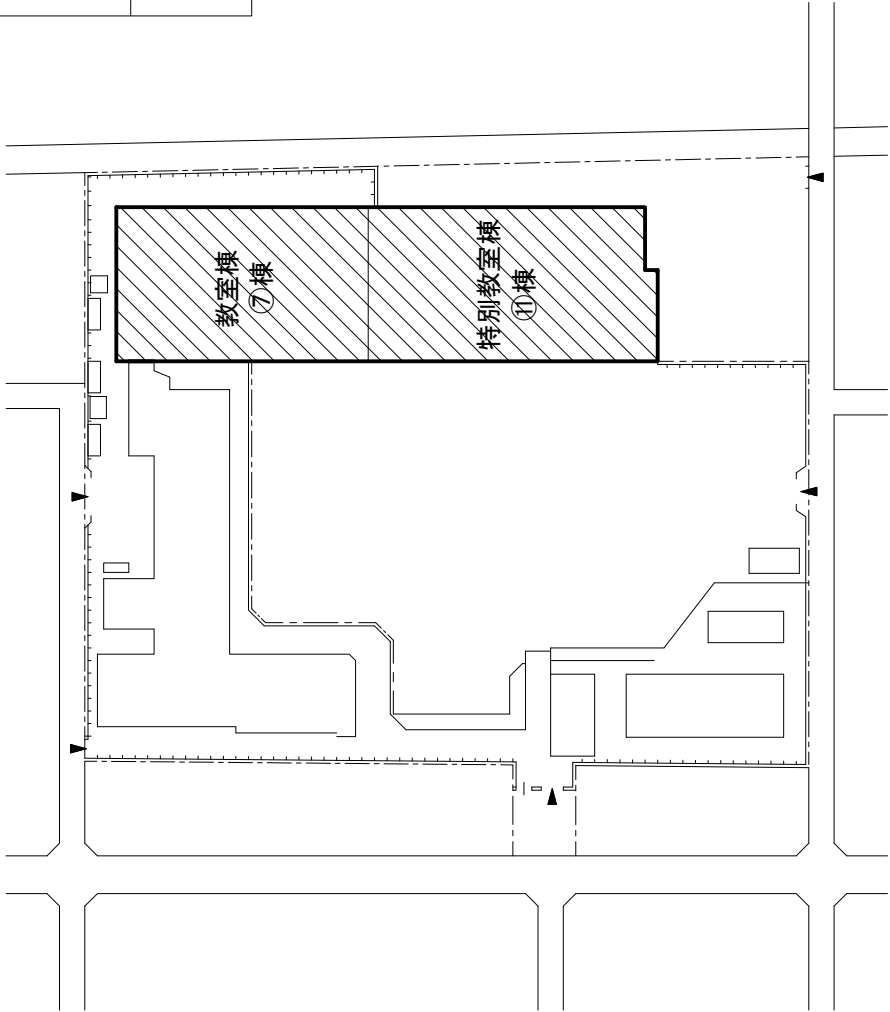
事業名	金額(千円)
小・中学校改修事業	小学校改修費 941,056
	中学校改修費 1,200,002

3 今後の予定

令和7年(2025年)4月～6月頃	入札・契約締結
6月～12月頃	工事

予算科目	内容	ページ配置図)	
小学校改修費	小学校校舎大規模改造	4～5	吹田第三小学校、吹田第六小学校
	小学校トイレ改修	6～10	千里第一小学校、山田第二小学校、山田第三小学校、津雲台小学校、古江台小学校
	小学校空調設備更新	11～12	江坂大池小学校、青山台小学校
	小学校教室改修に伴う空調設備設置	13～14	千里第三小学校、古江台小学校
	中学校校舎大規模改造	15～18	第三中学校、豊津西中学校、竹見台中学校、古江台中学校
中学校改修費	中学校教室改修に伴う空調設備設置	19～20	千里丘中学校、青山台中学校
年次計画		21	小・中学校校舎大規模改造工事

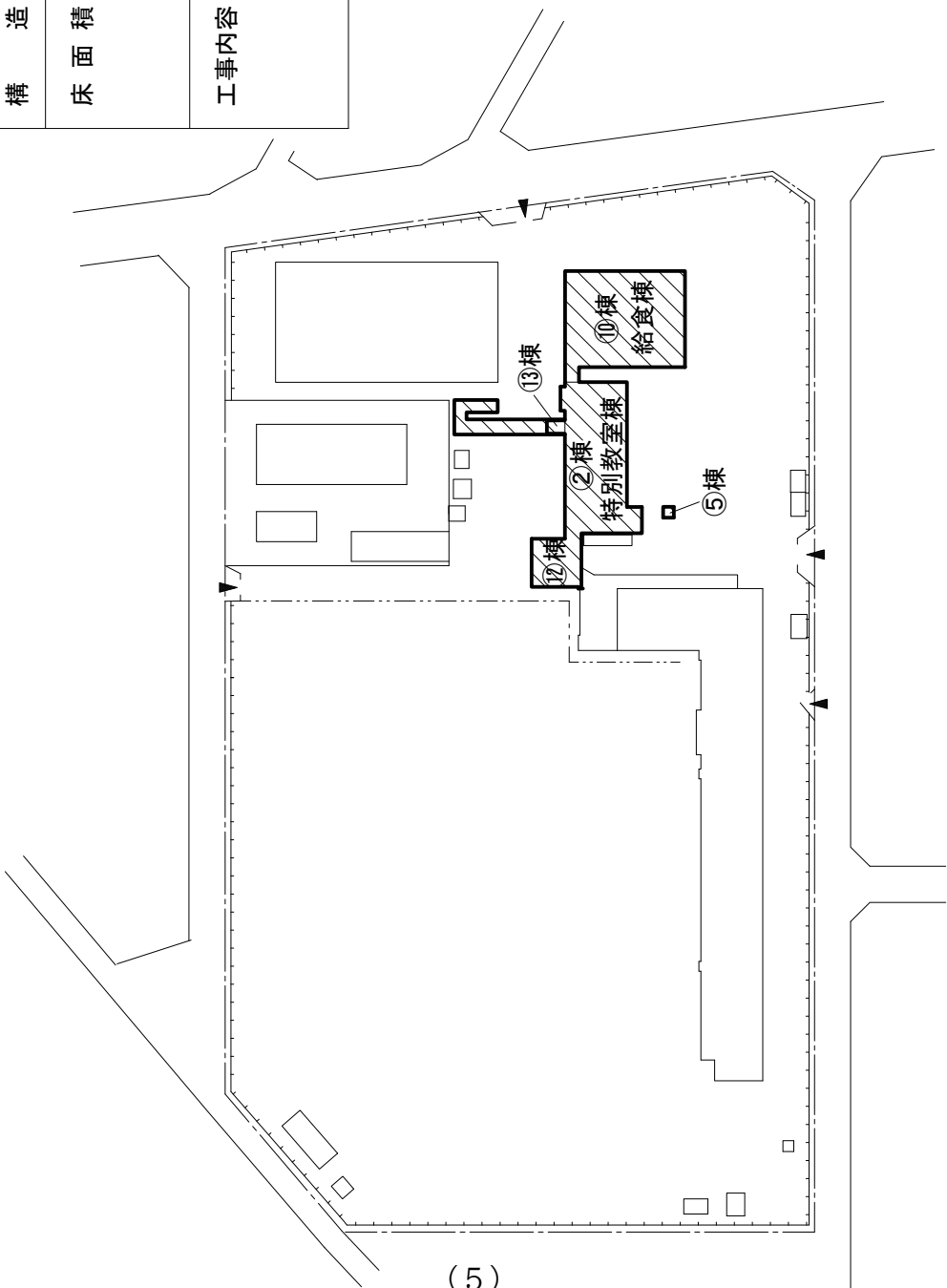
工 事 概 要	
構 造	鉄筋コンクリート造地上 4 階建
床 面 積	⑦棟 1,952㎡ ⑩棟 1,511㎡ 合計 3,463㎡
工事内容	校舎大規模改造工事
	外壁工事、内装工事、防水工事、建具工事



配置図 1/1200

吹田市立吹田第六小学校校舎大規模改造 2 期工事

工 事 概 要	
構 造	鉄筋コンクリート造地上 3 階建
床 面 積	⑫棟 831㎡ ⑫棟 179㎡ ⑤棟 3㎡ ⑬棟 6㎡ ⑩棟 399㎡ 合計 1,418㎡
工事内容	校舎大規模改造工事 外壁工事、内装工事、防水工事、建具工事 太陽光発電設備工事

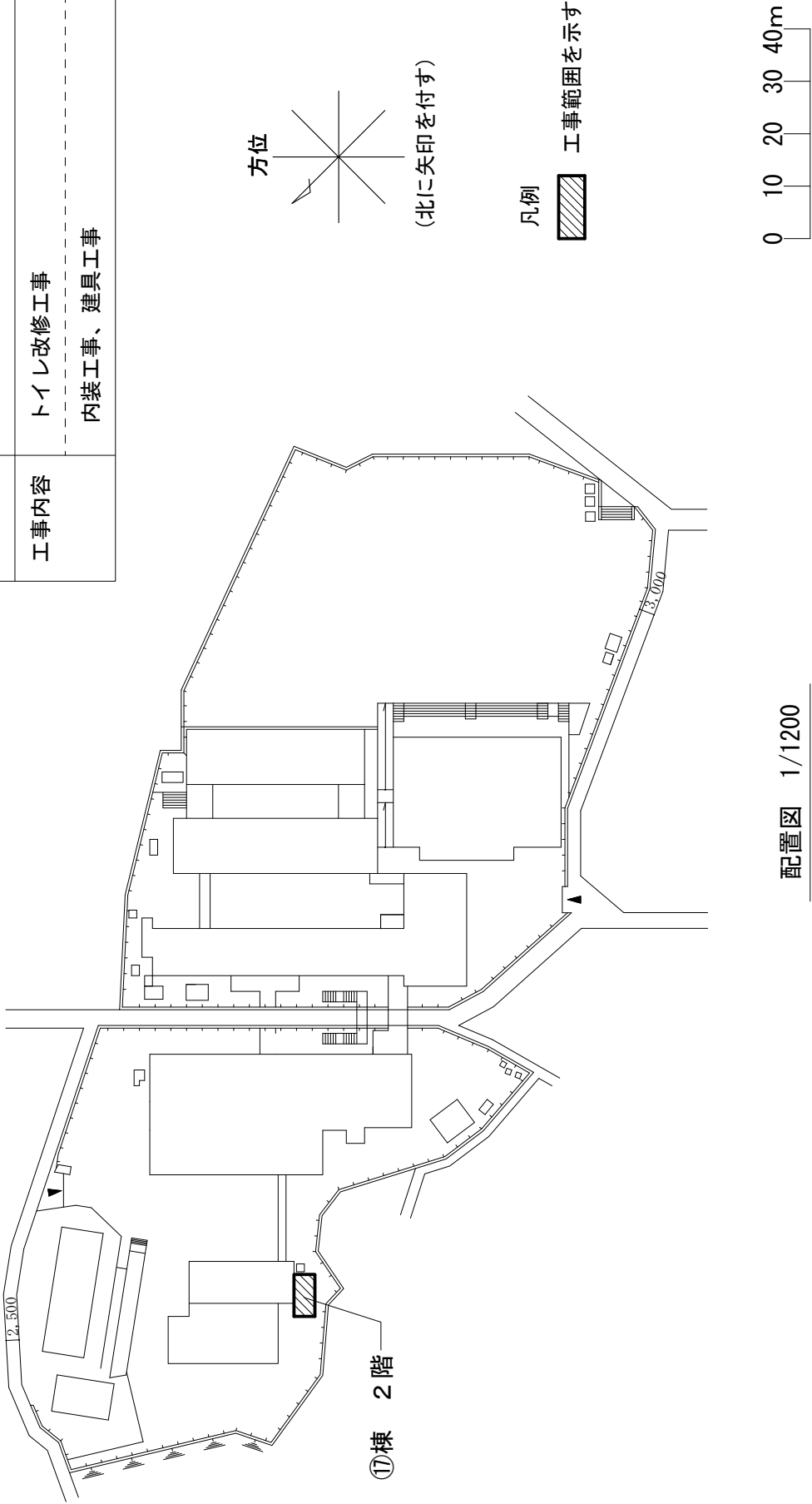


(5)

配置図 1/1200

吹田市立千里第一小学校トイレ改修工事

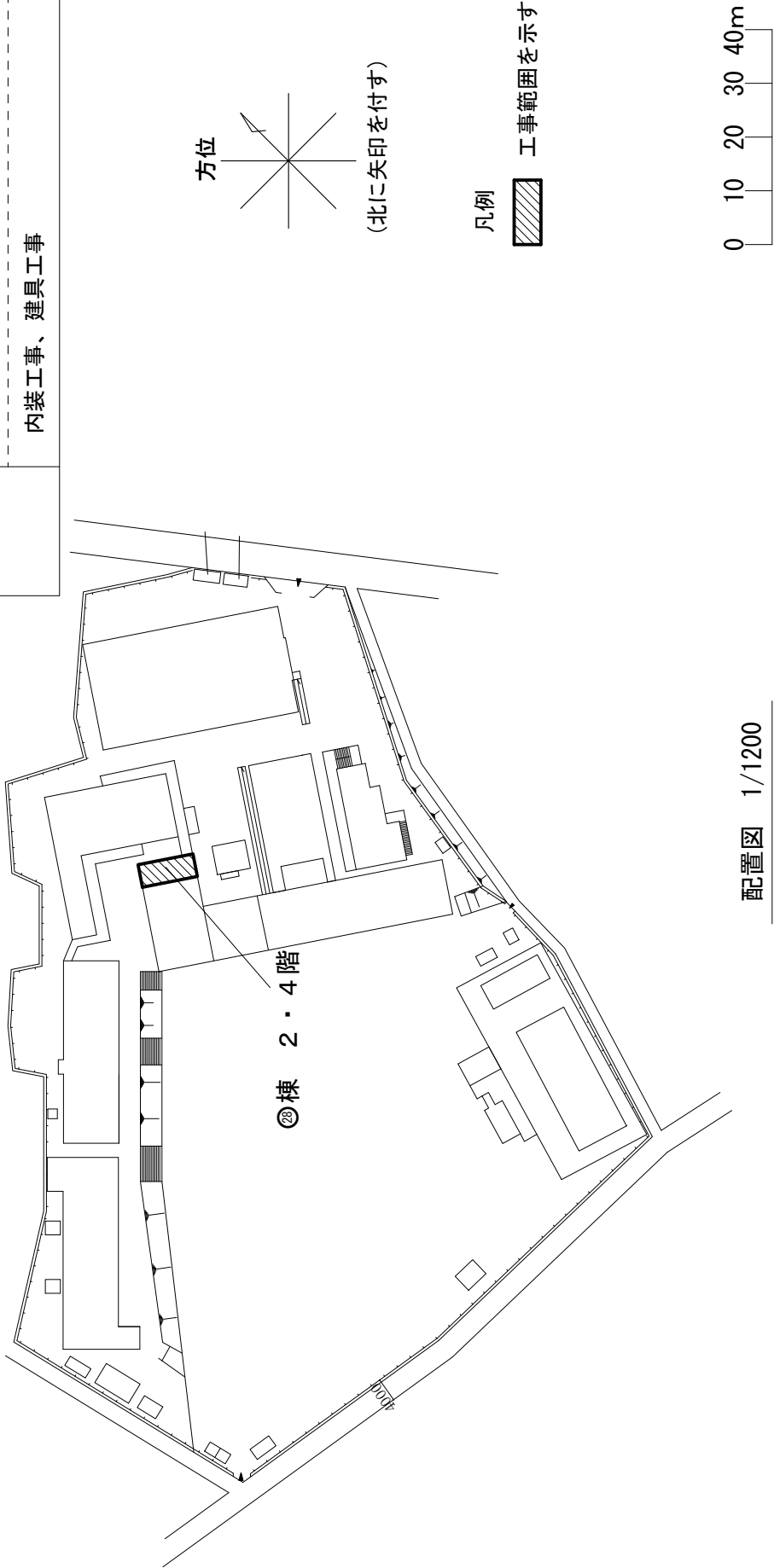
工 事 概 要	
構 造	鉄筋コンクリート造地上2階建
床 面 積	⑰棟 26㎡
工事内容	トイレ改修工事
	内装工事、建具工事



配置図 1/1200

吹田市立山田第二小学校トイレ改修工事

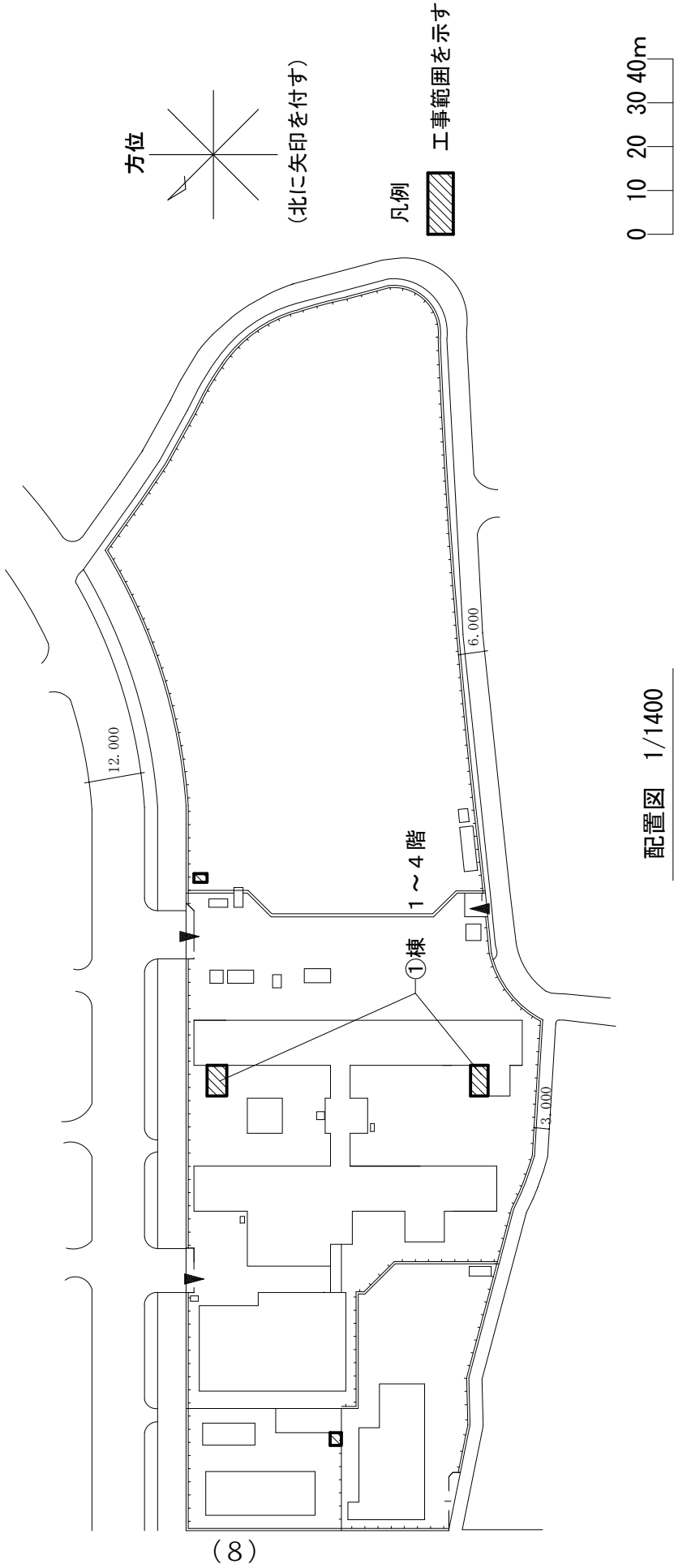
工 事 概 要	
構 造	鉄筋コンクリート造地上4階建
床 面 積	㊸棟 68㎡
工事内容	トイレ改修工事
	内装工事、建具工事



配置図 1/1200

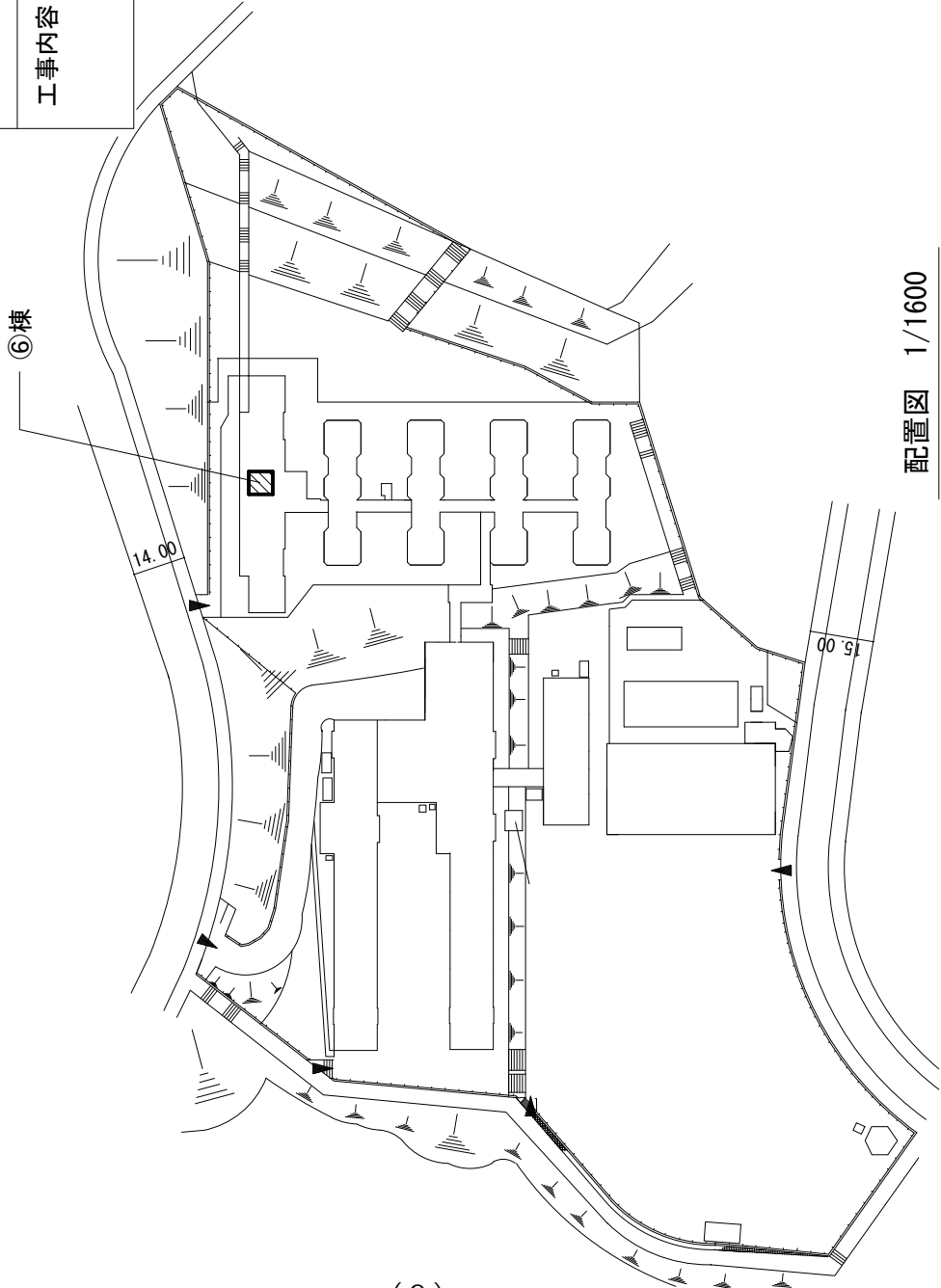
吹田市立山田第三小学校トイレ改修工事

工 事 概 要	
構 造	鉄筋コンクリート造地上4階建
床 面 積	①棟 269㎡
工事内容	トイレ改修工事
	内装工事、建具工事



吹田市立津雲台小学校トイレ改修工事

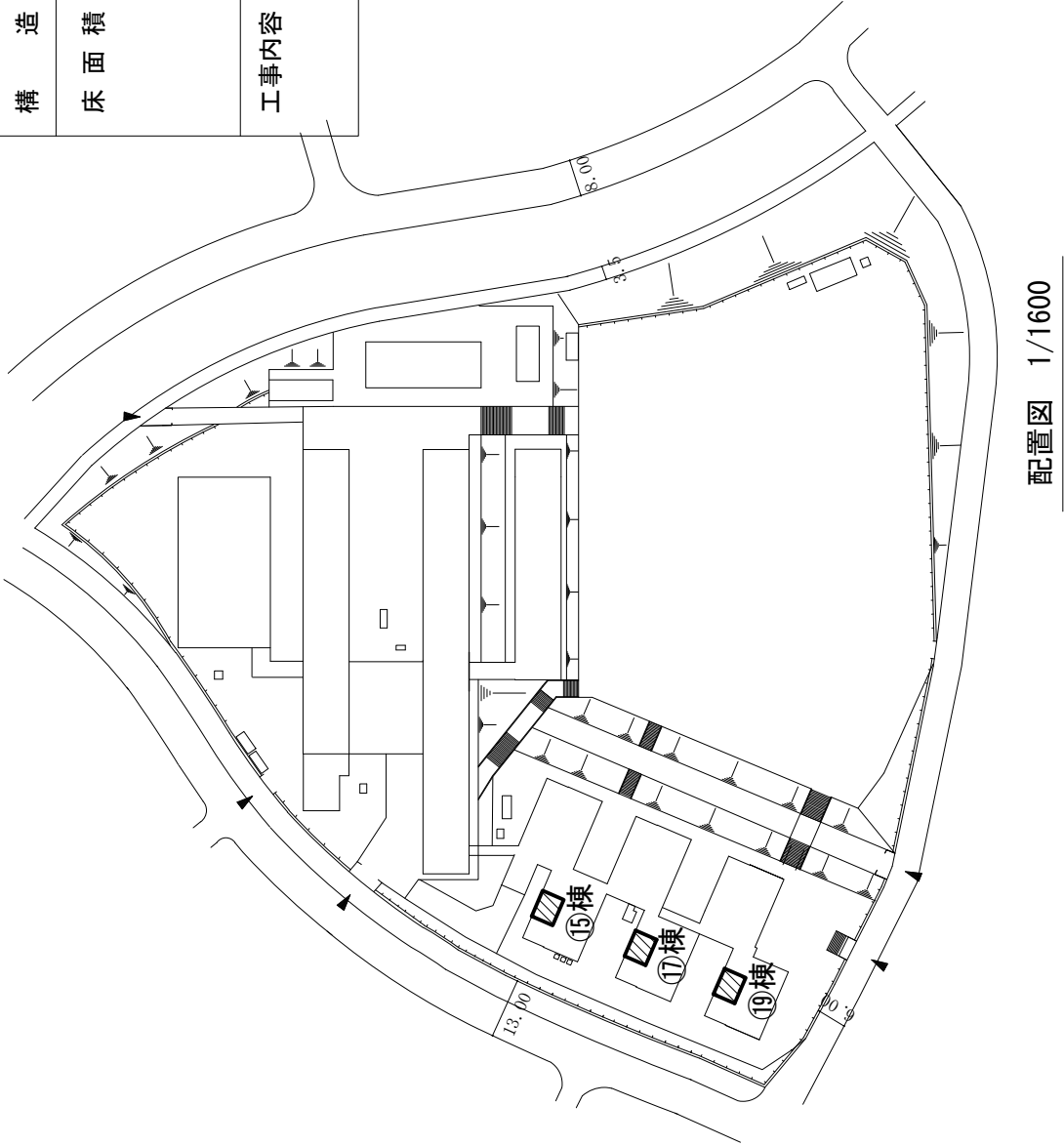
工 事 概 要	
構 造	鉄筋コンクリート造地上1階建
床 面 積	⑥棟 27㎡
工事内容	トイレ改修工事
	内装工事、建具工事



配置図 1/1600

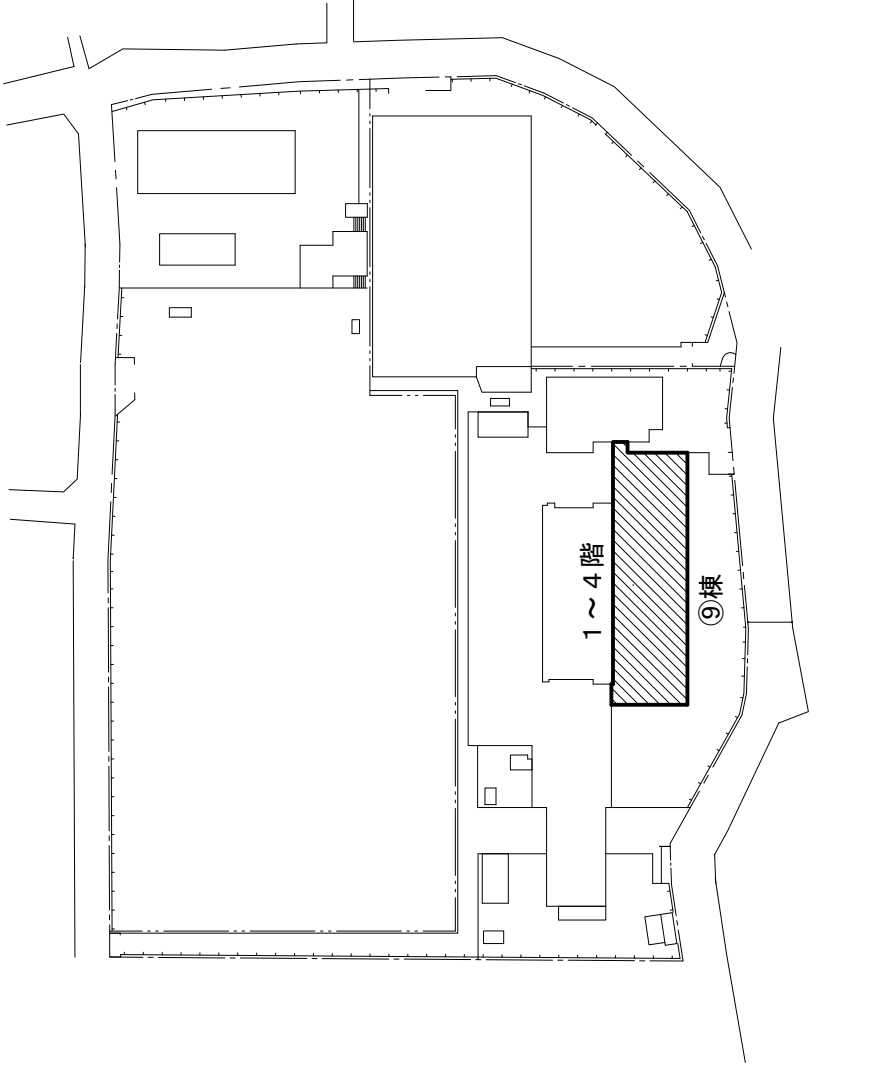
吹田市立古江台小学校トイレ改修工事

工 事 概 要	
構 造	鉄筋コンクリート造地上1階建
床 面 積	⑮棟 19㎡ ⑰棟 19㎡ ⑲棟 13㎡ 合計 51㎡
工事内容	トイレ改修工事 内装工事、建具工事



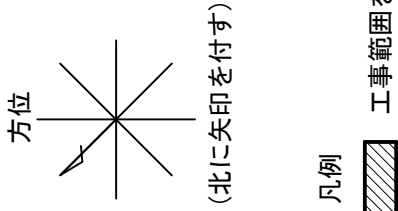
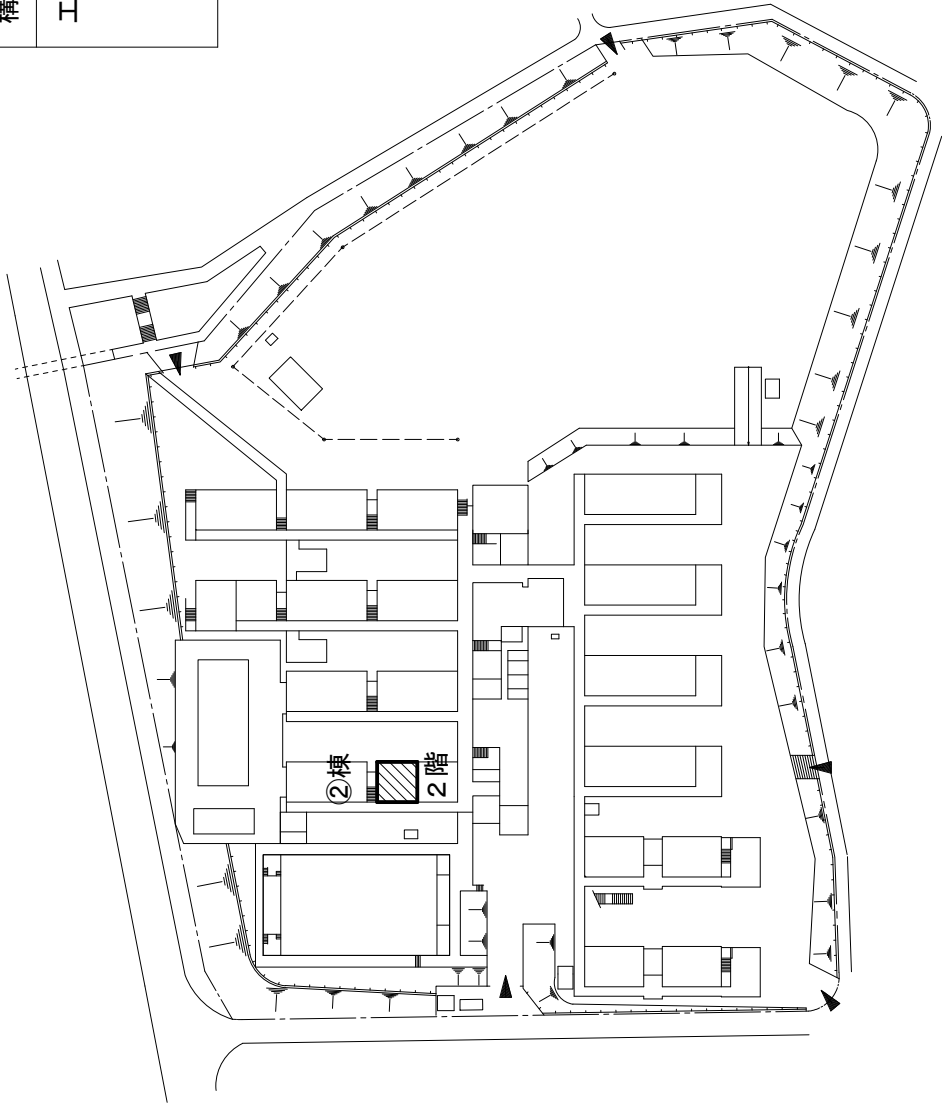
配置図 1/1600

工 事 概 要	
構 造	鉄筋コンクリート造地上4階建
工事内容	空調設備工事
	機械設備工事
	電気設備工事

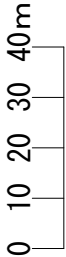


吹田市立青山台小学校空調設備改修工事

工 事 概 要	
構 造	鉄筋コンクリート造地上2階建
工事内容	空調設備工事
	機械設備工事
	電気設備工事

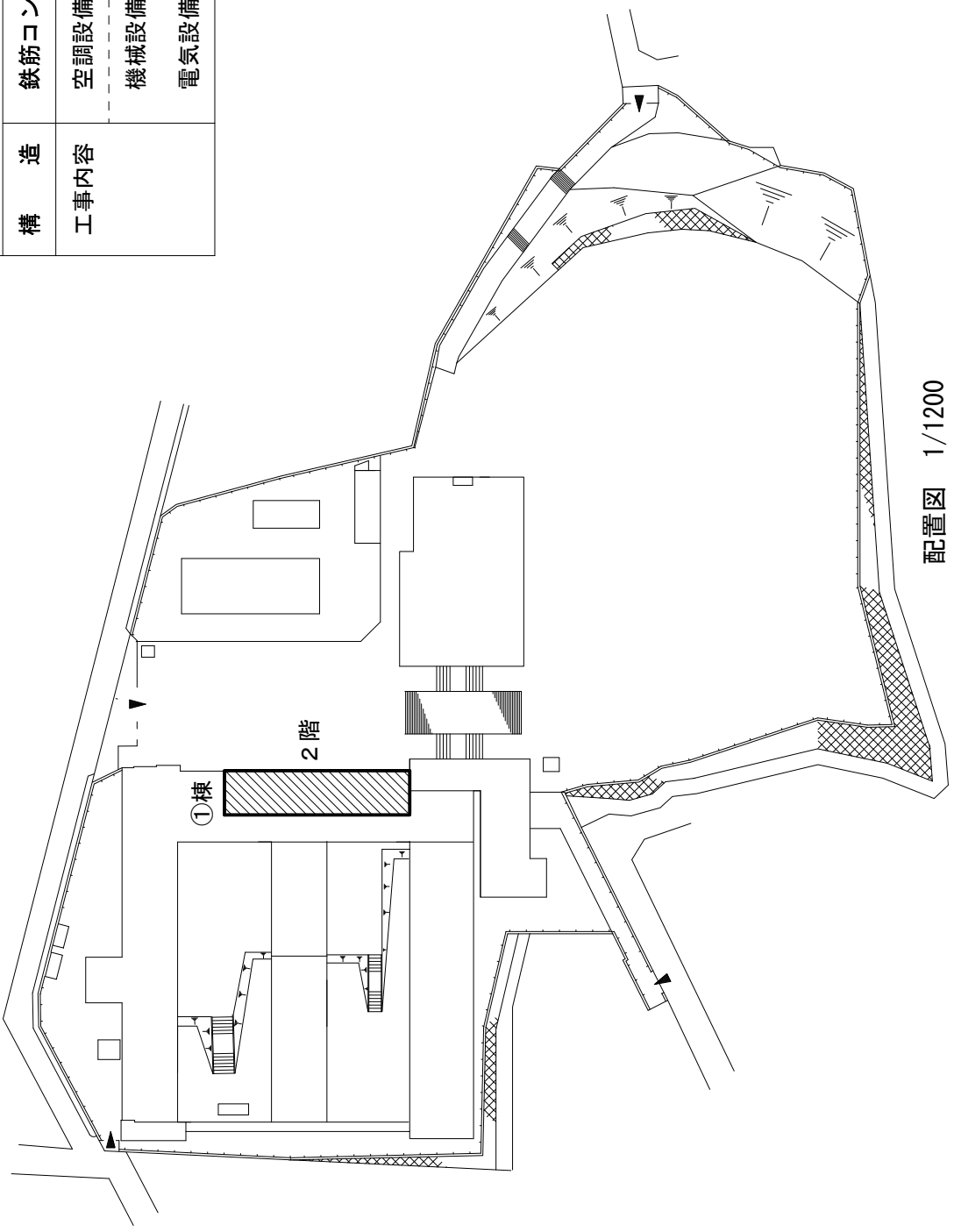


配置図 1/1500



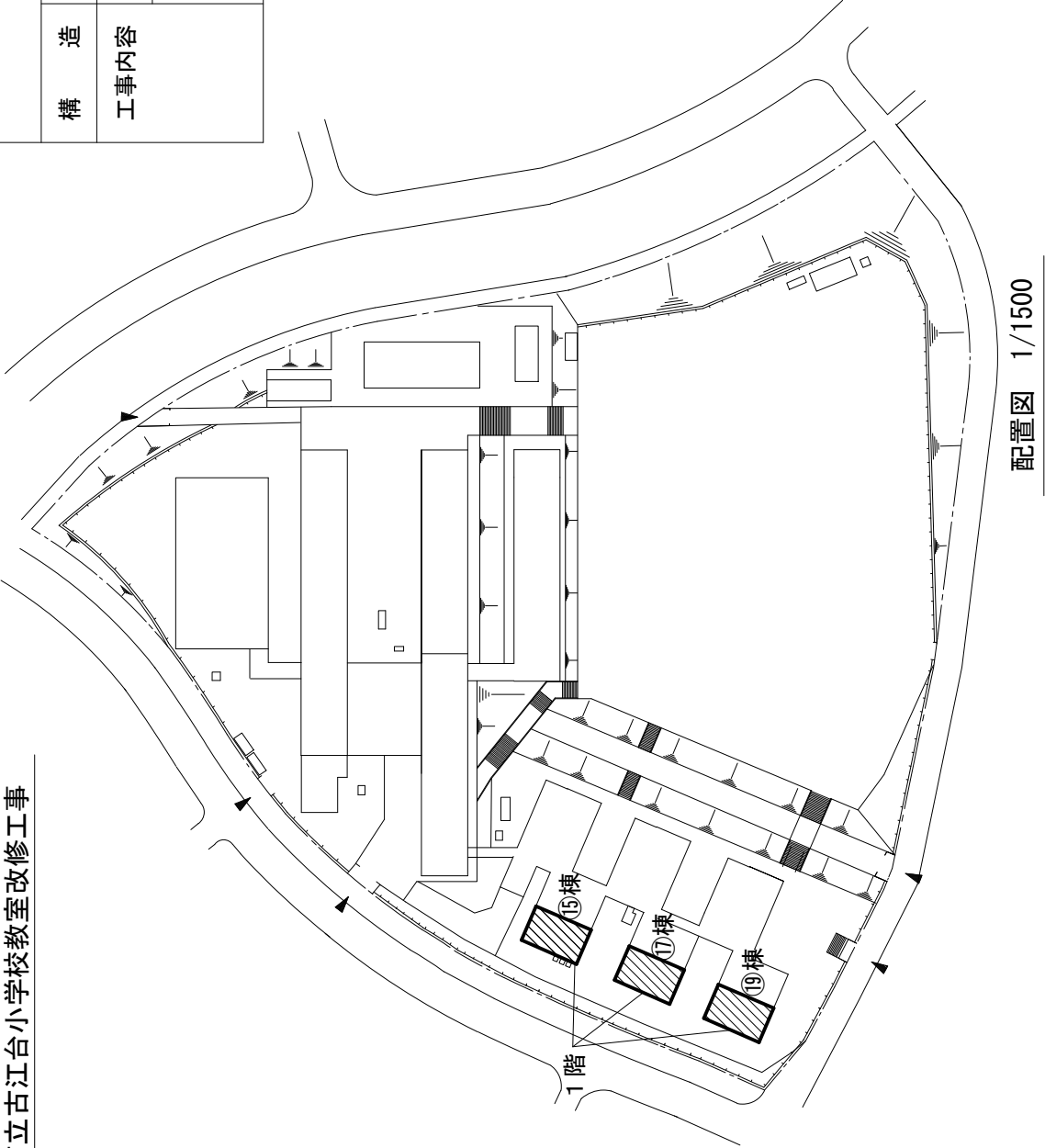
吹田市立千里第三小学校職員室改修工事

工 事 概 要	
構 造	鉄筋コンクリート造地上2階建
工 事 内 容	空調設備工事
	機械設備工事
	電気設備工事

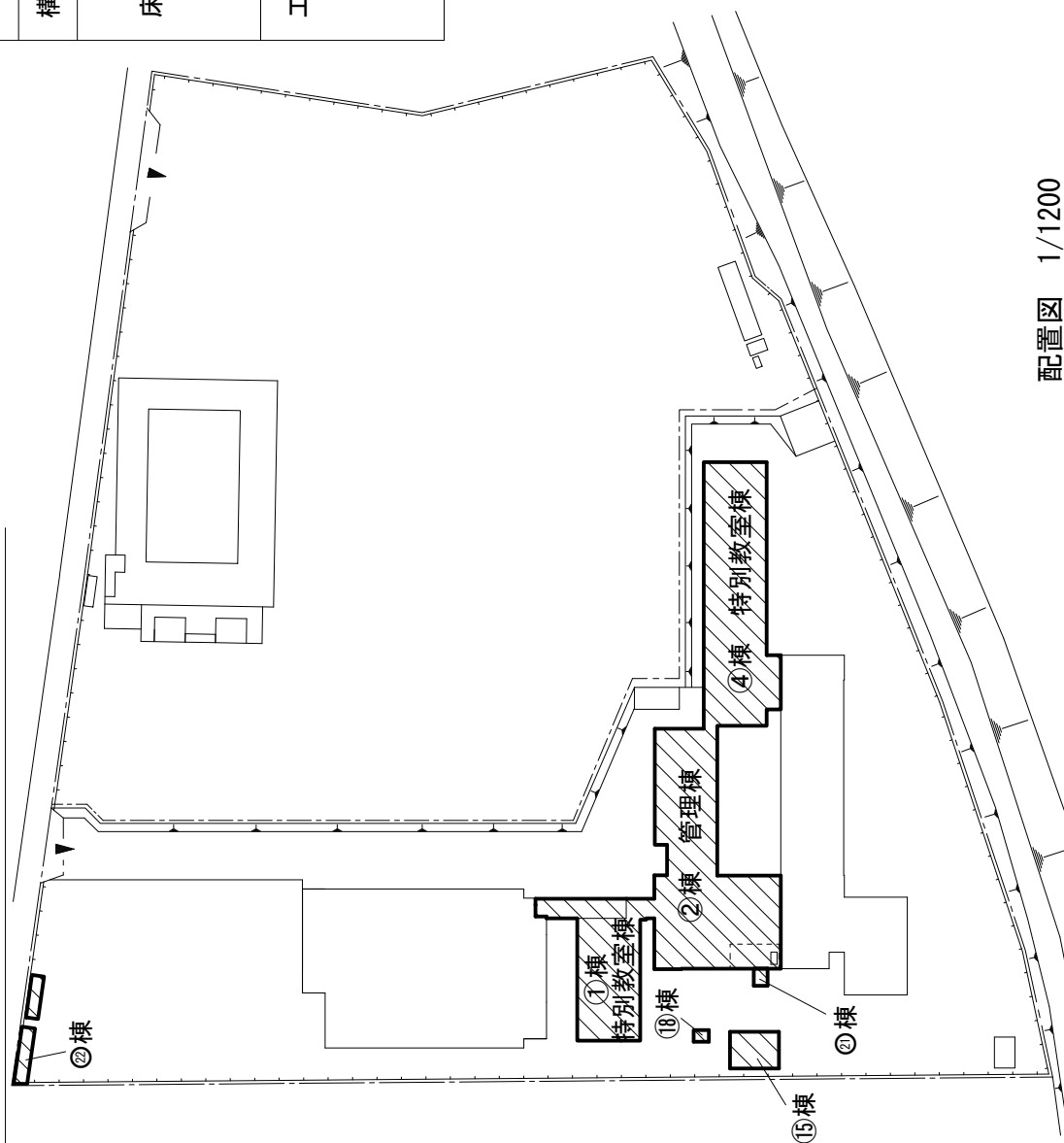


吹田市立古江台小学校教室改修工事

工 事 概 要	
構 造	鉄筋コンクリート造地上 1 階建
工事内容	空調設備工事
	機械設備工事
	電気設備工事

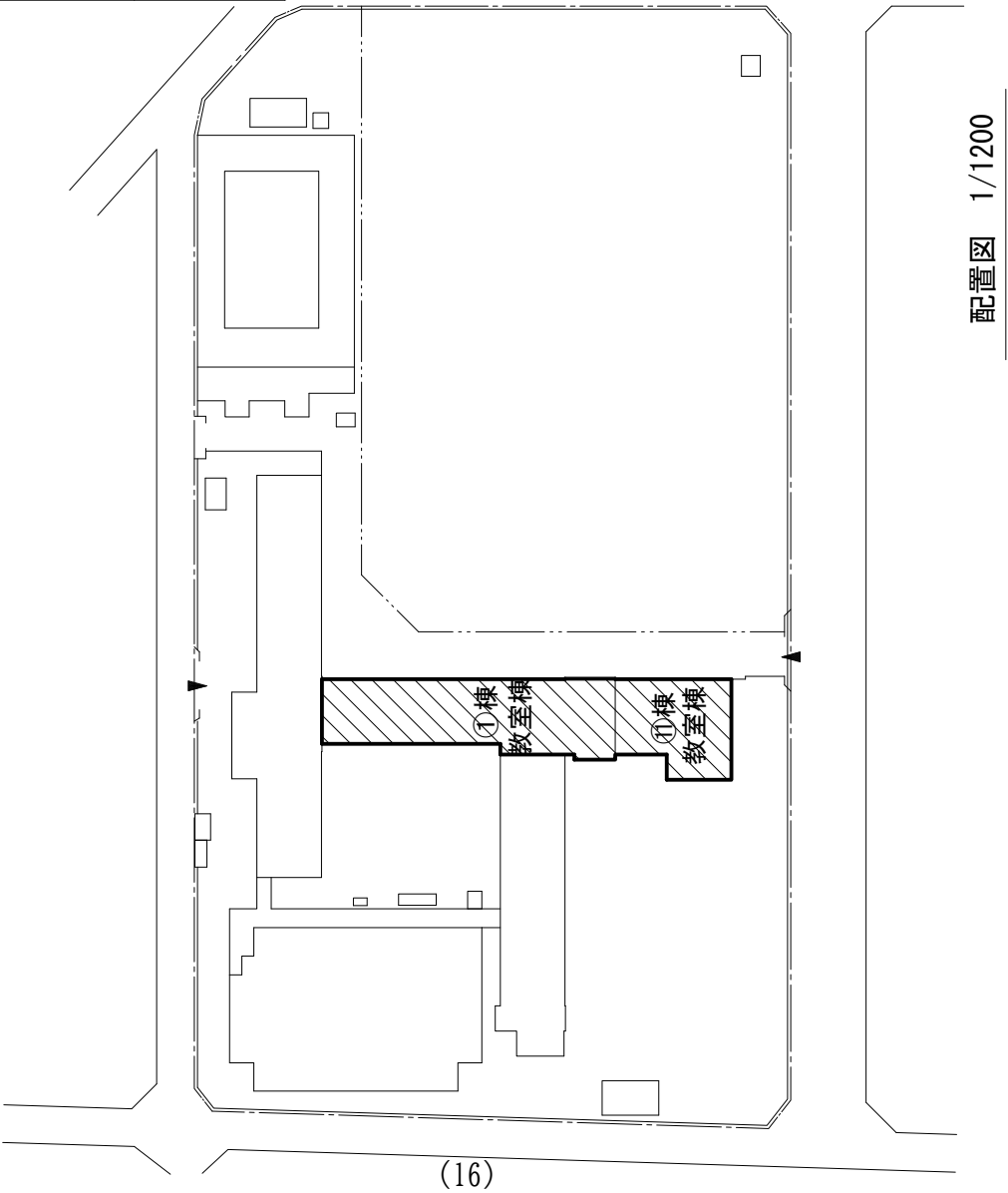


工 事 概 要																	
構 造	鉄筋コンクリート造地上4階建																
床 面 積	<table><tr><td>①棟</td><td>213㎡</td><td>⑬棟</td><td>5㎡</td></tr><tr><td>②棟</td><td>1,082㎡</td><td>⑭棟</td><td>6㎡</td></tr><tr><td>④棟</td><td>1,856㎡</td><td>⑮棟</td><td>20㎡</td></tr><tr><td>⑮棟</td><td>48㎡</td><td>合計</td><td>3,230㎡</td></tr></table>	①棟	213㎡	⑬棟	5㎡	②棟	1,082㎡	⑭棟	6㎡	④棟	1,856㎡	⑮棟	20㎡	⑮棟	48㎡	合計	3,230㎡
①棟	213㎡	⑬棟	5㎡														
②棟	1,082㎡	⑭棟	6㎡														
④棟	1,856㎡	⑮棟	20㎡														
⑮棟	48㎡	合計	3,230㎡														
工事内容	校舎大規模改造工事 外壁工事、内装工事、防水工事、建具工事 太陽光発電設備工事																



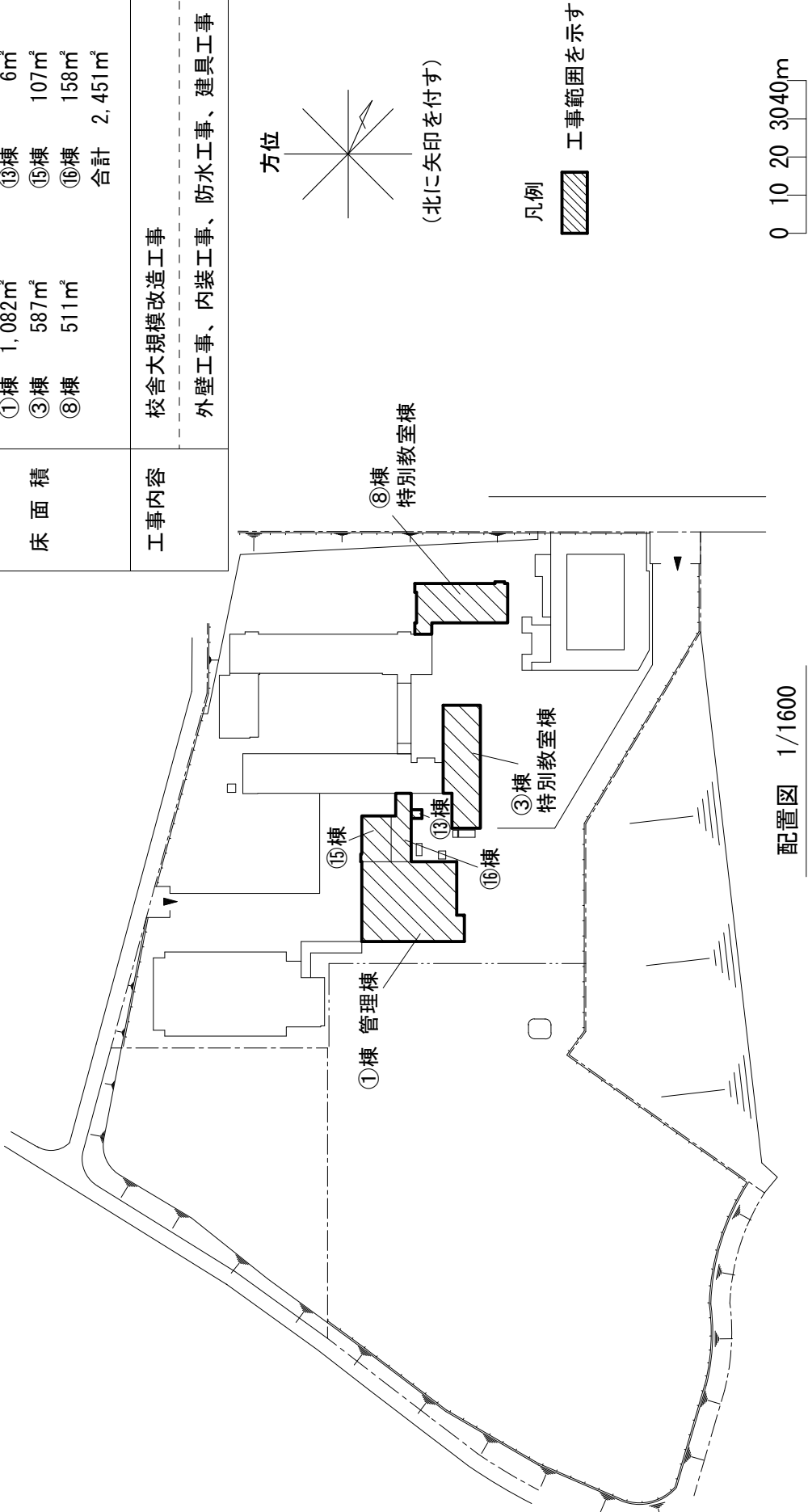
配置図 1/1200

工 事 概 要	
構 造	鉄筋コンクリート造地上 4 階建
床 面 積	①棟 1,968㎡ ②棟 791㎡ 合計 2,759㎡
工事内容	校舎大規模改造工事 外壁工事、内装工事、防水工事、建具工事

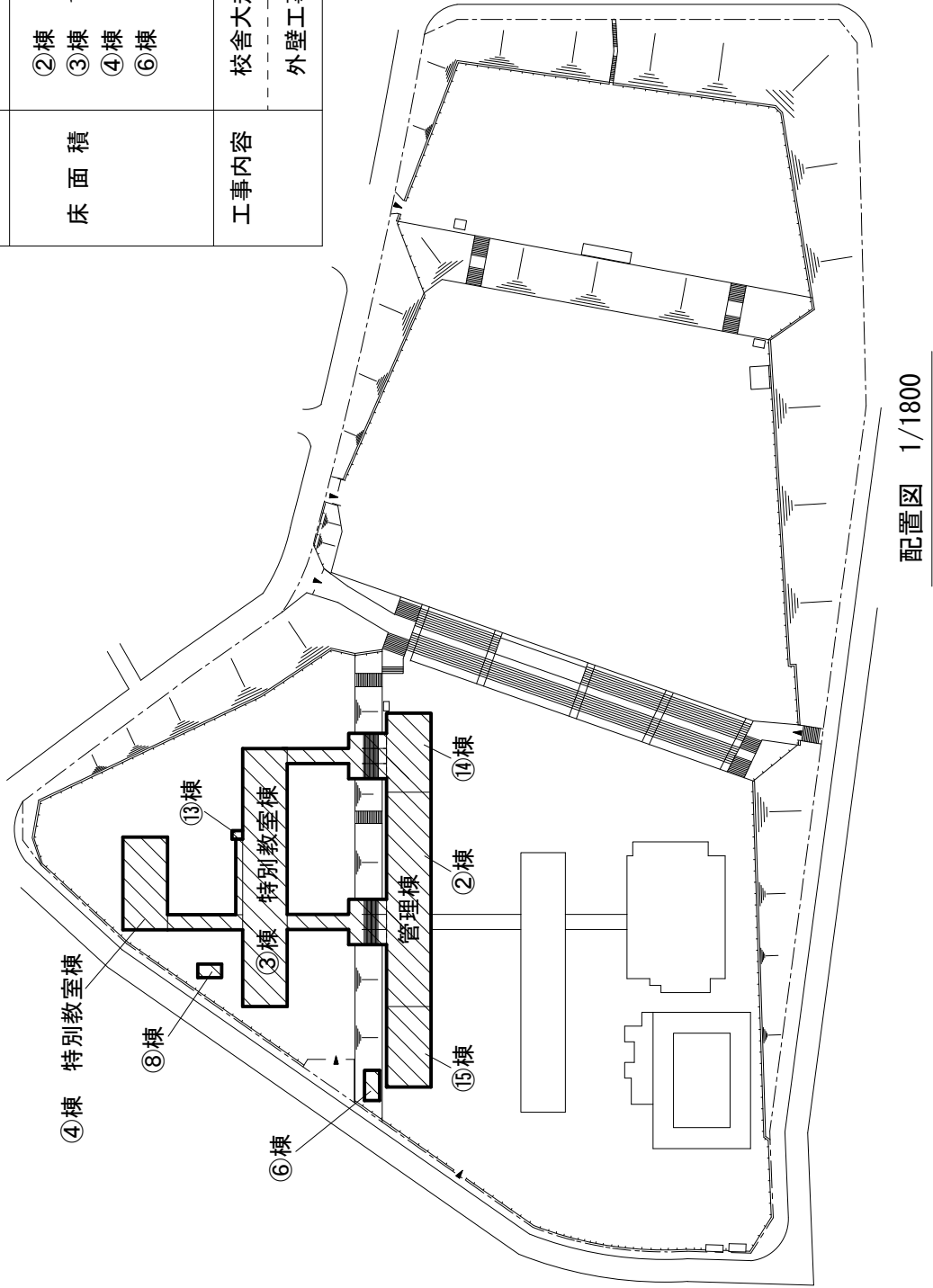


配置図 1/1200

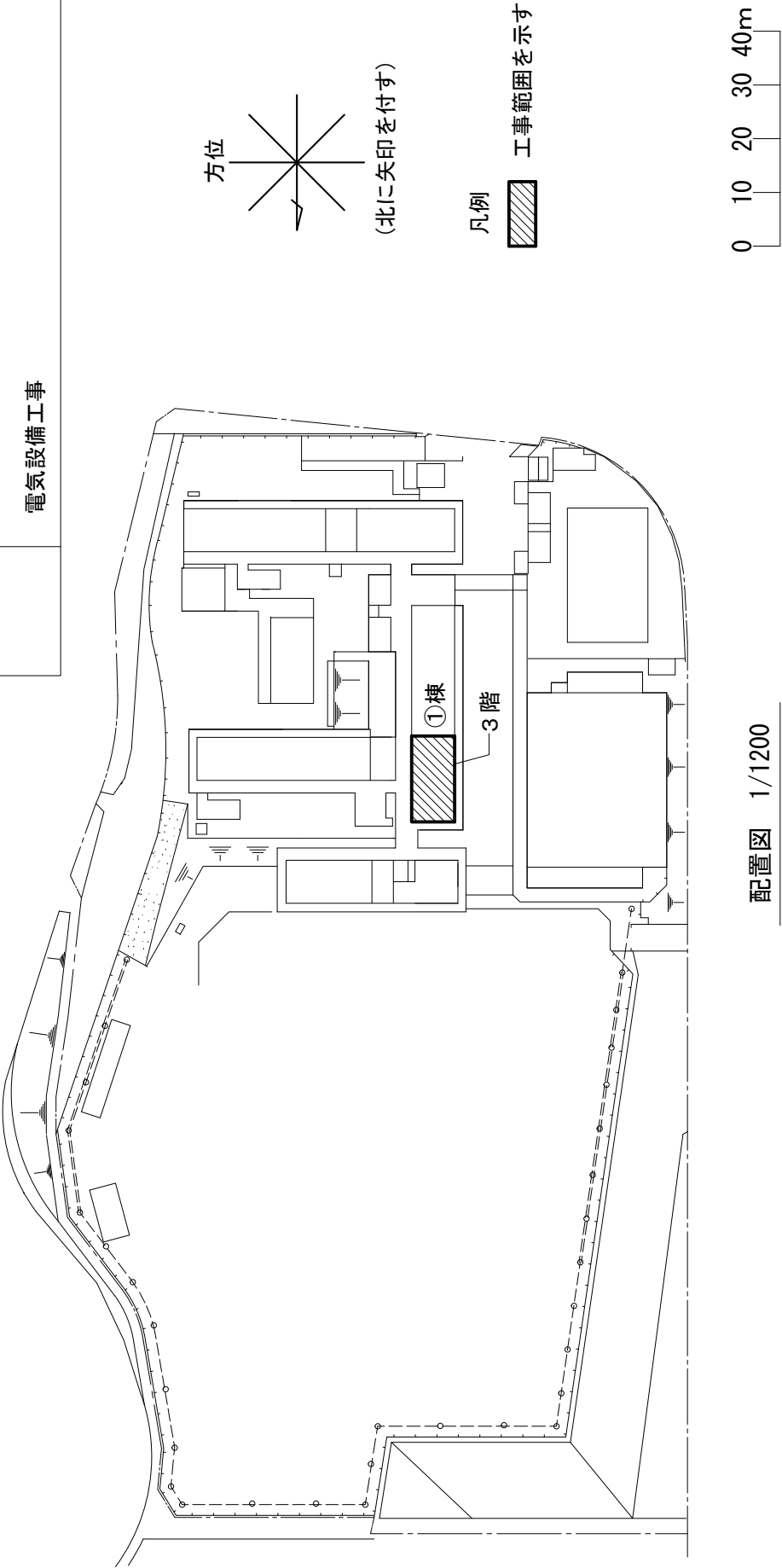
工 事 概 要	
構 造	鉄筋コンクリート造地上 3 階建
床 面 積	①棟 1,082㎡ ③棟 587㎡ ⑧棟 511㎡ ⑬棟 6㎡ ⑮棟 107㎡ ⑯棟 158㎡ 合計 2,451㎡
工事内容	校舎大規模改造工事
	外壁工事、内装工事、防水工事、建具工事



工 事 概 要	
構 造	鉄筋コンクリート造地上 2 階建
床 面 積	②棟 911㎡ ⑧棟 23㎡ ③棟 1,053㎡ ⑬棟 6㎡ ④棟 393㎡ ⑭棟 267㎡ ⑥棟 32㎡ ⑮棟 284㎡ 合計 2,969㎡
工事内容	校舎大規模改造工事 外壁工事、内装工事、防水工事、建具工事

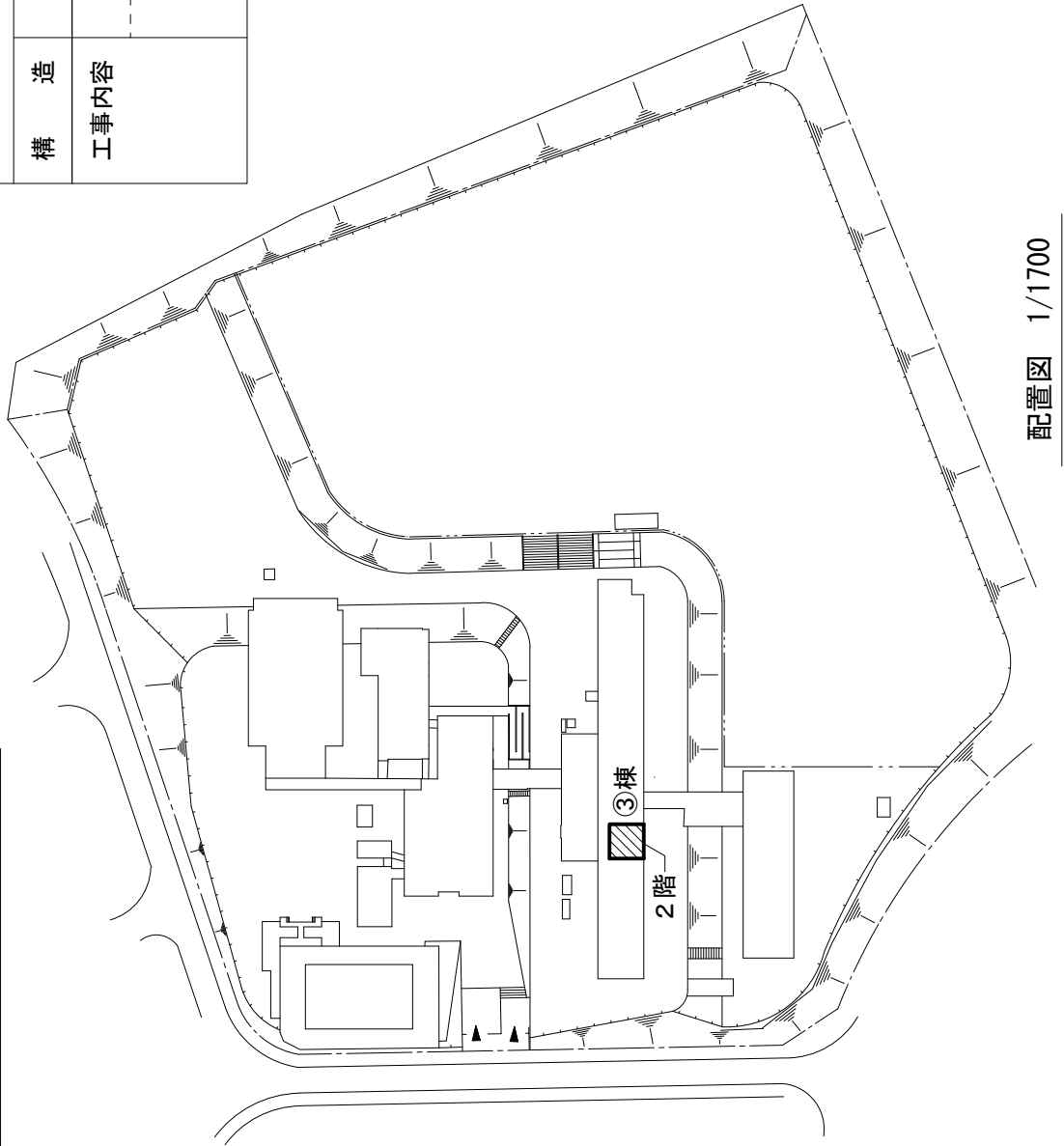


工 事 概 要	
構 造	鉄筋コンクリート造地上4階地下1階建
工 事 内 容	空調設備工事
	機械設備工事
	電気設備工事



吹田市立青山台中学校教室改修工事

工 事 概 要	
構 造	鉄筋コンクリート造地上3階建
工 事 内 容	空調設備工事
	機械設備工事
	電気設備工事



小・中学校校舎大規模改造工事 年次計画

校舎大規模改造工事 年次計画表

年度		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
小学校	1期工事		南山田小	江坂大池小	佐井寺小	吹田第二小	岸部第二小		山手小	桃山台小	吹田第三小	
	2期工事		千里新田小	片山小	山田第五小	山田第一小	津雲台小		佐竹台小	千里第三小	吹田第六小	
			西山田小	北山田小	千里第二小	山田第二小	藤白台小		岸部第一小	豊津第二小		
			東山田小	東佐井寺小	吹田東小	高野台小	千里第一小		吹田第一小	吹田南小		
				南山田小	江坂大池小	佐井寺小	吹田第二小		岸部第二小	山手小	桃山台小	吹田第三小
中学校	1期工事		西山田中	豊津中	佐井寺中	第五中	第一中		山田中	第六中	古江台中	
	2期工事		千里丘中	南千里中	山田東中	高野台中	青山台中		竹見台中	第二中	豊津西中	
	3期工事										第三中	
	計		2校	4校	4校	5校	4校	0	4校	3校	6校	竹見台中
	設計校数	2校	4校	3校	5校	4校	0	4校	3校	5校	4校	4校

- 1 対象校
- 小学校：平成15年度（2003年度）以降に大規模改造工事を実施している5校及び平成27年度（2015年度）に開校した千里丘北小学校を除く30校
- 中学校：平成20年度（2008年度）に大規模改造工事を実施している1校を除く17校
- 2 優先順位の考え方
- (1) 過去に実施した大規模改造工事及び外壁改修工事の履歴に基づき設定することとし、優先順位の高いものから順に以下の3グループを設定します。
- グループⅠ：大規模改造工事、棟ごとの外壁改修工事とも未実施の学校
- グループⅡ：大規模改造工事を実施済の学校
- グループⅢ：大規模改造工事を実施済の学校（ただし、平成15年度（2003年度）以降に実施済の学校は計画の対象外）
- (2) 上記の各グループ内においては、原則として建設年度が古い学校から順に工事を実施します。

小・中学校改修事業における昇降機設置工事及び
支援教室空調設備設置工事の実施について

1 事業の内容

自力での校舎内上下移動が困難な児童・生徒の教育及び学校生活を保障するため昇降機を設置するとともに、配慮を要する児童・生徒の教育環境を充実するため、支援教室に空調設備を設置します。

なお、同工事については、令和6年度（2024年度）の国の予算で措置されました学校施設環境改善交付金を活用し、翌年度に繰り越して事業を実施します。

2 予算額

(1) 歳出予算 294,527 千円

（款）教育費（項）小・中学校費（目）小・中学校改修費

（大事業）小・中学校管理事業（小事業）小・中学校改修事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	17,690	中学校改修費 17,690 千円
工事請負費	276,837	小学校改修費 20,025 千円 中学校改修費 256,812 千円

(2) 歳入予算（特定財源） 293,881 千円

（款）国庫支出金（項）国庫補助金（目）教育費国庫補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
学校施設環境改善交付金	44,281	補助率 1 / 2、1 / 3 小学校改修費充当分 2,849 千円 中学校改修費充当分 41,432 千円

（款）市債（項）市債（目）教育債

節名称	予算額(千円)	説明等
義務教育施設整備債	249,600	小学校改修費充当分 16,800 千円 中学校改修費充当分 232,800 千円

(3) 繰越明許費 294,527 千円

(款) 教育費 (項) 小・中学校費 (目) 小・中学校改修費

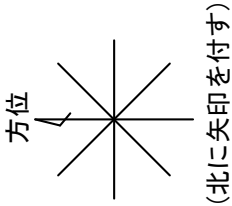
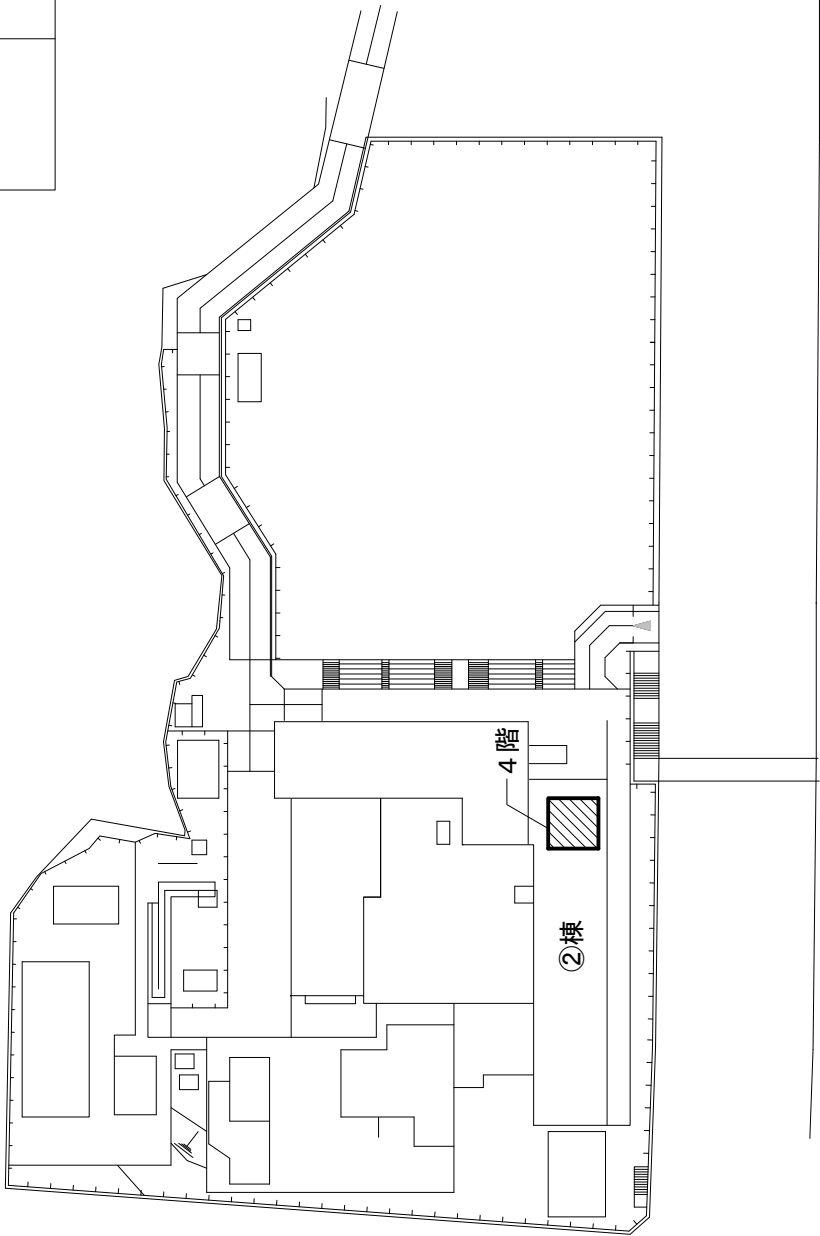
事業名	金額(千円)
小・中学校改修事業	小学校改修費 20,025 中学校改修費 274,502

3 今後の予定

令和7年(2025年)4月～5月	入札・契約締結
5月～6月頃	佐井寺小学校ほか3校支援教室空調設備設置工事 (配置図(3)～(6)頁)
6月～翌年2月頃	豊津西中学校及び高野台中学校昇降機設置工事 (配置図(7)～(8)頁)

吹田市立佐井寺小学校支援教室空調設備設置工事

工 事 概 要	
構 造	鉄筋コンクリート造地上4階建
工 事 内 容	空調設備工事
	機械設備工事
	電気設備工事

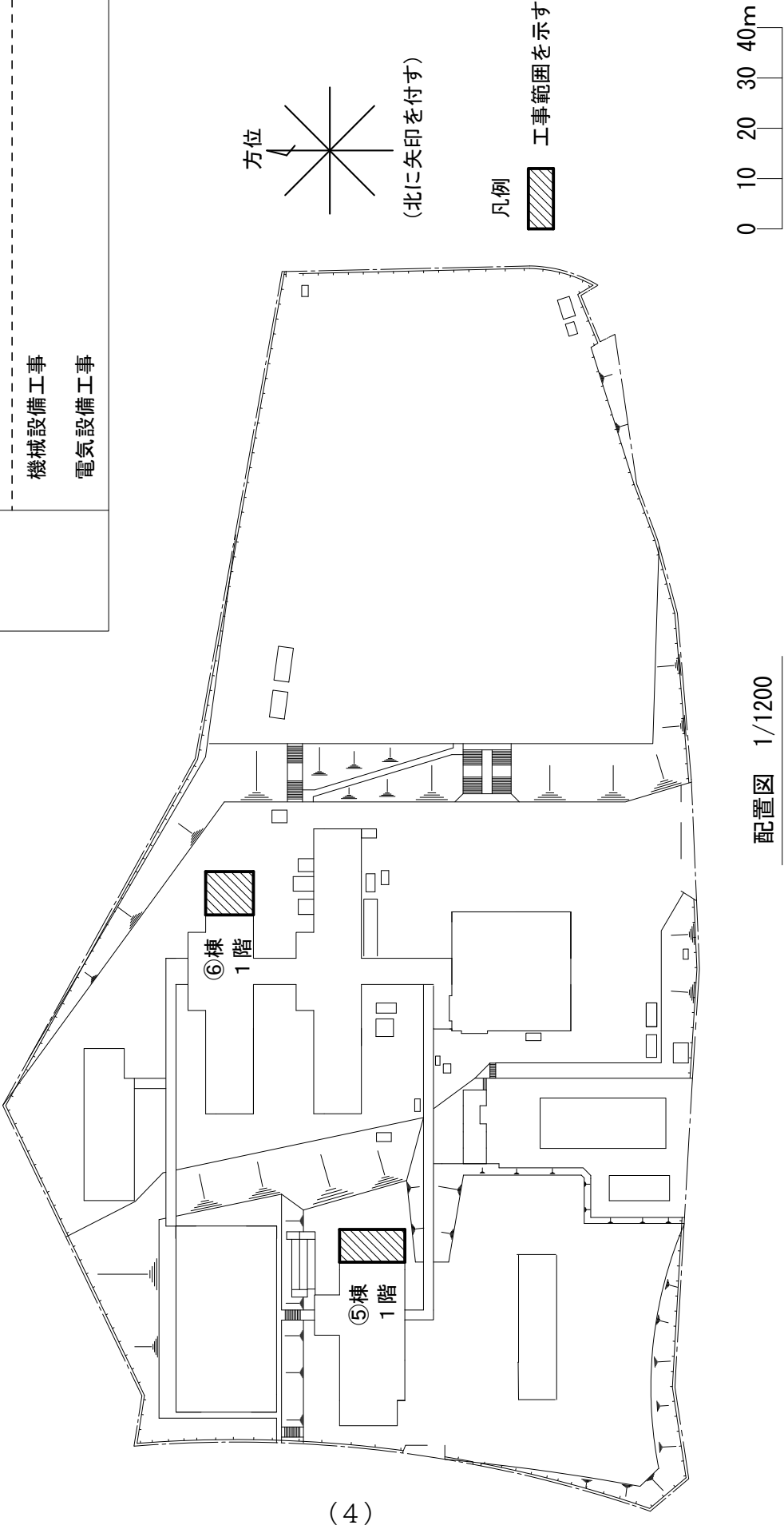


凡例
[Hatched Box] 工事範囲を示す

配置図 1/1200

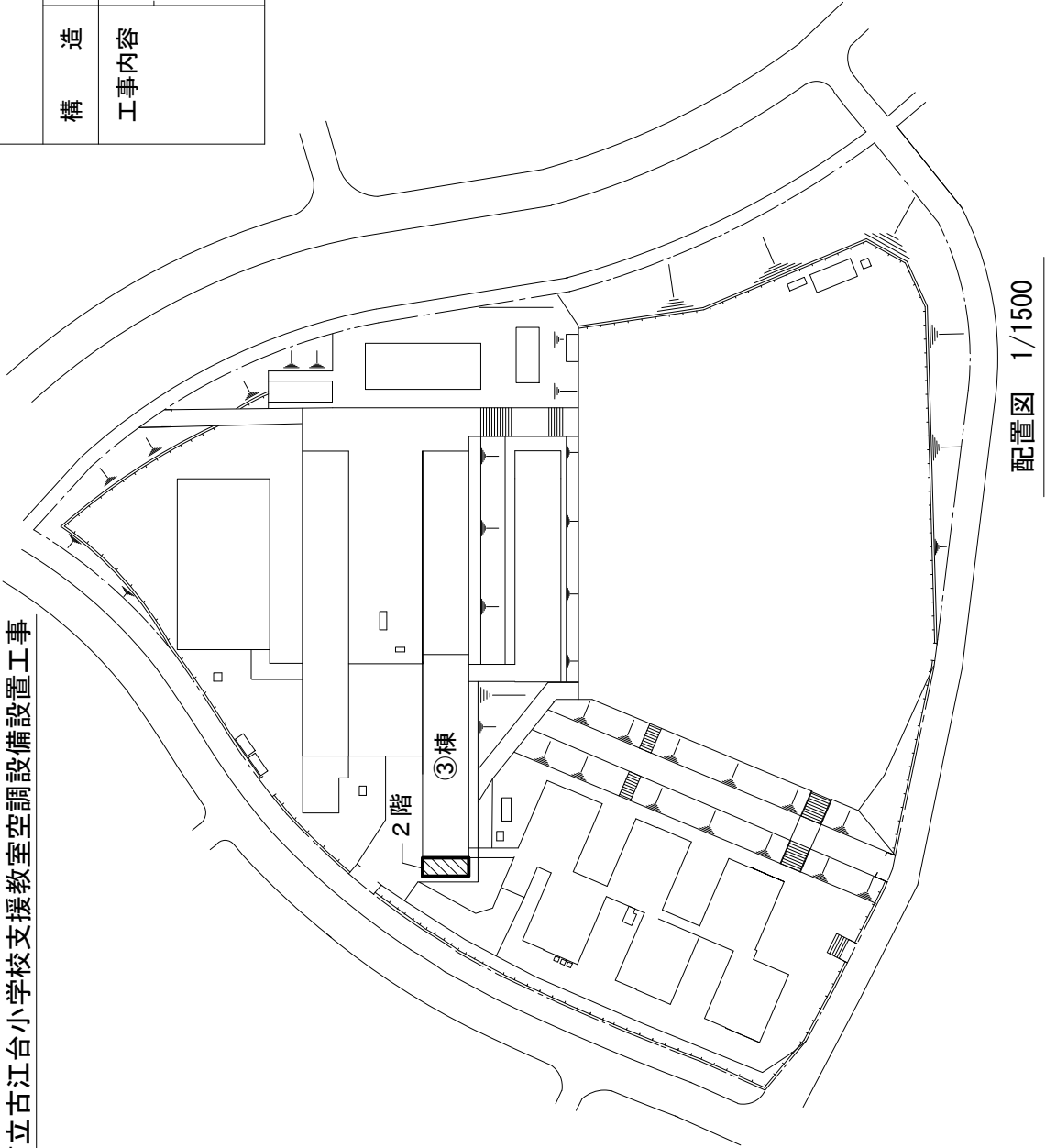
吹田市立高野台小学校支援教室空調設備設置工事

工 事 概 要	
構 造	鉄筋コンクリート造地上2階建
工 事 内 容	空調設備工事
	機械設備工事
	電気設備工事



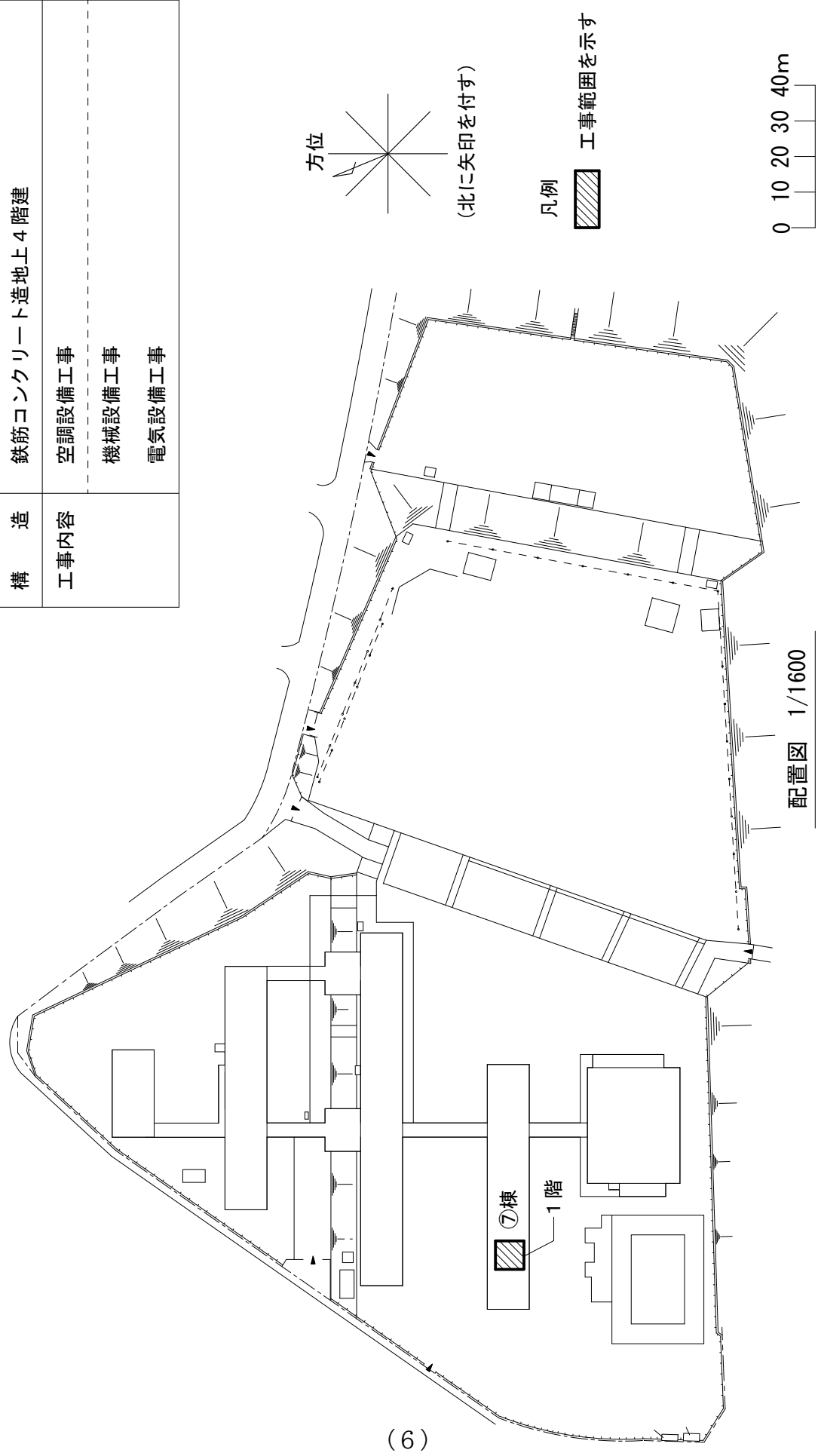
吹田市立古江台小学校支援教室空調設備設置工事

工 事 概 要	
構 造	鉄筋コンクリート造地上2階建
工事内容	空調設備工事
	機械設備工事
	電気設備工事



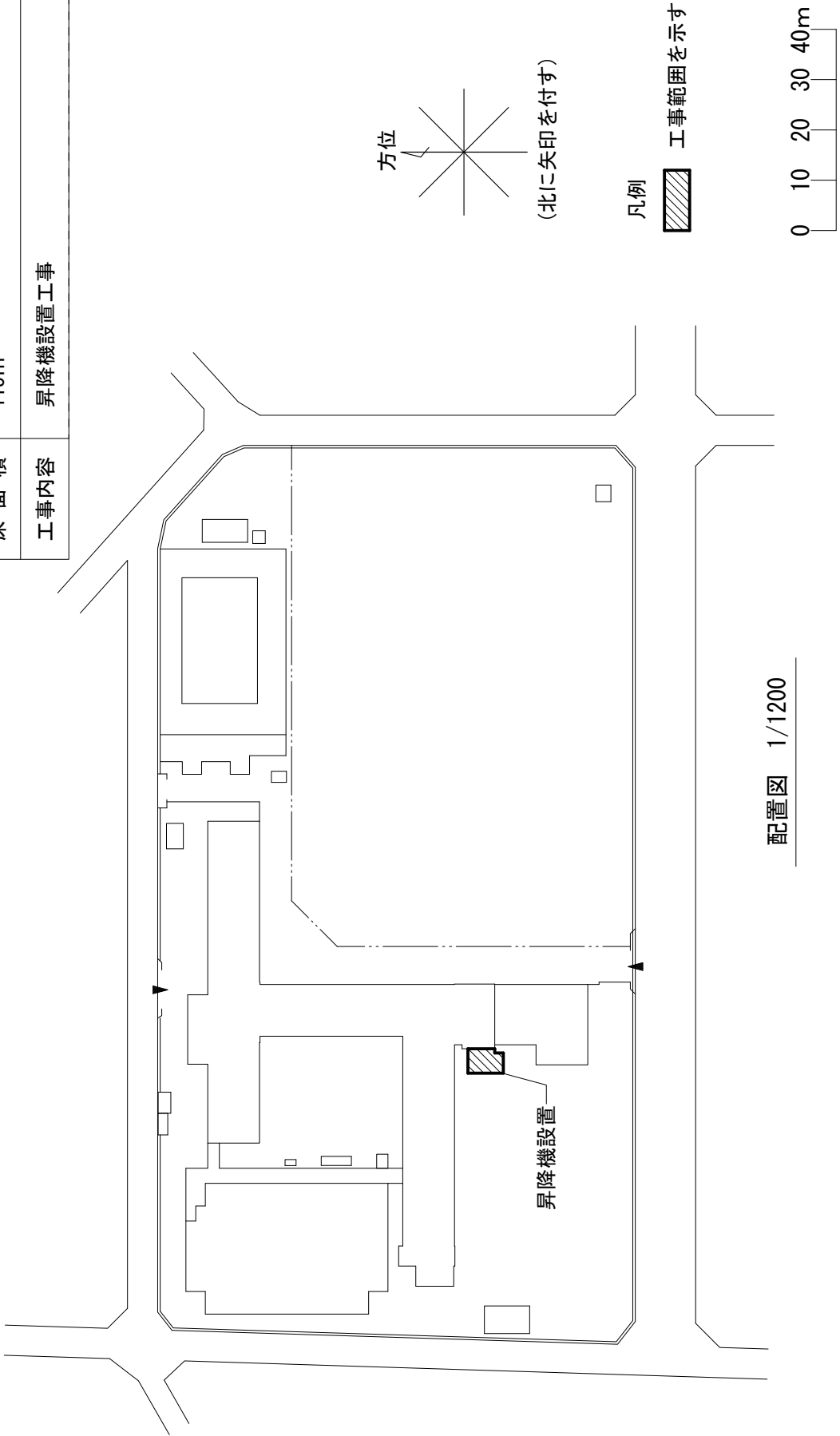
吹田市立古江台中学校支援教室空調設備設置工事

工 事 概 要	
構 造	鉄筋コンクリート造地上4階建
工 事 内 容	空調設備工事
	機械設備工事
	電気設備工事



吹田市立豊津西中学校昇降機設置工事

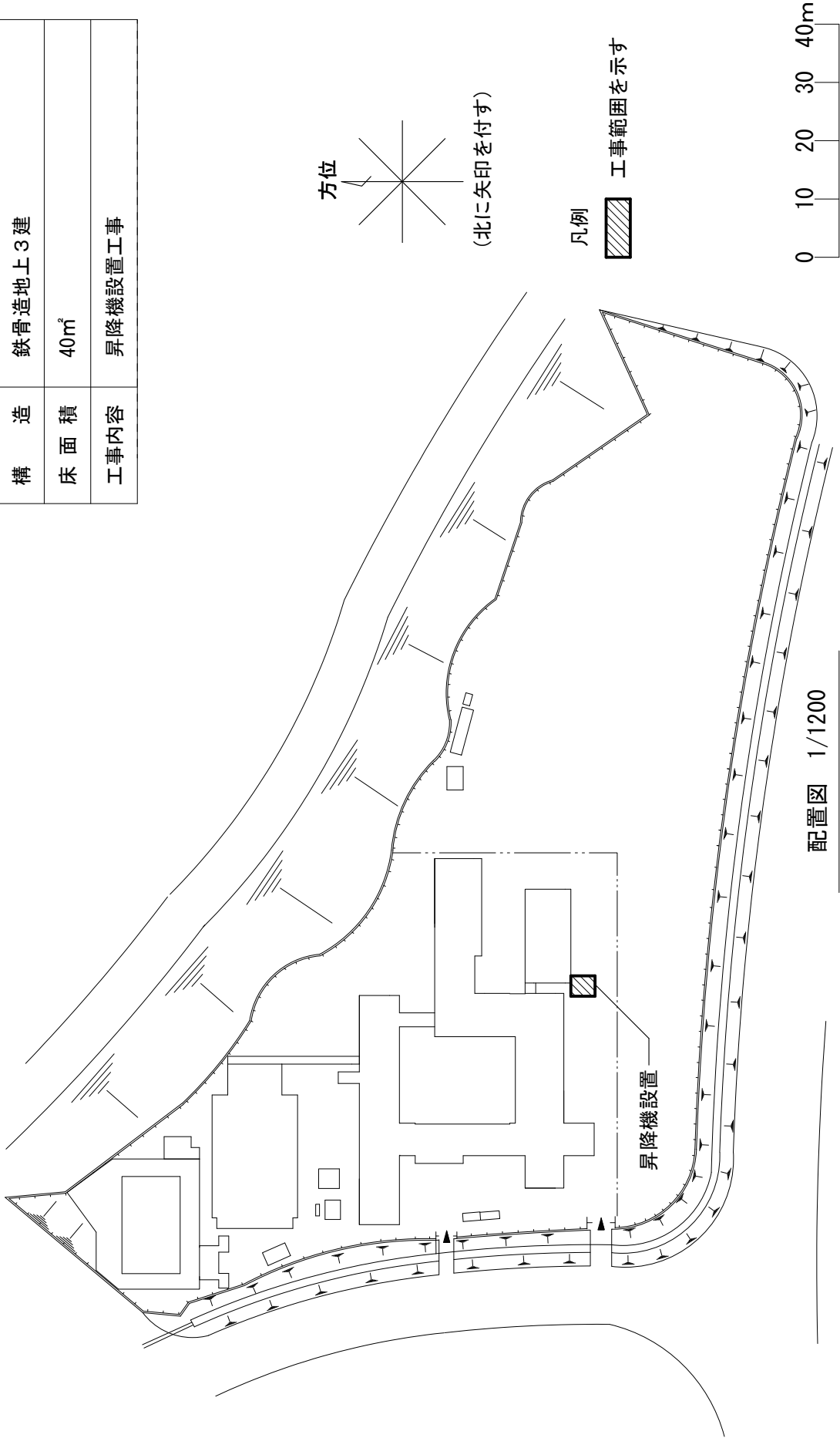
工 事 概 要	
構 造	鉄骨造地上4階建
床 面 積	113㎡
工事内容	昇降機設置工事



配置図 1/1200

吹田市立高野台中学校昇降機設置工事

工 事 概 要	
構 造	鉄骨造地上3建
床 面 積	40㎡
工事内容	昇降機設置工事



小学校給食事業における洗浄室及び配膳室等改修工事について

1 事業の内容

青山台小学校では、児童数増加による喫食数に対応する必要があり、令和 7 年度（2025 年度）、令和 8 年度（2026 年度）の 2 か年で、給食調理室等の改修工事を行います。令和 7 年度（2025 年度）は、一期工事として洗浄室、配膳室、調理員室の工事を行います。

なお、同工事については、令和 6 年度（2024 年度）の国の予算で措置されました学校施設環境改善交付金を活用し、翌年度に繰り越して事業を実施します。

2 予算額

(1) 歳出予算 140,339 千円

（款）教育費（項）保健体育費（目）学校給食費

（大事業）小学校管理事業（小事業）小学校給食事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	8,654	青山台小学校洗浄室増設及び配膳室等改修工事監理委託
工事請負費	131,685	青山台小学校洗浄室増設及び配膳室等改修工事

(2) 歳入予算（特定財源） 140,263 千円

（款）国庫支出金（項）国庫補助金（目）教育費国庫補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
学校施設環境改善交付金	1,263	補助率 1 / 3 （空調設備改修工事部分）

（款）市債（項）市債（目）教育費

節名称	予算額(千円)	説明等
義務教育施設整備債	139,000	—

(3) 繰越明許費

(款) 教育費 (項) 保健体育費

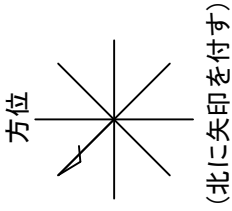
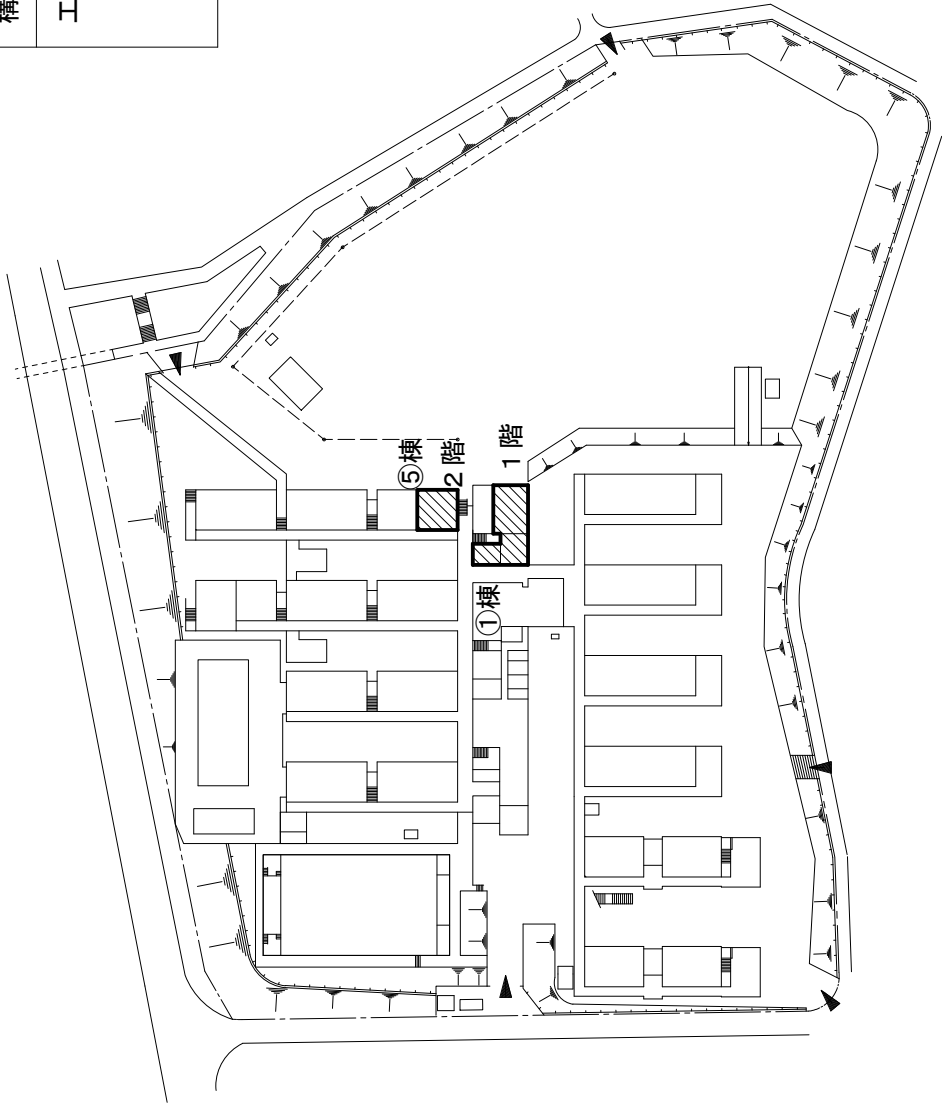
事業名	金額(千円)
小学校給食事業	140,339

3 今後の予定

令和7年(2025年)5月	青山台小学校洗浄室等改修工事に係る契約締結
10月	同工事完了
令和8年(2026年)5月	青山台小学校給食調理室改修工事に係る契約締結
10月	同工事完了

吹田市立青山台小学校洗浄室及び配膳室等改修工事

工 事 概 要	
構 造	鉄筋コンクリート造地上2階建
工事内容	洗浄室及び配膳室等改修工事
	内装工事、建具工事、電気設備工事 機械設備工事



凡例
工事範囲を示す

配置図 1/1500

小学校給食事業における給食調理室空調設備改修工事について

1 事業の内容

市立小学校給食調理室の空調設備について、経年劣化のため更新が必要である佐井寺小学校ほか1校の改修工事を行います。

なお、同工事については、令和6年度（2024年度）の国の予算で措置されました学校施設環境改善交付金を活用し、翌年度に繰り越して事業を実施します。

2 予算額

(1) 歳出予算 27,658 千円

（款）教育費（項）保健体育費（目）学校給食費

（大事業）小学校管理事業（小事業）小学校給食事業

節名称	予算額(千円)	説明等
工事請負費	27,658	給食調理室空調設備改修工事費 (佐井寺小学校、山手小学校)

(2) 歳入予算（特定財源） 27,429 千円

（款）国庫支出金（項）国庫補助金（目）教育費国庫補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
学校施設環境改善交付金	3,629	補助率 1 / 3

（款）市債（項）市債（目）教育費

節名称	予算額(千円)	説明等
義務教育施設整備債	23,800	—

(3) 繰越明許費

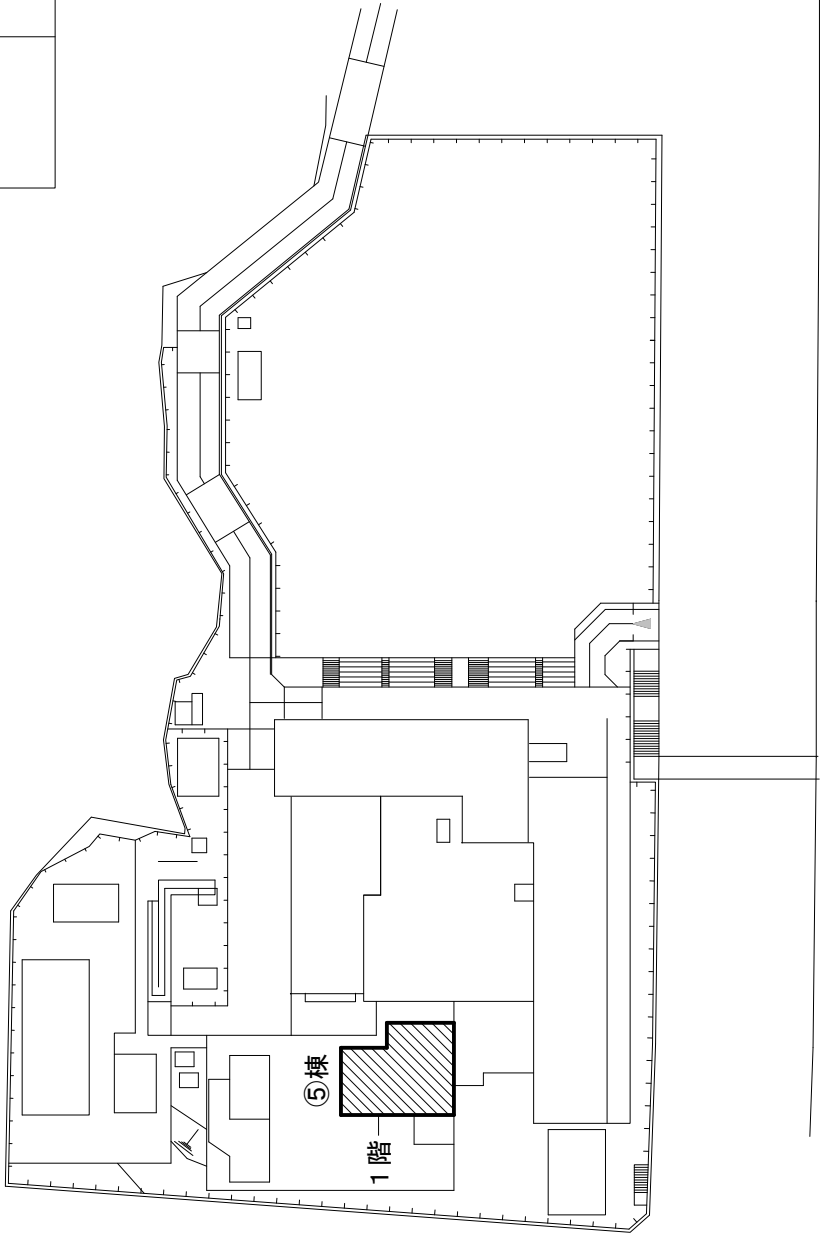
（款）教育費（項）保健体育費

事業名	金額(千円)
小学校給食事業	27,658

3 今後の予定

令和7年（2025年）5月	佐井寺小学校及び山手小学校給食調理室空調設備改修 工事に係る契約締結
8月	同工事完了

工 事 概 要	
構 造	鉄筋コンクリート造地上3階建
工 事 内 容	空調設備工事
	機械設備工事
	電気設備工事

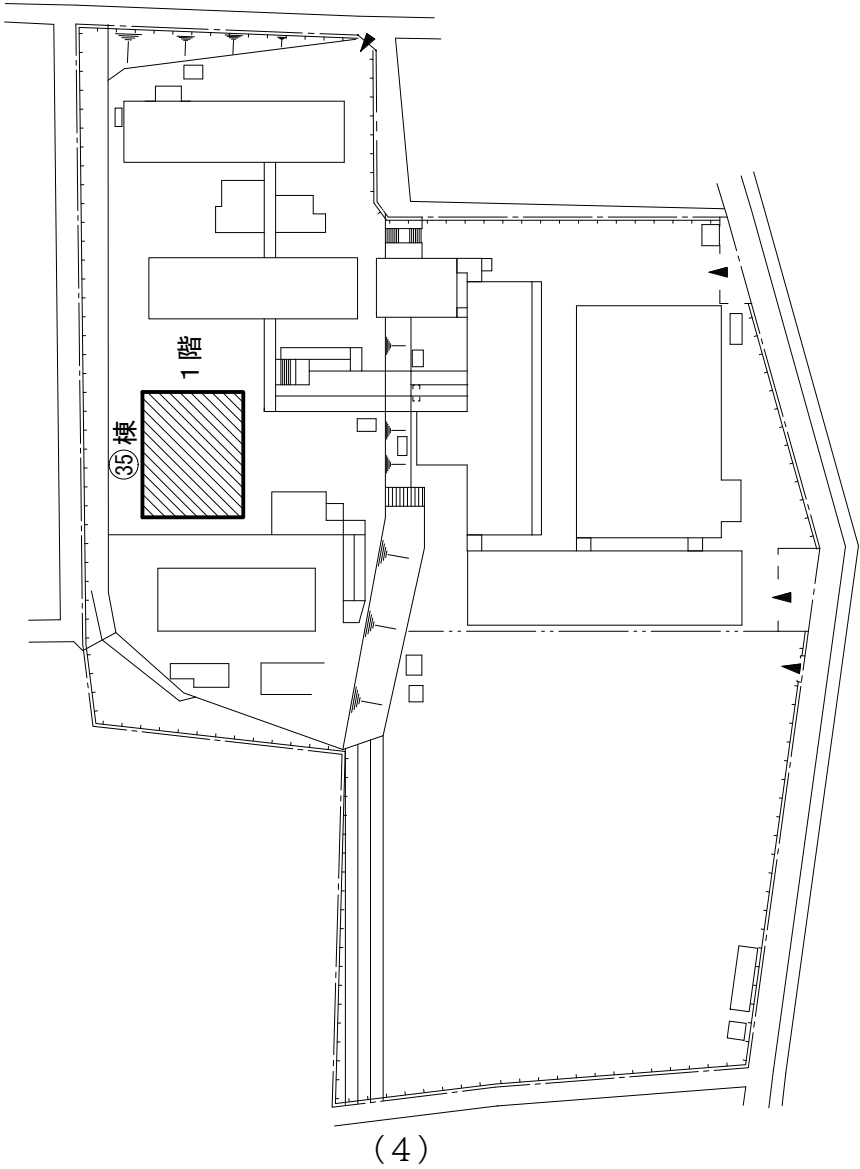


(3)

配置図 1/1200

吹田市立山手小学校給食調理室空調設備改修工事

工 事 概 要	
構 造	鉄筋コンクリート造地上1階建
工 事 内 容	空調設備工事
	機械設備工事
	電気設備工事



配置図 1/1200

中学校給食事業における給食配膳室改修工事等の実施について

1 事業の内容

中学校全員給食の令和 10 年度（2028 年度）中の実施に向けて、全 18 校の給食配膳室を対象に順次改修を行います。このうち一部の学校の空調設備の設置工事について、令和 6 年度（2024 年度）の国の予算で措置される学校施設環境改善交付金の活用が可能になったため、青山台中学校の給食配膳室の改修工事（空調設備設置工事を含む。）及び千里丘中学校、古江台中学校の給食配膳室の空調設備設置工事を行います。なお、これらの工事については、翌年度に繰り越して事業を実施します。

2 予算額

(1) 歳出予算 19,901 千円

（款）教育費（項）保健体育費（目）学校給食費

（大事業）中学校管理事業（小事業）中学校給食事業

節名称	予算額(千円)	説明等
工事請負費	19,901	改修工事 13,816 千円 （青山台中学校） 空調設備設置工事 6,085 千円 （千里丘中学校及び古江台中学校）

(2) 歳入予算（特定財源） 19,654 千円

（款）国庫支出金（項）国庫補助金（目）教育費国庫補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
学校施設環境改善交付金	1,754	補助率 1 / 3 （空調設備設置工事部分）

（款）市債（項）市債（目）教育債

節名称	予算額(千円)	説明等
義務教育施設整備債	17,900	—

(3) 繰越明許費 19,901 千円

（款）教育費（項）保健体育費

事業名	金額(千円)
中学校給食事業	19,901

3 今後の予定

令和7年（2025年）5月	工事に係る契約締結
8月	同工事完了

4 給食配膳室改修工事における主な工事内容

出入口扉改修、床シート張替、空調設備の設置、電源設備等の確保、配送車両の進入路と荷降ろし場所の確保、配膳室までの搬入動線整備（段差解消やスロープ設置など）

5 給食配膳室改修工事等の年次計画表（予定）

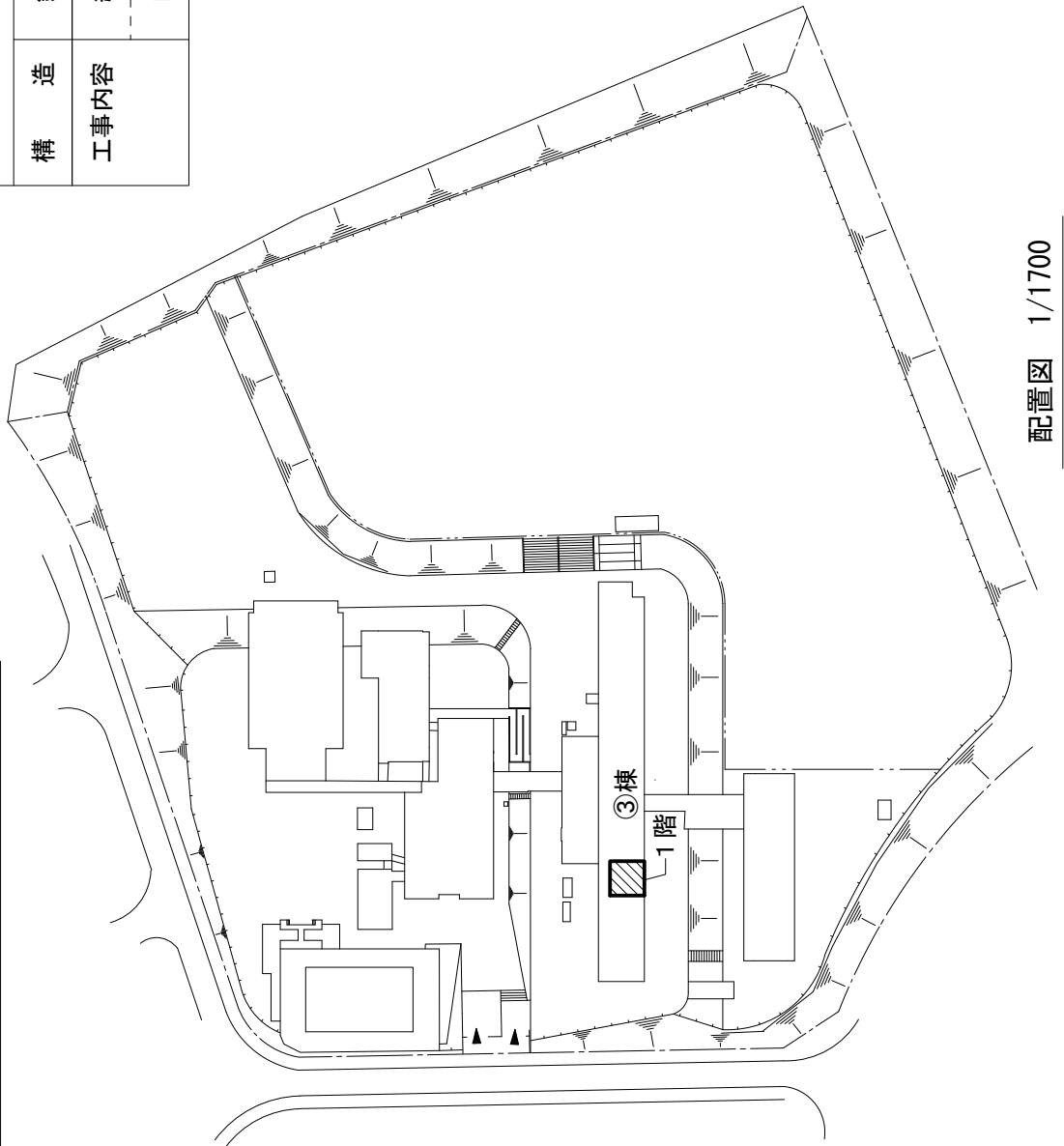
事業年度	改修工事対象校
令和6年度（2024年度）※	青山台中 千里丘中・古江台中（空調設備設置工事のみ）
令和7年度（2025年度）	第五中、豊津中、豊津西中
令和8年度（2026年度）	第一中、第二中、第六中、佐井寺中、山田東中、 高野台中、竹見台中 古江台中（空調設備設置工事を除く）
令和9年度（2027年度）	第三中、片山中、南千里中、山田中、西山田中 千里丘中（空調設備設置工事を除く）

※予算を繰り越して、令和7年度（2025年度）に事業を実施

（注）令和8年度（2026年度）以降の年次計画については、関係部局等との調整により変更することがあります。

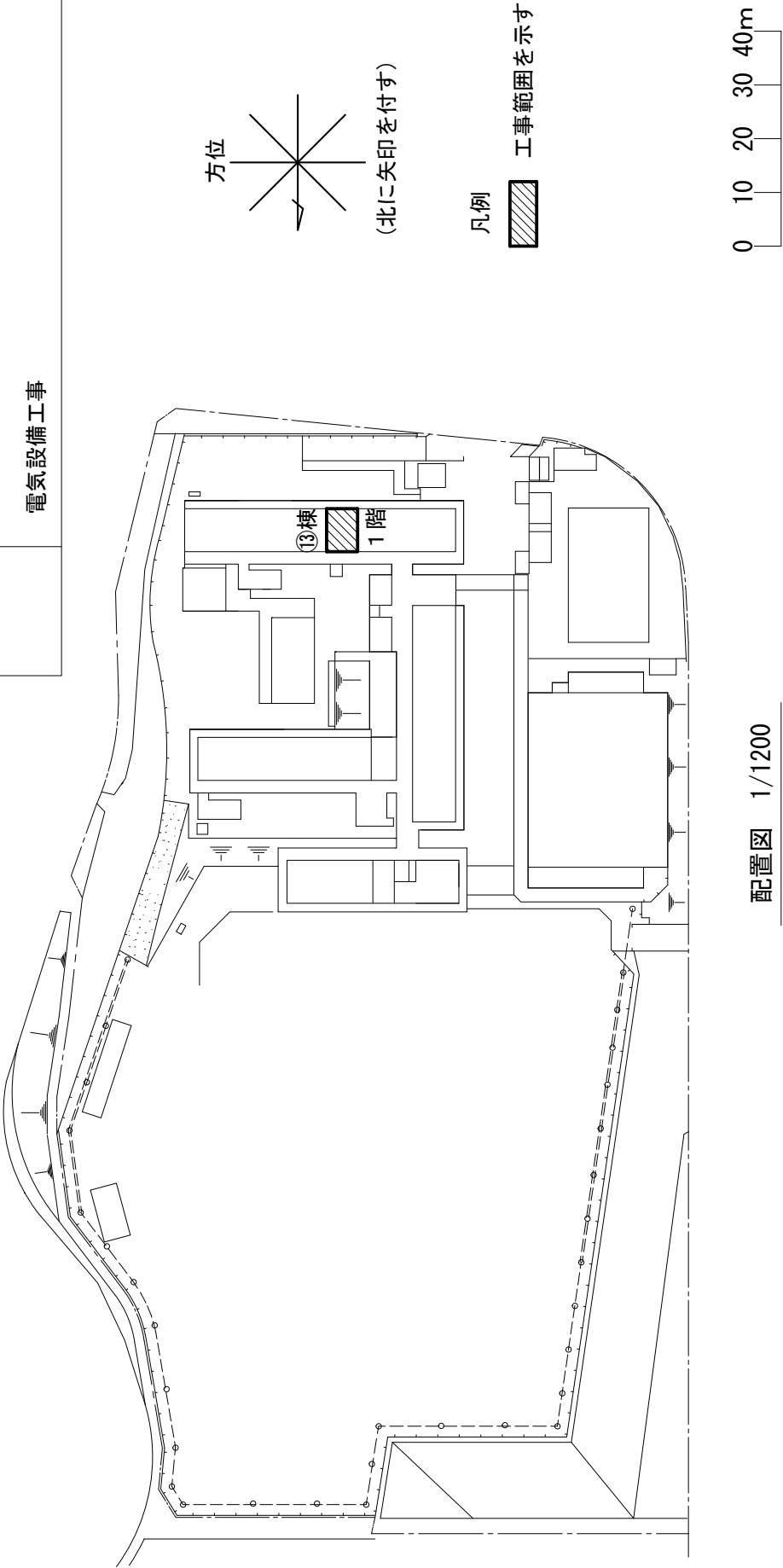
吹田市立青山台中学校給食配膳室改修工事

工 事 概 要	
構 造	鉄筋コンクリート造地上3階建
工 事 内 容	給食配膳室改修工事
	内装工事、建具工事、電気設備工事、機械設備工事



吹田市立千里丘中学校給食配膳室空調設備設置工事

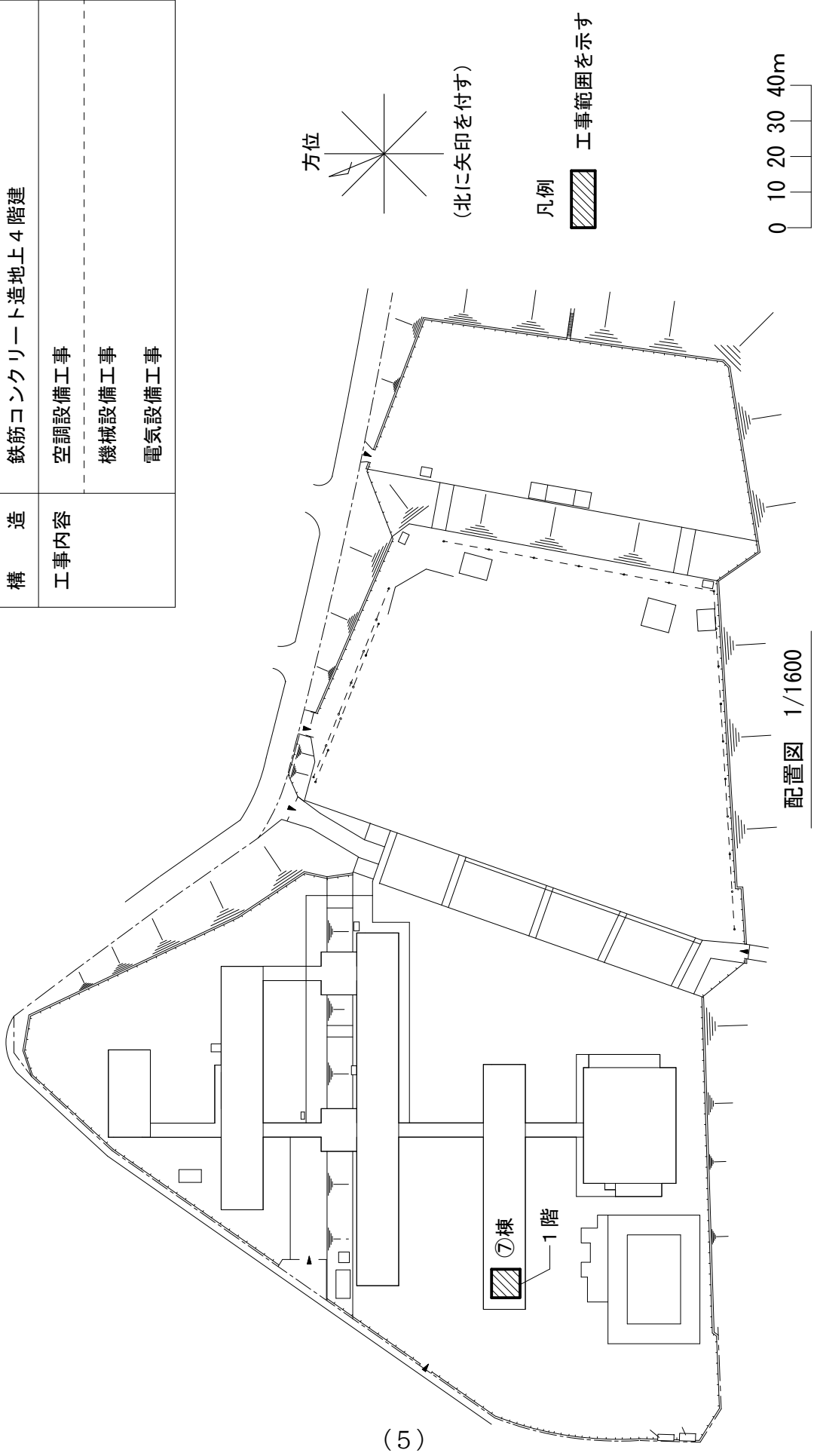
工 事 概 要	
構 造	鉄筋コンクリート造地上4階建
工 事 内 容	空調設備工事
	機械設備工事
	電気設備工事



配置図 1/1200

吹田市立古江台中学校給食配膳室空調設備設置工事

工 事 概 要	
構 造	鉄筋コンクリート造地上4階建
工 事 内 容	空調設備工事
	機械設備工事
	電気設備工事



議案第 3 号

第 3 期吹田市教育振興基本計画 吹田市教育ビジョンの策定について

第 3 期吹田市教育振興基本計画 吹田市教育ビジョンを別紙のとおり策定します。

令和 7 年 2 月 1 0 日提出

吹田市教育委員会
教育長 大江 慶博

記

- | | | |
|---|-----|----------------------------|
| 1 | 名 称 | 第 3 期吹田市教育振興基本計画 吹田市教育ビジョン |
| 2 | 内 容 | 別紙のとおり |

第 3 期吹田市教育振興基本計画

吹田市教育ビジョン（案）

吹田市教育委員会

目 次

I	教育ビジョンの概要	1
1	策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	1
II	教育を取り巻く状況	2
1	社会潮流	2
2	国の動向	4
III	本市の教育の状況	8
1	学校教育	8
2	地域教育	15
3	教育環境	17
IV	体系図	19
V	基本構想	20
1	教育理念	20
2	基本目標	20
VI	重点課題	21
	重点課題1 誰一人取り残されない学びの保障の推進	22
	重点課題2 誰一人取り残さない子供・若者支援体制の充実	25
	重点課題3 教員の働き方改革の推進	27
VII	基本計画	30
	基本計画の見方	30
	基本方向1 幼児教育を通して総合的人間力の基礎を培います	32
	基本方向2 義務教育を通して総合的人間力の基礎を培います	34
	基本方向3 一人ひとりが尊重される学びを推進します	38
	基本方向4 安心・安全で豊かな学校環境を整備します	40
	基本方向5 青少年の健やかな育ちを支援します	44
	基本方向6 生涯を通じて豊かな学びを提供します	46
VIII	計画の推進	49
1	進行管理	49
	用語説明	50
	参考資料	56

I. 教育ビジョンの概要

1 策定の趣旨

本市では、平成 22 年（2010 年）3 月に、10 年間を計画期間とし、「今 吹田から 未来の力を
～生命かがやき ともにつながり 未来を拓く吹田の教育～」を教育理念に掲げた、第 1 期吹田市
教育振興基本計画である「わが都市すいたの教育ビジョン」を策定し、その後、令和 2 年（2020 年）
3 月に、5 年間を計画期間とし、第 1 期の教育理念を引き継いだ、第 2 期吹田市教育振興基本計画
「吹田市教育ビジョン」を策定し、教育行政を推進してきました。

この間、国では、令和 5 年（2023 年）に第 4 期教育振興基本計画^{*}が策定され、「2040 年以降の
社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイング^{*}の向上」
という 2 つのコンセプトと、その実現に向けた方針が示されました。ウェルビーイングの実現とは、
多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられる
ものとなることであり、教育を通じた一人ひとりのウェルビーイングの確保が必要です。そして、
子供たちのウェルビーイングを高めるためには、教員のウェルビーイングを確保することが必要で
あるとともに、学校が教員のウェルビーイングを高める場となることが重要であることが示されて
います。

また、同年にはこども基本法の制定、並びにこども大綱が閣議決定され、すべての子供・若者が
身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を
目指されています。

そのような中、本市においては、誰一人取り残されない学びの保障の推進、子供・若者支援体制
の充実や教員の働き方改革の推進など中長期的に取り組んでいく必要のある課題があります。

本計画は、国・社会の動向や本市の現状と課題を踏まえ、本市がめざすべき教育の基本的な方向
性とその施策を明らかにし、必要な施策を総合的・計画的に推進するため定めるものです。

2 計画の位置づけ

教育基本法第 17 条第 2 項に規定されている「地方公共団体における教育の振興のための施策に
関する基本的な計画」として策定します。対象は本市教育委員会の所管事務とします。「吹田市第 4
次総合計画」^{*}を上位計画とします。

3 計画の期間

令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）の 5 年間

Ⅱ. 教育を取り巻く状況

1 社会潮流

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

国では、平成 20 年（2008 年）をピークに人口減少が続いており、その中で、65 歳以上の高齢者が増加する一方で、15 歳未満の子供の数は、1,401 万人（令和 6 年（2024 年）4 月 1 日時点）と過去最少となっています。さらに、令和 5 年（2023 年）の出生数は 75 万人を下回り、過去最少となるとともに合計特殊出生率も 1.20 と過去最低を更新するなど、少子高齢化が著しい状況となっています。

本市では、人口増加が続いており、令和 5 年度（2023 年度）末（令和 6 年（2024 年）3 月 31 日時点）の人口は、382,336 人となっています。人口増加はしばらく続くと見込まれていますが、将来的には人口が減少しはじめると予測されています。人口構造は、年少人口（15 歳未満）、生産年齢人口がいずれも減少している一方で、高齢者数は増加してきており、今後も少子高齢化が進展する見込みです。

こうした少子化、人口減少が進む中で、持続可能な社会とし、活力あふれる社会を実現していくためには、一人ひとりが持てる力を最大限発揮し、生産性を向上していくとともに、多様な人材の社会参画、協働が求められます。

(2) 家庭、地域コミュニティの状況の変化

家庭においては、三世帯世帯が減少し、ひとり親家庭が増加するなど、核家族化が進展するとともに、共働き家庭が増加しています。また、地域においては、地域のつながりや人間関係が希薄化するなど、家庭を取り巻く環境が変化する中、子育てに不安を持つ保護者等が孤立することなく、地域全体で家庭教育を支えることの重要性が高まっています。

(3) 将来の予測が困難な時代の到来

近年発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化に象徴されるように、現代は、将来の予測が困難な VUCA^{*}の時代とされています。こうした予測困難な事態に対応するレジリエンス^{*}を備えた社会の構築がこれからの重要な課題であり、そのためには、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持、発展させていく人材を育成することが求められています。

(4) 技術革新、デジタル化の進展（DX）

近年、IoT^{*}や AI（人工知能）^{*}等の先端技術の発展が進んでおり、今後目指すべき未来社会像として、「Society 5.0（超スマート社会）^{*}」が示されています。AI やロボットの発達により、特定の職種では雇用が減少するなど労働市場への変化が予測され、今後は問題発見力や的確な予測、革新性といった能力が一層求められるなど、必要とされるスキルが変容していくことが考えられます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、世界全体にデジタル化の飛躍的進展をもたらしました。今後、社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）等の推進に向けた環境整備

が加速していく中で、教育分野においても、ICT^{*}の活用が「日常化」するなど、デジタル化をさらに推進していくことが不可欠であると同時に、デジタルも活用して問題解決や価値創造ができる人材の育成が目指されます。

（５）社会的包摂の推進

社会の多様化が進む中で、障がいの有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境などにかかわらず、誰一人取り残されることなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会を実現するためには、社会的包摂の推進が必要です。そのために、自らとは異なる立場や背景を持つ人々と接する機会や、異なる環境に身を置く機会を持つことなどを通して、一人ひとりが多様な他者を理解、尊重できるようになることが重要です。

（６）共に学び支え合う生涯学習・社会教育の推進

人生 100 年時代において、一人ひとりが豊かな人生を送るに当たり、社会人の学び直しをはじめとする生涯学習の重要性は、一層高まっています。特に、デジタルデバйд解消や、国民全体のデジタルリテラシー向上が喫緊の課題として挙げられています。

生涯学習の推進にあたっては、子供や若者、社会人、高齢者といった年齢に関わらず、また、貧困、孤独・孤立の状態にある者や外国人、女性など、環境や背景に関係なく、すべての人に学習機会を提供することが重要です。

また、地域コミュニティを基盤としたウェルビーイングの実現にあたっては、自己実現を図る生涯学習に加え、学びを通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を行う社会教育の推進も必要です。そのためには、ICT の活用を含め、生涯を通じて学び続けることができる環境の整備とともに、能動的に学び続けるための態度の涵養や、地域のつながりの中で学び、地域の活動に積極的、主体的に関わる意識を高めていくこと、そして、学びを社会の持続的な発展に還元していくことが求められます。

2 国の動向

(1) 第4期教育振興基本計画

令和5年(2023年)6月に閣議決定された、第4期教育振興基本計画では、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」という2つのコンセプトが示されました。ウェルビーイングについては、自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素を調和的・一体的に育み、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングを教育を通じて向上させていくことの重要性が示されたとともに、子供のウェルビーイングを高めるためには、教師をはじめとする学校全体のウェルビーイングが重要であると示されました。

上述のコンセプト実現のため、今後の教育政策に関する基本的な方針として、①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成、②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進、③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進、④教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進、⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話の5つが示されています。

(2) こども大綱の閣議決定

令和5年(2023年)4月にこども家庭庁が発足し、こども基本法が施行され、12月にはこども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため基本的な方針等を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。

こども大綱では、すべての子供・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども施策に関する基本的な方針として、①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る、②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく、③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する、④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする、⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む、⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する、の6本の柱が示されています。

(3) 不登校・いじめ対策の強化

令和4年度(2022年度)の不登校児童・生徒数が、小・中学校で約30万人、そのうち、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生は、約11万4千人といずれも過去最多となりました。また、いじめ重大事態の発生件数も923件と過去最多となったことから、令和5年(2023年)10月には、文部科学省より「不登校・いじめ 緊急対策パッケージ」が出され、安心して学ぶことができる、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の緊急強化の必要性が示されました。

不登校については、文部科学省が令和5年(2023年)3月に策定した「COCOLOプラン」において、不登校の児童・生徒すべての学びの場の確保、心の小さなSOSを見逃さないこと、学校を「み

んなが安心して学べる場所」にすることの必要性が示されました。

いじめについては、いじめの早期発見の強化とともに、国による分析強化、個別自治体への指導助言・体制づくりの必要性が示されています。さらに、両者に関わる学校における組織的対応を支える取組として、学びの多様化学校の設置促進や、スクールカウンセラー^{*}・スクールソーシャルワーカー^{*}による支援等、COCOLO プランに基づく対策の継続的な実施や、学びの多様化学校への教職員^{*}の優先配置、学校いじめ対策組織にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー^{*}、スクールサポーター等の外部専門家を加えることで組織的に対応するとともに、安心して学べる学校づくりを推進することが必要とされています。

(4) 子供の自殺対策の強化

児童・生徒の自殺者数が増加傾向にあり、令和 4 年（2022 年）には、小中高生の自殺者数が 514 人と過去最多となったことを受け、令和 5 年（2023 年）6 月にこどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議において、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」が取りまとめられました。

このプランにおいて、子供の自殺対策の強化に関する施策として、子供の自殺の要因分析、自殺予防に資する教育や普及啓発等、自殺リスクの早期発見、電話・SNS^{*}等を活用した相談体制の整備、自殺予防のための対応、遺された子供への支援、子供の自殺対策に関する関係省庁の連携及び体制強化等が示されています。

(5) 生徒指導提要の改訂

生徒指導提要は、文部科学省により平成 22 年（2010 年）にはじめて作成されて以来、いじめ防止対策推進法^{*}等の関係法規の成立など学校・生徒指導を取り巻く環境は大きく変化するとともに、いじめの重大事態や児童・生徒の自殺者数が増加傾向にあるなど生徒指導上の課題がより一層深刻化している状況を踏まえ、令和 4 年（2022 年）12 月に 12 年ぶりに改訂されました。

改訂版においては、生徒指導の重層的支援構造が示され、発達支持的生徒指導^{*}の重要性が示されています。また、「児童の権利に関する条約」、「こども基本法」を踏まえた、児童・生徒の権利の理解や、教職員同士や多職種の専門家、地域や関係機関等と連携、協働して教育活動を展開の必要性などが示されています。

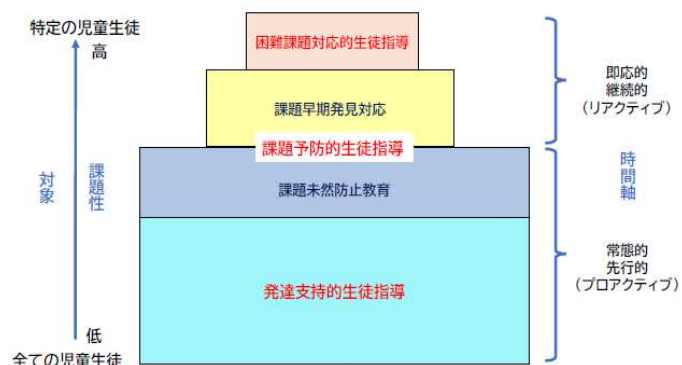


図 生徒指導の重層的支援構造¹

（出典）文部科学省（令和 4 年（2022 年）12 月）「生徒指導提要」

¹ 生徒指導の重層的支援構造は、以下の 2 軸 3 類に加え、第 1 層「発達支持的生徒指導」と第 2 層「課題予防的生徒指導：課題未然防止教育」、一部の児童生徒を対象とした第 3 層「課題予防的生徒指導：課題早期発見対応」、特定の生徒を対象とした第 4 層「困難課題対応的生徒指導」の 4 層から成る構造。

・生徒指導の 2 軸：児童生徒の課題への対応の時間軸に着目すると、積極的な先手型の①常態的・先行的（プロアクティブ）、事後対応型の②即応的・継続的（リアクティブ）に 2 分される。

・生徒指導の 3 類：生徒指導の課題性（「高い」「低い」）と課題への対応の種類から分類すると、以下の 3 類になる。

①発達支持的生徒指導：全ての児童生徒の発達を支える

②課題予防的生徒指導：全ての児童生徒を対象とした課題の未然防止教育と、課題の前兆行動が見られる一部の児童生徒を対象とした課題の早期発見と対応を含む

③困難課題対応的生徒指導：深刻な課題を抱えている特定の児童生徒への指導・援助を行う

（６）共生社会の実現に向けた、配慮や支援が必要な子供への取組の推進

「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」（令和４年（２０２２年）４月）において、特別支援学級に在籍する児童・生徒の交流及び共同学習のあり方や、自立活動の時間の確保の必要性、また、通級による指導のさらなる活用が改めて示されました。

特別支援教育の推進にあたっては、障がいのある子供の自立と社会参加に向けて、障がいのある子供と障がいのない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪として、インクルーシブ教育システム^{*}の実現に向けた取組の一層の推進が求められています。そのために、特別支援教育コーディネーター^{*}を中心とした校内支援体制の構築や、すべての教職員が障がいや特別支援教育の理解を深める取組などの推進が重要とされています。

また、令和３年（２０２１年）９月に、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されたことを受け、医療的ケアが必要な児童・生徒等について、保護者の付添いがなくても安全・安心に学校で学ぶことができるよう、医療的ケア看護職員の配置の促進を含めた取組の推進が求められています。さらに、文部科学省による「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和３年度）」において、公立学校における日本語指導が必要な児童・生徒数も年々増加していることが示されており（日本国籍１万６８８人、外国籍４万７,６１９人）、外国につながる子供への支援、教育の推進も重要です。

そのほか、第４期教育振興基本計画では、共生社会の実現に向け、ヤングケアラー^{*}への支援や子供の貧困^{*}対策、特異な才能のある児童・生徒に対する指導・支援、さらには、性的マイノリティに係る児童・生徒への対応等についても言及されています。

（７）子供の居場所づくりの推進

令和５年（２０２３年）１２月に、「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定されました。児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など子供を取り巻く環境の厳しさが増していることや地域のつながりの希薄化、価値観の多様化などが進む中で、子供が生きていく上で居場所があることは不可欠とし、「こどもまんなか」の居場所づくりの実現が掲げられています。

子供・若者が過ごす場所・時間・人との関係性すべてが、子供・若者にとっての居場所になり得るとされ、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態があるとされ、子供の居場所では、子供・若者の主体性を大切にすることが求められます。

また、居場所づくりにおいては、「ふやす」「つなぐ」「みがく」「ふりかえる」の４つの基本的視点が示され、各視点に共通する事項として、①こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所、②こどもの権利の擁護、③官民の連携・協働の３つが示されています。

（８）学校における働き方改革のさらなる推進

学校における働き方改革については、さまざまな取組が進められてきており、成果は着実に出てきているものの、依然として長時間勤務の教職員も多い現状があり、学校における働き方改革のさらなる推進が求められています。令和６年（２０２４年）８月には、中央教育審議会より「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）が示されました。その中で、「学校における働き方改革の更なる加速化」として、「学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進」「学校における働き方改革の実効性の向上等」「教師の健康及び福祉の確保に向けた取組の充実」「柔軟な働き方の推進」の取組方針が示されています。

（９）教育現場における ICT 活用のさらなる推進

GIGA スクール構想^{*}により、１人１台端末をはじめとした教育現場における ICT 環境の整備が飛躍的に進展しました。令和５年（２０２３年）には、「GIGA スクール構想の下での校務の情報化の在り方に関する専門家会議」により「GIGA スクール構想の下での校務 DX について～教職員の働きやすさと教育活動の一層の高度化を目指して～」が示され、次世代の校務 DX の方向性として、クラウドツールの積極的な活用による負担軽減、コミュニケーションの迅速化・活性化や、校務系・学習系システムの円滑な接続によるデータの低コスト・リアルタイムでの連携、主要なシステムのクラウド化による、大規模災害等が起きた場合の学校業務の継続性の確保などの方向性が示されています。

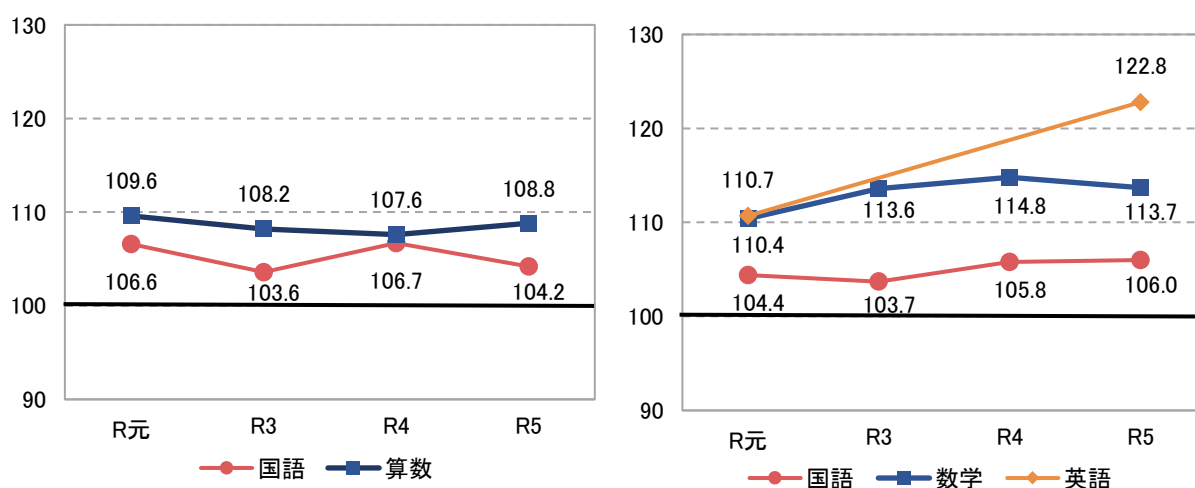
Ⅲ. 本市の教育の状況

1 学校教育

(1) 確かな学力の育成

本市では全国学力・学習状況調査^{*}において、令和元年度（2019 年度）から令和 5 年度（2023 年度）のすべての年度で、小・中学校ともにすべての教科で全国平均に比べ正答率が高くなっています。令和 5 年度（2023 年度）では、中学校数学は全国平均を 10 ポイント以上上回り、中学校英語は 20 ポイント以上上回っています（図表 1）。

図表 1 教科別正答率と全国比（全国平均を 100 としています）（左：小学校、右：中学校）

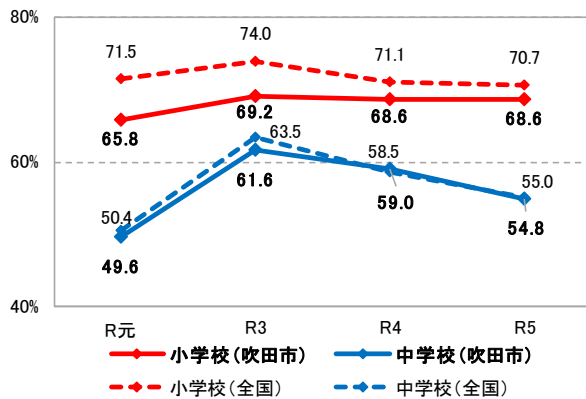


※令和2年度(2020 年度)は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施(図表2～8、図表 10、図表 12～15、図表 22 も同様)

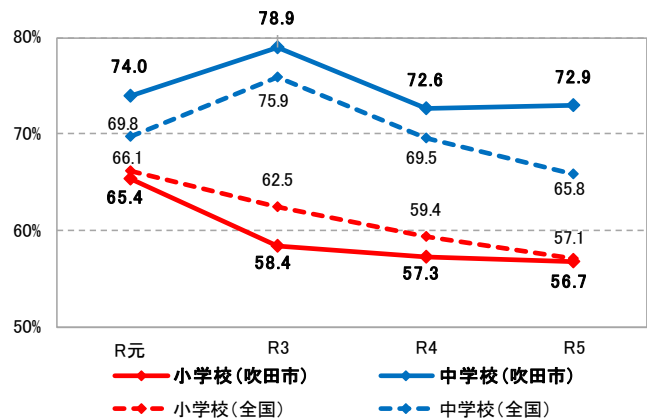
一方で、「自分で計画を立てて勉強していますか。」に対する肯定的回答の割合は、小学校では年々差が小さくなっているものの、令和元年度（2019 年度）から令和 5 年度（2023 年度）にかけ、すべての年度で全国平均を下回っています。中学校では年度によりやや増減はありますが、全国とほぼ同水準となっています（図表 2）。

また、「学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1 日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか（学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含む）。」に対して 1 時間以上と回答した割合は、小学校においては令和 3 年度（2021 年度）、令和 4 年度（2022 年度）は全国平均を下回りましたが、令和 5 年度（2023 年度）には差が小さくなっており、中学校においてはすべての年度で全国平均を上回り、令和 5 年度（2023 年度）ではその差が大きくなっています（図表 3）。

図表2 「自分で計画を立てて勉強していますか。」に対する肯定的回答の割合

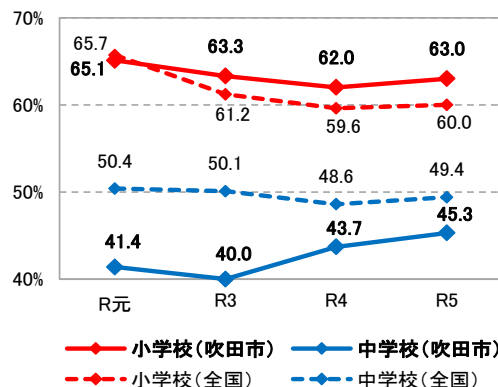


図表3 学校の授業以外の普段（月曜日～金曜日）の1日当たりの勉強時間が1時間以上の児童・生徒の割合



「学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書を行いますか（電子書籍の読書も含む。教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）」に対して10分以上と回答した割合は、小学校は令和3年度（2021年度）以降、全国平均を上回っていますが、中学校はすべての年度において全国平均を下回っています（図表4）。

図表4 学校の授業以外の普段（月曜日～金曜日）の1日当たりの読書時間が10分以上の児童・生徒の割合

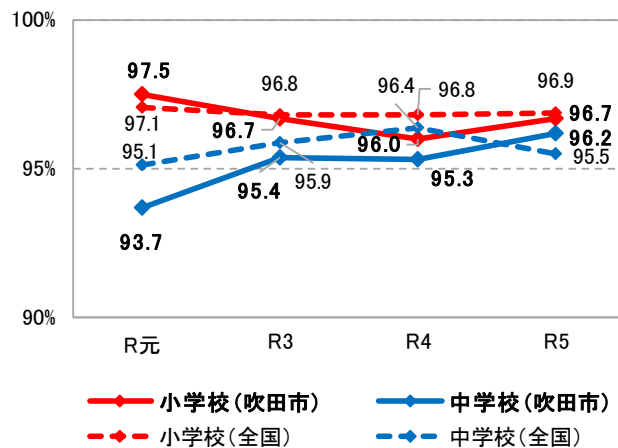
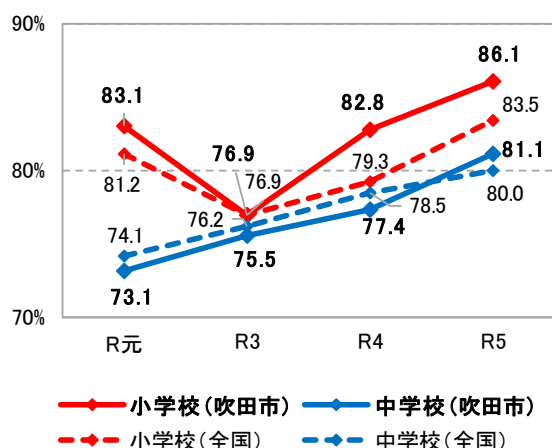


（2）豊かな心*の育成

「自分にはよいところがあると思いますか。」に対する肯定的回答の割合は、令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）にかけて、小学校では全国平均を上回る傾向にあり、中学校においては、令和元年度（2019年度）から令和4年度（2022年度）は全国平均を下回っていましたが、令和5年度（2023年度）では全国平均を上回りました（図表5）。

「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか。」に対する肯定的回答の割合は、小学校では令和元年度（2019年度）から令和4年度（2022年度）にかけて低下し、令和4年度（2022年度）には全国平均よりやや下回っていましたが、令和5年度（2023年度）は上昇し、全国と同水準となっています。中学校では、令和4年度（2022年度）までは全国平均をやや下回っていましたが、令和5年度（2023年度）には全国平均を上回っています（図表6）。

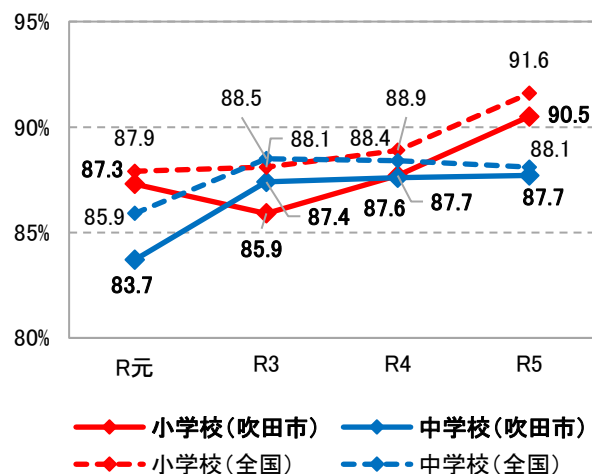
図表5 「自分にはよいところがあると思いますか。」に 図表6 「いじめはどんな理由があってもいけないこと
に対する肯定的回答の割合 に対する肯定的回答の割合



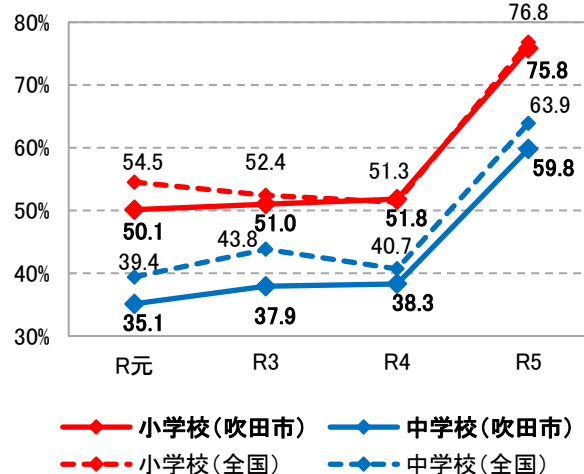
「人が困っているときは、進んで助けていますか。」に対する肯定的回答の割合は、小・中学校ともにすべての年度で全国平均をやや下回る結果となっています（図表7）。

また、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることはありますか。」に対する肯定的回答の割合は、小・中学校ともに令和元年度（2019年度）以降上昇傾向にあります。令和5年度（2023年度）において小学校では全国平均とほぼ同水準、中学校では全国平均を下回っています（図表8）。

図表7 「人が困っているときは、進んで助けていますか。」
に対する肯定的回答の割合



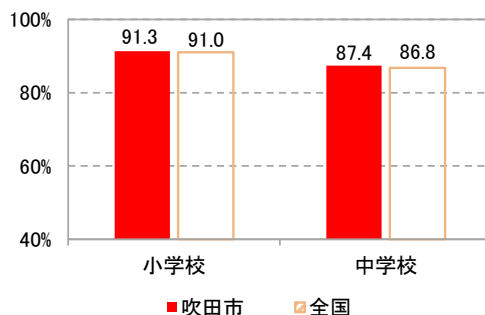
図表8 「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることはありますか。」に対する
肯定的回答の割合



※令和5年度（2023年度）は、設問文が「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか。」に変更。

「普段の生活の中で幸せな気持ちになることはどれくらいありますか」に対する肯定的回答の割合は、小・中学校ともに全国平均をやや上回っています（図表9）。

図表 9 「普段の生活の中で、幸せな気持ちになることはどれくらいありますか。」に対する肯定的回答の割合



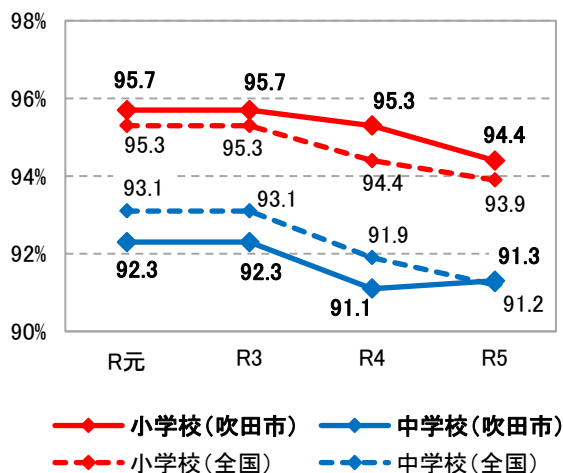
令和 5 年度（2023 年度）のみ実施

（3）健やかな体の育成

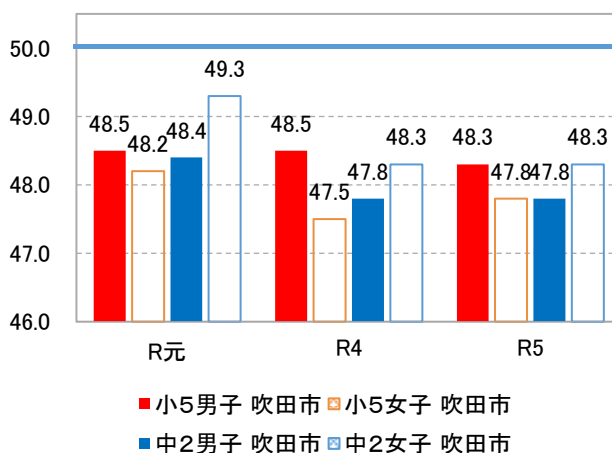
「朝食を毎日食べていますか。」に対する肯定的回答の割合は、小・中学校とも全国平均とほぼ同水準となっています（図表 10）。

全国体力・運動能力・運動習慣等調査^{*}において、体力合計点（運動能力テスト 8 項目の得点の合計）は、すべての年度で、小・中学校男女ともに全国平均を下回っています。令和 5 年度（2023 年度）では、小・中学校男女すべてにおいて、令和元年度（2019 年度）と比べて低下しています（図表 11）。

図表 10 「朝食を毎日食べていますか」に対する肯定的回答の割合



図表 11 体力合計点（全国平均を 50 としたときの、本市の児童・生徒の結果（T スコアで比較））



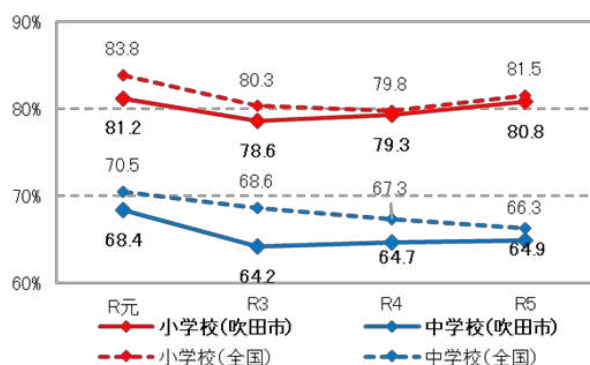
※令和 2 年度（2020 年度）、3 年度（2021 年度）は未実施

（4）課題への対応力

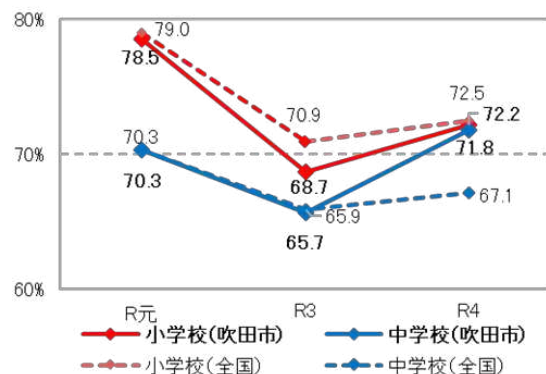
「将来の夢や目標を持っていますか。」に対する肯定的回答の割合は、小・中学校ともに全国平均をやや下回っていますが、小学校では、令和 3 年度（2021 年度）以降上昇傾向がみられ、全国平均との差が小さくなっています（図表 12）。

「難しいことでも、失敗を恐れずに挑戦していますか。」に対する肯定的回答の割合は、令和 3 年度（2021 年度）に低下しましたが、令和 4 年度（2022 年度）に上昇し、小学校では全国平均とほぼ同水準、中学校では全国平均を上回っています（図表 13）。

図表 12 「将来の夢や目標を持っていますか。」に対する肯定的回答の割合



図表 13 「難しいことでも、失敗を恐れずに挑戦していますか。」に対する肯定的回答の割合



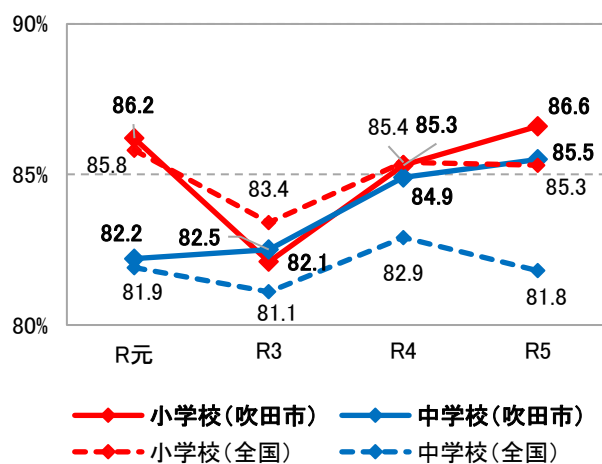
※令和2年度(2020年度)は未実施、図表13 令和5年度(2023年度)は質問項目から削除

(5) 安心な学校生活

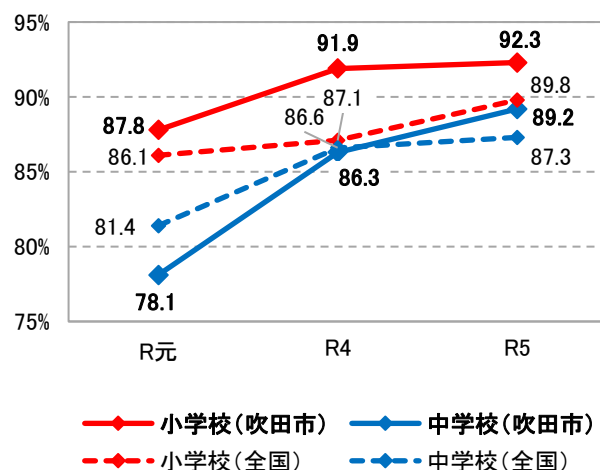
「学校に行くのは楽しいと思いますか。」に対する肯定的回答の割合は、令和元年度(2019年度)は全国平均とほぼ同水準でしたが、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)にかけて、小・中学校ともに上昇傾向にあり、令和5年度(2023年度)は全国平均を上回っています(図表14)。

「先生はあなたのよいところを認めてくれていると思う。」に対する肯定的回答の割合は、令和元年度(2019年度)では、小学校は全国平均を上回っているものの、中学校は全国平均を下回っていましたが、令和5年度(2023年度)には小・中学校ともに全国平均を上回っています(図表15)。

図表 14 「学校へ行くのは楽しいと思いますか。」に対する肯定的回答の割合



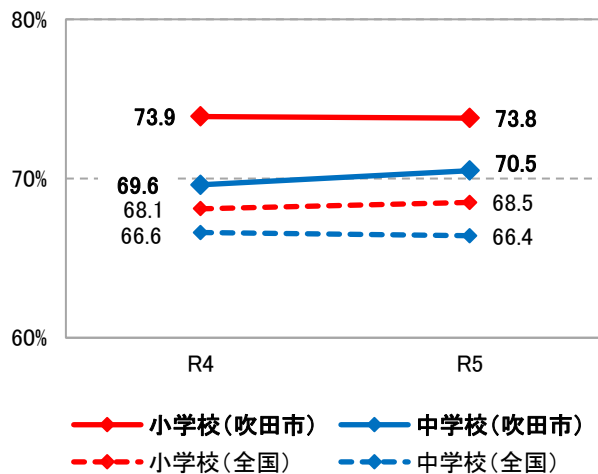
図表 15 「先生はあなたのよいところを認めてくれていると思う。」に対する肯定的回答の割合



「困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」に対する肯定的回答の割合は、令和4年度(2022年度)、令和5年度(2023年度)ともに全国平均を上回っています(図表16)。

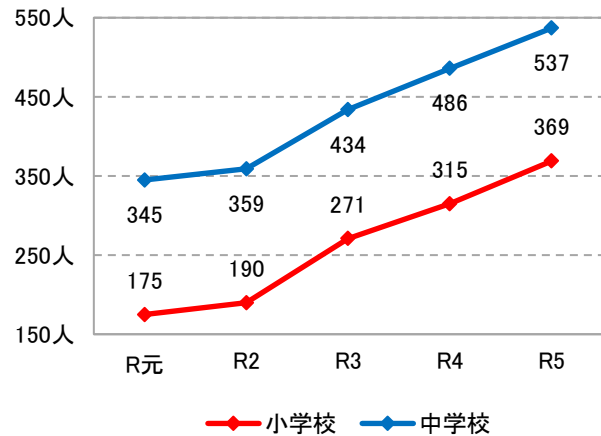
一方で、小・中学校における不登校児童・生徒数は、一貫して増加傾向にあり、令和元年度(2019年度)に比べて、中学校では200人近く増加し、小学校では約2倍となっています(図表17)。

図表 16 「困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか。」に対する肯定的回答の割合



※令和元年～令和3年度は設問なし

図表 17 小・中学校における不登校児童・生徒数の推移

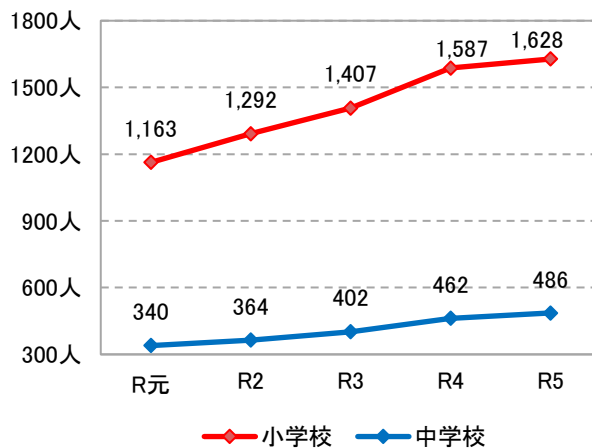


(6) 一人ひとりが尊重される学びの推進

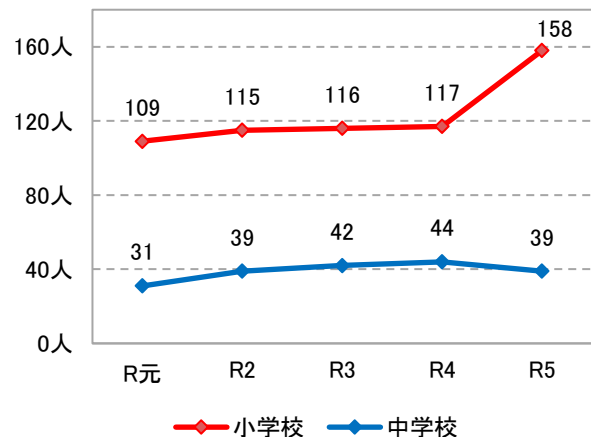
支援学級に在籍する児童・生徒数の推移をみると、令和元年度（2019 年度）から令和 2 年度（2020 年度）にかけて児童数・生徒数ともに一貫して増加しています（図表 18）。

また、通級指導教室の利用児童・生徒数の推移をみると、中学校では、令和 2 年度（2020 年度）以降ほぼ横ばいですが、小学校では、令和 4 年度（2022 年度）から令和 5 年度（2023 年度）にかけ大きく増加し、令和元年度（2019 年度）と比較して約 1.5 倍になっています（図表 19）。

図表 18 支援学級に在籍する児童・生徒数の推移

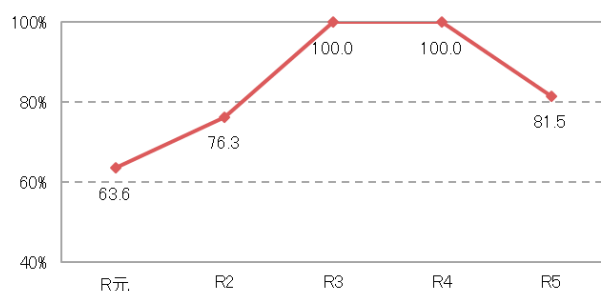


図表 19 通級指導教室利用児童・生徒数の推移

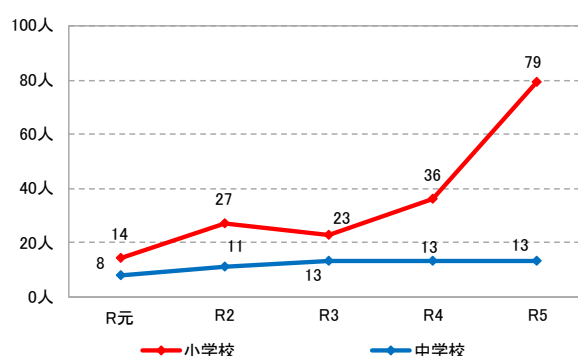


さらに、日本語指導が必要な児童・生徒で、日本語指導を受けている割合の推移をみると、令和元年度（2019 年度）から令和 4 年度（2022 年度）にかけて上昇し、令和 4 年度（2022 年度）には 100%となり、令和 5 年度（2023 年度）は再び 8 割程度となっています（図表 20）。

図表 20 日本語指導が必要な児童・生徒で、日本語指導を受けている割合



図表 21 日本語指導が必要な児童・生徒数の推移

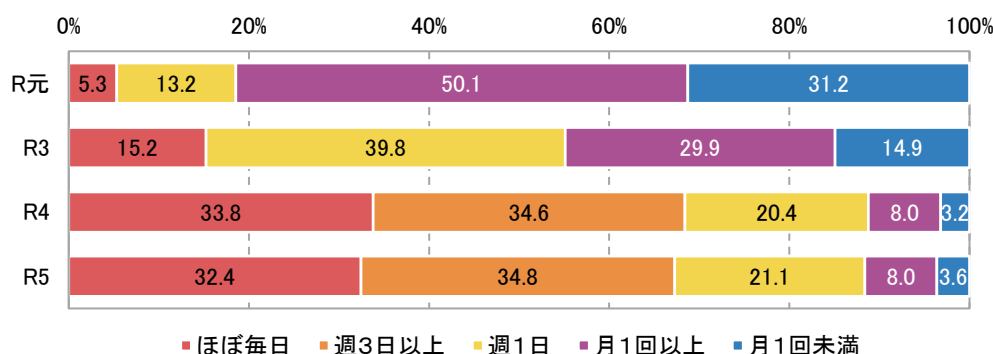


(7) ICT を活用した学び

5年生までに ICT 機器を使用した授業を受けた経験の回答の推移をみると、令和4年度(2022年度)、令和5年度(2023年度)には、「ほぼ毎日」と回答した割合が3割を超え、令和3年度(2021年度)の約2倍となっています(図表22)。

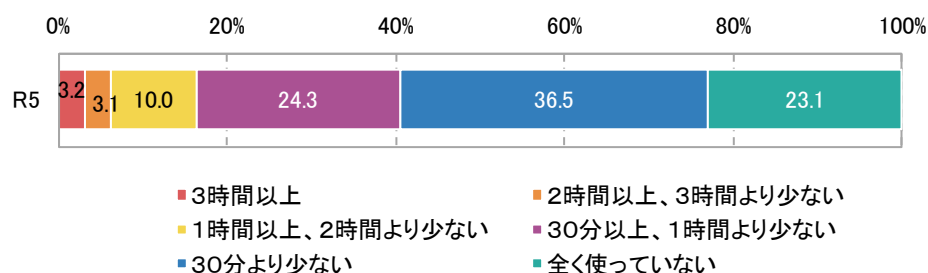
また、学校の授業時間以外での平日1日当たりの ICT 機器を利用した勉強時間の回答割合をみると、約8割の児童が、ICT 機器を用いた勉強をしています(図表23)。

図表 22 「5年生までに受けた授業で、PC・タブレットなどの ICT 機器をどの程度使用しましたか。」に対する回答の割合



※令和3年度までの設問文は、「5年生までに受けた授業で、コンピュータなどの ICT 機器をどの程度使用しましたか。」。また、令和4年度に、「週3日以上」の選択肢が追加。

図表 23 「学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間 PC・タブレットなどの ICT 機器を勉強のために使っていますか。(遊びなどの目的に使う時間は除く)」に対する回答の割合(令和5年度)



出典：図表1～10、図表12～16、図表22、23 文部科学省「全国学力・学習状況調査」
図表11 文部科学省「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」
図表17～21 吹田市

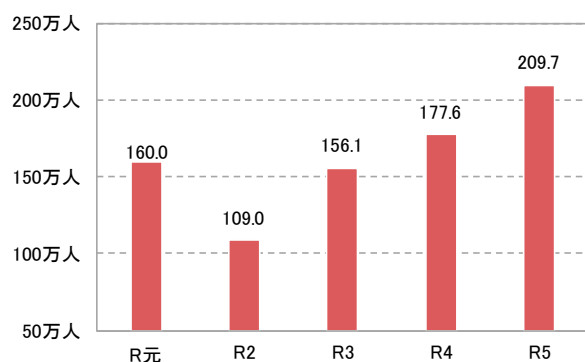
2 地域教育

(1) 生涯学習の充実

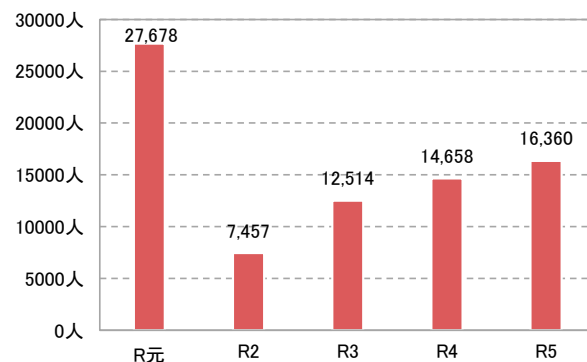
図書館の年間入館者数は、新型コロナウイルス感染症の影響から令和2年度(2020年度)の入館者数は少なくなっていますが、それ以降は令和5年度(2023年度)にかけて大幅に増加し、コロナ禍以前の水準を上回っています(図表24)。

一方、博物館の入館者数等は、新型コロナウイルス感染症の影響から令和2年度(2020年度)の入館者数は少なくなっており、その後増加傾向にあります。コロナ禍以前の水準までには回復していない状況です(図表25)。

図表24 図書館の年間入館者数の推移



図表25 博物館の入館者数等の推移

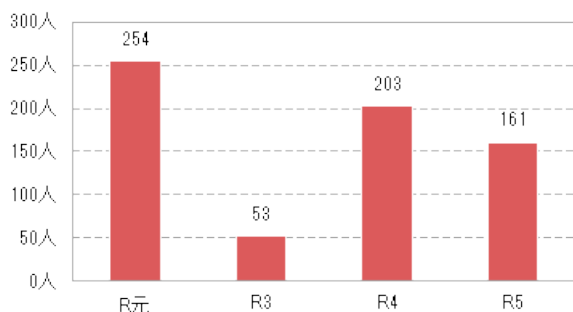


(2) 青少年の育成

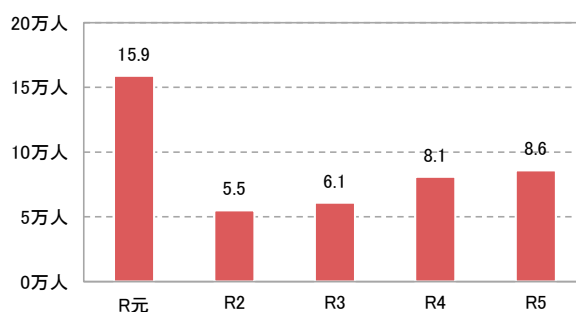
青少年指導者講習会の延べ受講者数は、新型コロナウイルス感染症の影響から令和2年度(2020年度)は未実施、令和3年度(2021年度)は減少しているものの、令和4年度(2022年度)にはコロナ禍以前の水準まで回復しました(図表26)。

また、青少年施設の主催事業への参加者数は、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年(2020年)に大幅に減少し、その後増加傾向にあります。コロナ禍以前の水準までには回復していない状況にあります(図表27)。

図表26 青少年指導者講習会の年間受講者数(延べ)



図表27 青少年施設の主催事業参加者数



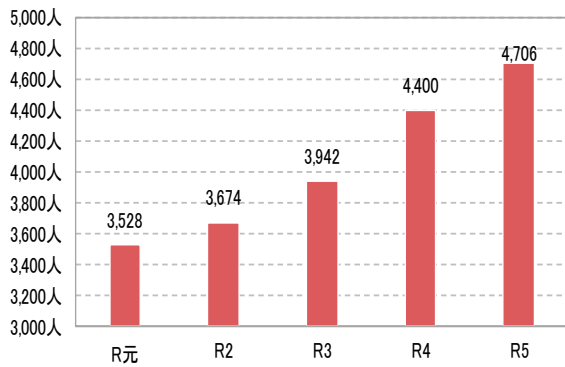
※令和2年度(2020年度)は未実施

(3) 放課後の居場所づくり

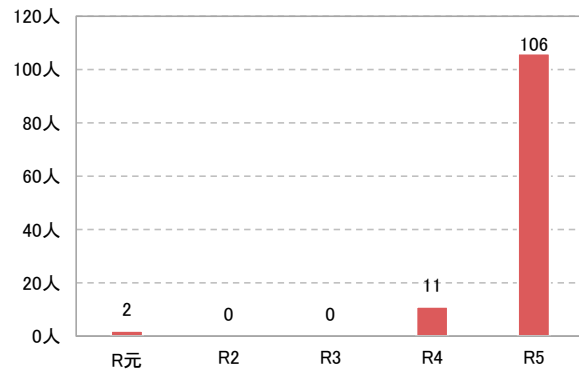
留守家庭児童育成室^{*}の受入児童数の推移をみると、令和元年度（2019 年度）から令和 5 年度（2023 年度）にかけて大幅に増加しています（図表 28）。

また、留守家庭児童育成室の待機児童数は、令和 5 年度（2023 年度）に大きく増加しています（図表 29）。

図表 28 留守家庭児童育成室の受入児童数の推移

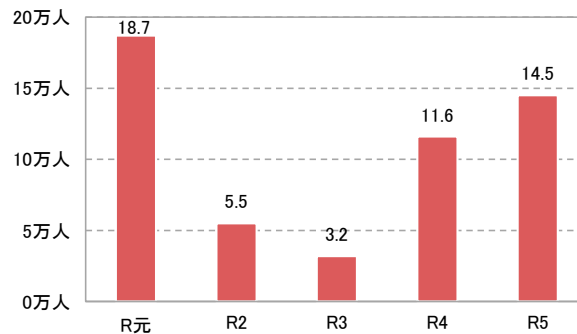


図表 29 留守家庭児童育成室の待機児童数の推移



太陽の広場^{*}の年間参加者数は、新型コロナウイルス感染症の影響で令和 2 年度（2020 年度）、令和 3 年度（2021 年度）は減少しましたが、令和 4 年度（2022 年度）以降は参加者数が再び増加しています（図表 30）。

図表 30 太陽の広場などの年間参加者数



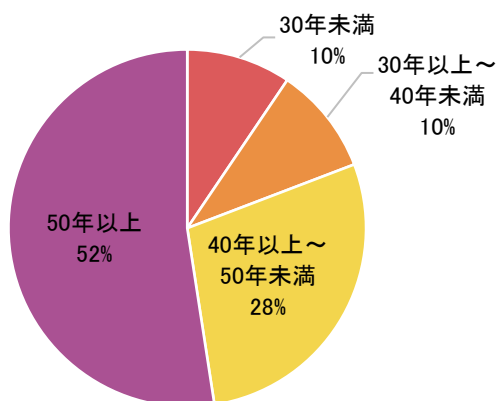
出典:図表 24～30 吹田市

3 教育環境

(1) 学校教育施設の老朽化

市内の小・中学校棟別の築年数をみると、建築後 50 年以上を経過しているものが過半数を超えています（図表 31）。安全な学習環境を確保するため、改修・改築など、老朽化に向けた対策が必要です。

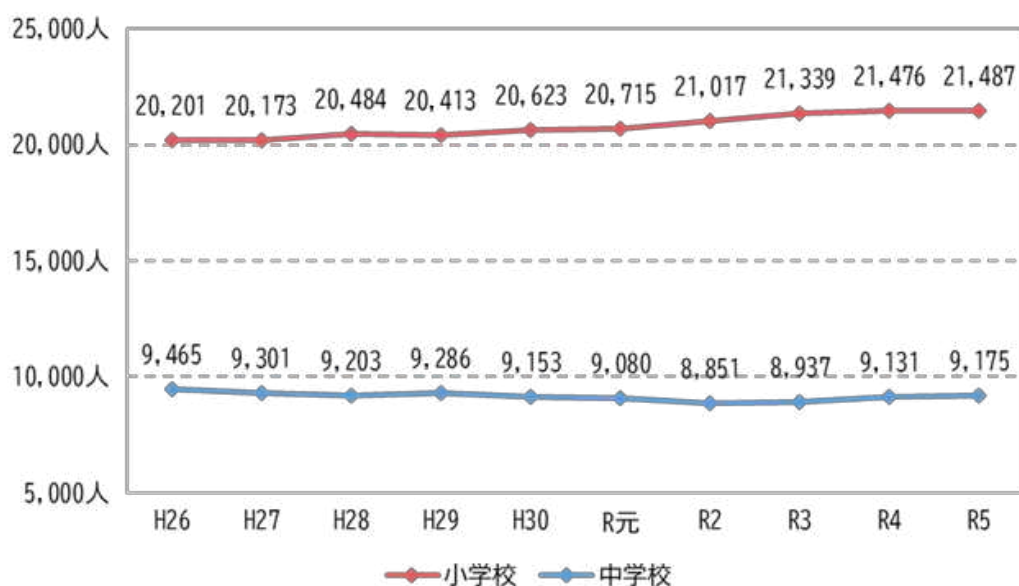
図表 31 小・中学校棟別建築後経過年数



(2) 児童・生徒数の推移

市全体の児童・生徒数の推移をみると、生徒数は令和 2 年度（2020 年度）にかけてやや減少し、その後緩やかに増加し、令和 4 年度（2022 年度）以降はほぼ横ばいとなっています。児童数は緩やかな増加傾向にあります（図表 32）。

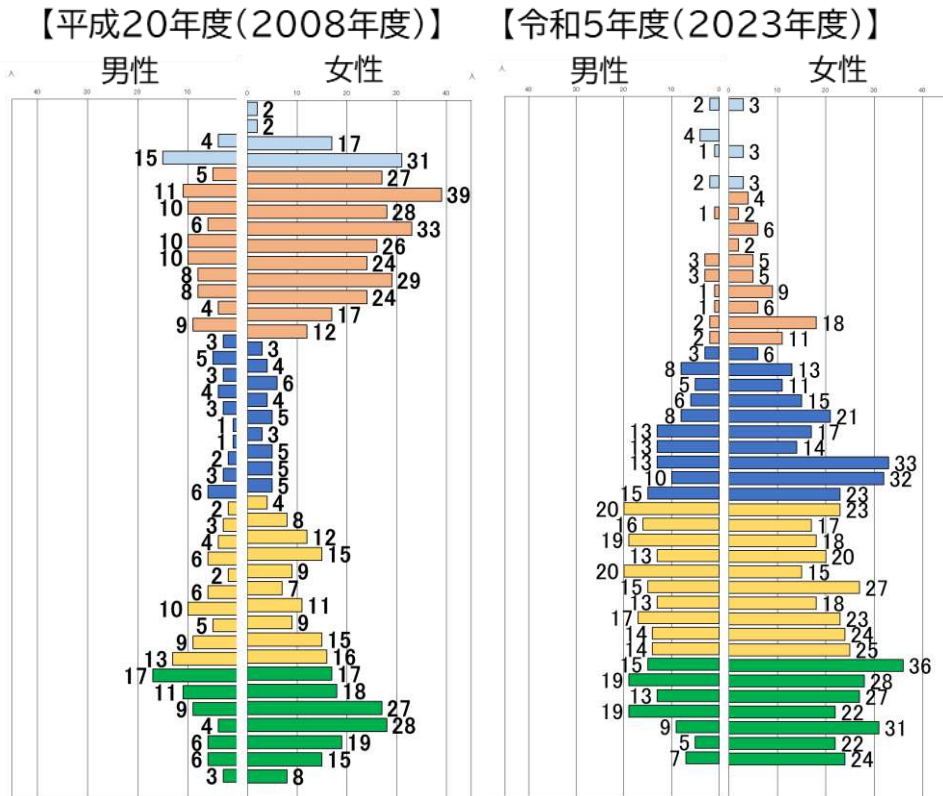
図表 32 過去 10 年間の児童・生徒数の推移



(3) 教員の年齢構成

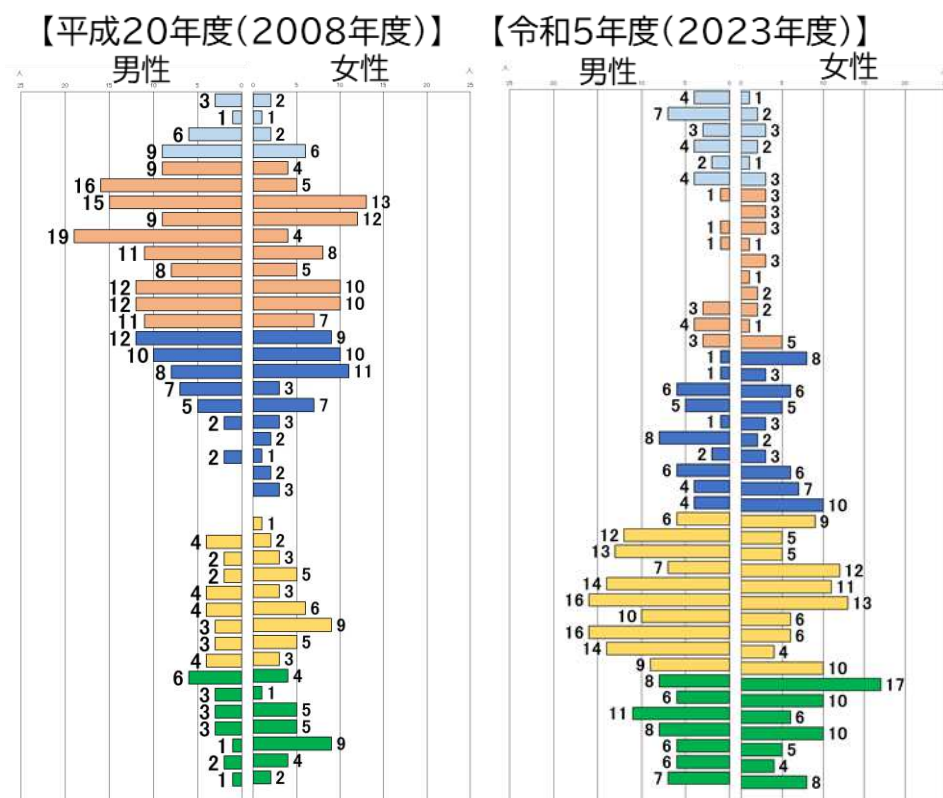
平成20年度(2008年度)と比較すると、令和5年度(2023年度)の教員の年齢構成では子育て世代である30代・40代の教員が小学校・中学校ともに6割を超えており、とりわけ小学校では、女性の割合が男性の1.6倍と高くなっています(図表33①②)。

図表33① 教員男女別年齢構成推移(小学校)



	H20年度	R5年度
60代	71人 (8%)	18人 (2%)
50代	340人 (41%)	81人 (8%)
40代	71人 (8%)	279人 (27%)
30代	166人 (21%)	371人 (36%)
20代	188人 (22%)	277人 (27%)
合計	836人 (100%)	1,026人 (100%)

図表33② 教員男女別年齢構成推移(中学校)



	H20年度	R5年度
60代	30人 (7%)	36人 (8%)
50代	200人 (46%)	37人 (8%)
40代	97人 (22%)	91人 (19%)
30代	63人 (14%)	198人 (41%)
20代	49人 (11%)	112人 (24%)
合計	439人 (100%)	474人 (100%)

出典:図表31~33 吹田市

IV. 体系図

<基本構想>

教育 理念	いのち 生命かがやき			あす 未来を拓く吹田の教育	
	ともにつながり				
基本目標 1		基本目標 2		基本目標 3	
総合的人間力の 育成		社会全体の 教育力の向上		豊かな教育環境の 整備	

<基本計画>

<重点課題>

基本 方向 1	幼児教育を通して総合的人間力の基礎を培います	施策1	質の高い幼児教育の提供	重点課題1 誰一人取り残されない学びの保障の推進	重点課題2 誰一人取り残さない子供・若者支援体制の充実	重点課題3 教員の働き方改革の推進
		施策2	小学校との円滑な接続を重視した教育内容の充実			
		施策3	多様なニーズに応じた子育て支援の推進			
基本 方向 2	義務教育を通して総合的人間力の基礎を培います	施策4	確かな学力の育成			
		施策5	豊かな心の育成			
		施策6	健やかな体の育成			
		施策7	多様な課題に対応する力の育成			
		施策8	小中一貫教育の推進			
基本 方向 3	一人ひとりが尊重される学びを推進します	施策9	児童・生徒を支援する生徒指導の充実			
		施策10	特別支援教育の充実			
		施策11	すべての子供の学ぶ機会の確保			
基本 方向 4	安心・安全で豊かな学校環境を整備します	施策12	教職員の資質能力の向上			
		施策13	教員の働き方改革の推進			
		施策14	学校・園運営体制の強化・多様な主体との連携			
		施策15	安心・安全な学校・園の整備			
		施策16	学校規模適正化等の教育環境の整備			
		施策17	教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進			
基本 方向 5	青少年の健やかな育ちを支援します	施策18	地域全体での青少年育成活動の推進			
		施策19	遊びや体験活動の推進			
		施策20	子供・若者の支援に関する取組			
		施策21	放課後の居場所づくりの充実			
基本 方向 6	生涯を通じて豊かな学びを提供します	施策22	生涯学習プログラムの充実			
		施策23	循環型の生涯学習社会の実現			
		施策24	図書館を通じた豊かな学びの場の提供			
		施策25	文化財を通じた豊かな学びの場の提供			

V. 基本構想

1 教育理念

いのち
生命かがやき ともにつながり あす
未来を拓く吹田の教育

超高齢社会の到来や技術革新の急速な進展など社会の構造や仕組みが大きく変わる中、変化に柔軟に対応し、未来を切り拓く力の育成が求められています。また、環境問題や自然災害など、これまでの経験だけでは解決できない事態に対しては、多様な力をもつ市民が協働して乗り越えていく必要があります。

吹田の教育は、市民一人ひとり多様な価値観を認め、互いの人権を尊重する態度を養い、主体的に学び、考え、行動する力と、個性や能力を活かしながら、人や社会とのつながりを大切にし、未来を切り拓く力を育んでいきます。また、個人と社会のウェルビーイングの向上を図りながら持続可能な社会を創造する力を育んでいきます。

2 基本目標

基本目標

1

総合的人間力の育成

幼児教育から学校教育、生涯学習を通し、確かな学力、豊かな心と健やかな体を育み、主体的に行動し、他者と協働しながら未来を切り拓く力を育成します。

基本目標

2

社会全体の教育力の向上

ともに学び支えあう社会の実現に向け、家庭、学校・園、地域、関係機関など多様な主体が協働し、社会全体の教育力の向上に取り組みます。

基本目標

3

豊かな教育環境の整備

安心と安全のもと豊かな空間で学べるよう学校・園の施設を整備するとともに、ICT 環境のさらなる充実や子供たちの居場所づくりなど、社会状況の変化に柔軟に対応し、教育の質の向上に向けた環境整備に取り組みます。

VI. 重点課題

本市の教育理念を実現していく上で、この５年間で重点的に取り組むべき課題を「重点課題」として定めます。

重点課題は、教育の諸課題のうち、国や社会の動向、本市の状況を踏まえ、計画期間内に重点的に取り組むべき課題を設定しました。

設定した重点課題は、複数の施策が連携し、横断的総合的に取り組んでいく必要のある課題と、主としてひとつの施策を取り上げている課題がありますが、いずれの重点課題も、本市の教育理念を実現するための根幹を成す重要課題であるとの認識のもと、具体的な取組の進行管理を行い、効果的に推進します。

こうした考えに基づき、本市の重点課題として、以下の３つを設定します。

重点課題 １ 誰一人取り残されない学びの保障の推進

重点課題 ２ 誰一人取り残さない子供・若者支援体制の充実

重点課題 ３ 教員の働き方改革の推進

平成 29 年（2017 年）に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」等に基づき、児童・生徒の社会的自立に向けた支援を行っています。全国と同様に本市においても不登校児童・生徒数の増加が続いており、不登校の状況にあることによって学びにつながるができない児童・生徒をゼロにするため、一人ひとりに応じた多様な支援を行い、誰一人取り残されない学びの保障を推進していきます。

● 現状と課題

- 不登校は、取り巻く環境によっては誰にでも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童・生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要です。
- 登校という結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が将来的に精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるよう、関係機関と連携し社会的自立に向けて支援する必要があります。
- 不登校の児童・生徒の意思を十分に尊重しながら、状況によっては休養が必要な場合があることを留意し、一人ひとりの状況に応じた支援を行うことが必要です。
- 不登校の児童・生徒の学びの場を保障し、学びたいと思った時に学べる環境を整える必要があります。
- 児童・生徒の心の SOS を見逃さず、学校と家庭及び関係機関が連携して早期に支援する必要があります。

図 1 【不登校児童・生徒数（千人率）の推移】

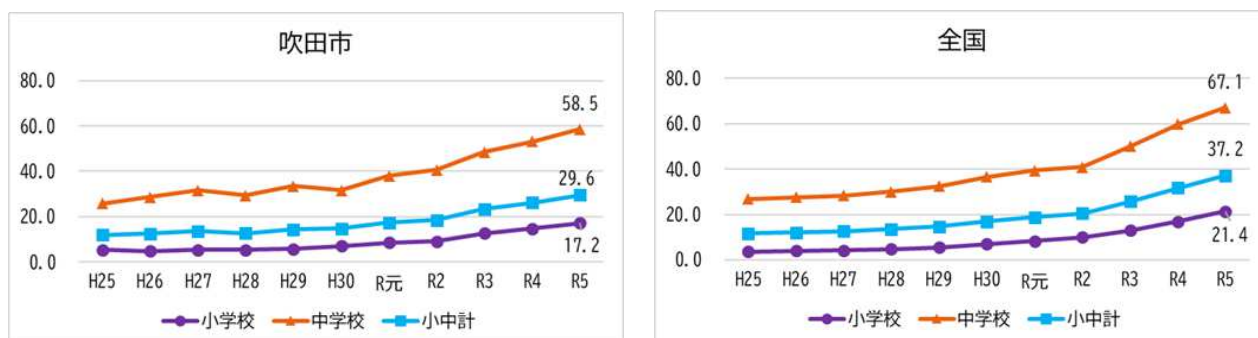


図2 【不登校児童・生徒数の推移】

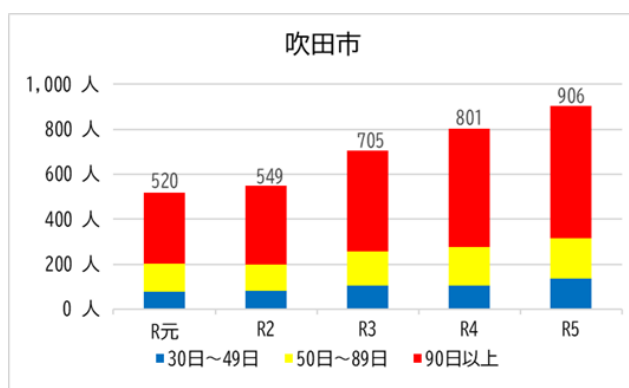
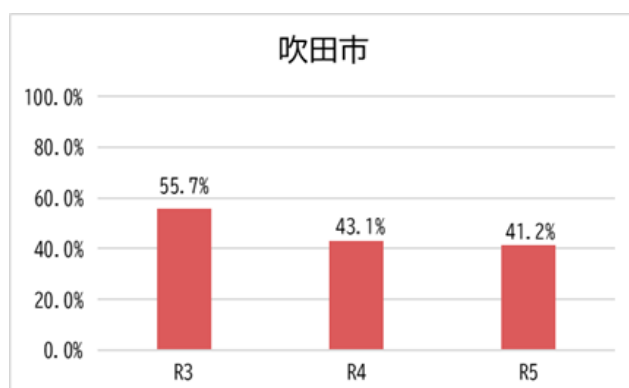


図3 【学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けた児童・生徒の割合の推移】



● 取 組

不登校により学びの機会や人とのつながりを持てていない児童・生徒をゼロにするため、さまざまな取組を積極的に推進します。

1 すべての児童・生徒の学びの場を確保し、学べる環境を整えます

（1）校内教育支援教室の充実

学校内に在籍クラス以外で安心して学習・生活できる居場所として「校内教育支援教室」を設置し、環境整備や人的支援等の取組の充実を図ります。

（2）教育支援教室「あるくの森」*の機能強化

不登校の児童・生徒への個に応じた支援に加え、その保護者が必要とする情報を提供するとともに、ICTを効果的に活用し、社会とのつながりを大切にした学びの場の充実を図ります。

（3）多様な居場所づくり

児童・生徒の学校以外の学びの場として、市の公共施設を活用するなど、多様な居場所づくりの充実を図ります。

2 心のSOSを見逃さず、多角的・組織的な支援の充実を図ります

（1）1人1台の学習用端末を活用した心や体調の変化の早期発見

児童・生徒の心や体調の変化への気づきや相談支援のきっかけづくりを増やすため、毎日の健康観察に学習用端末のアプリを活用します。

（2）専門的な視点からの対応の充実

児童・生徒の個々の状況に応じたアセスメントの実施により、迅速かつ適切に対応できるようスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等と連携し、最適な支援につなげます。

（3）就学前の検診や発達相談等の結果を活用した個別指導

就学前の子供の発達課題に関わる情報を就学前施設等から市立小学校に引継ぎ、切れ目なく個別指導に活用できるよう連携を図ります。

(4) 相談窓口の充実

教育センターでの来所相談、電話相談、小・中学校への教育相談員^{*}、スクールカウンセラーの派遣により、個別の教育相談に加え、教職員へのコンサルテーション^{*}を実施します。また、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の相談については、関係部局と連携を図り、重層的支援につなげます。

3 安心して学べる学校づくりを推進します

(1) 授業改革、学習支援の充実

児童・生徒の個性や能力を生かした授業づくりが行われるよう学習用端末を活用した効果的な学習支援や興味・関心に応じた柔軟な学びを実現します。

(2) いじめのない学校づくり

いじめの積極的認知を進めるとともに、いじめ予防授業等を通して傍観者教育など未然防止につながる取組を推進することで、児童・生徒が安心して過ごすことができる学校風土を形成します。

(3) 学校風土の見える化ときまりやルールの見直し

学校評価の仕組みを活用して、児童・生徒の学校生活への安心感等の学校風土を把握し、学校運営の改善を図ります。また、学校風土を形成する校則をはじめとしたきまりやルールについて、児童会・生徒会活動を通して、児童・生徒の意見も反映しながら見直しを図ります。

● 指 標

普段の生活の中から幸せな気持ちになる児童・生徒の割合を増やします 【出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」】				
小学校	91.3%	(+0.3ポイント) (注)		(令和5年度)
中学校	87.4%	(+0.6ポイント)		(令和5年度)
学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けた児童・生徒の割合 【出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」】				
41.2%				
(教職員からの継続的な相談・指導等を含めた場合は100%) (令和5年度) ▶▶▶ 目標値 100% (令和11年度)				
※不登校児童・生徒数を母数として算出				
スクールソーシャルワーカーの支援により不登校、虐待等の課題が解決もしくは改善した児童・生徒の割合				
小学校	79.0%	(令和5年度) ▶▶▶	目標値	100% (令和11年度)
中学校	80.0%			
いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う児童・生徒の割合を増やします 【出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」】				
小学校	96.7%	(-0.2ポイント)		(令和5年度)
中学校	96.2%	(+0.7ポイント)		

(注) ()内のポイントの値は全国平均との差を示しています。

令和 5 年（2023 年）12 月に閣議決定された「こども大綱」において、すべての子供・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すと言われています。また、子供・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支えることが求められています。

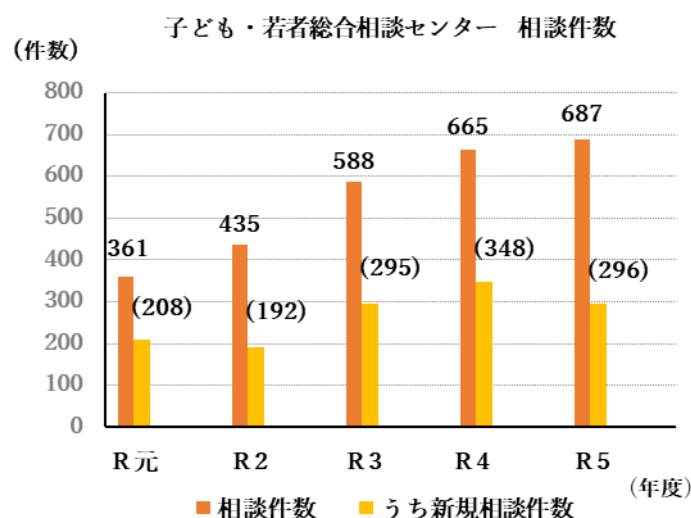
● 現状と課題

○子ども・若者総合相談センター*では、課題を抱えている 39 歳までの子供・若者とその家族を対象に子ども・若者支援地域協議会*と連携しながらさまざまな相談に応じています。

○子供・若者をめぐる問題は、不登校、高校中退、いじめ、非行、児童虐待、DV、ヤングケアラー、生活困窮、ひきこもり、就労、障がい、こころの健康、自殺等、年々複雑化・複合化しており、子供・若者のみでなく世帯全体に課題があるケースも多く、支援が必要であるにもかかわらず自ら支援を求めることができない状況です。

○課題を抱えたまま学校や社会につながらない状態が長期間続くと、自立がいつそう難しくなります。そのため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、早期発見・早期支援につなげることが重要と考えます。

○中学校卒業後も支援が途切れないよう、福祉関係機関や他の支援機関等と連携し、切れ目のない支援を行えるよう、さらなる支援体制の強化が必要です。



● 取 組

1 複雑化・複合化した課題を有する子供・若者の早期発見・早期支援

(1) 子供・若者支援の周知・支援につながるきっかけづくり

中学校の生徒に対し、「子ども・若者総合相談センター案内カード」を配付するとともに、子供・若者を支援している支援機関一覧「子ども・若者支援マップ」を支援機関に配付し、支援機関の周知に

努め、支援が必要な子供・若者が支援につながるきっかけづくりを行います。

(2) 複雑化・複合化した課題を有する子供・若者の早期発見

世帯全体が複雑化・複合化した課題を有しており、支援が必要でありながら支援を求めることができない子供・若者の早期発見、支援への誘導、関係機関と連携したチームでの支援を行います。

(3) 子供・若者に寄り添った伴走型支援

困難を有する子供・若者(39歳まで)及びその家族に対し、関係機関と連携しながら、社会的自立まで伴走型の支援を行います。

(4) アウトリーチ*支援(訪問支援)の強化

アウトリーチ型の支援の強化を行い、家庭訪問のみならず、課題の解決に向けてさまざまな場所に同行し、支援を行います。

2 誰一人取り残さない子供・若者支援を行うための関係機関連携

(1) 子ども・若者支援地域協議会における連携の強化

関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより、効果的かつ円滑な実施を図るため設置している子ども・若者支援地域協議会の連携を強化し、支援対象者だけでなく、支援者も一人にしないチームでの支援体制を構築します。

(2) 他の協議会との連携

要保護児童対策地域協議会*、生活困窮者自立支援連絡調整会議*、重層的支援体制整備事業*で設置されている会議体や他の協議会との連携を強化し、吹田市全体が一体となって支援していきます。

(3) 学校との連携

課題を有する子供・若者の早期の発見の場として中学校、高等学校等と連携を強化します。特に、安定した高校生活、高校卒業後の進学・就労等社会的自立までの支援を強化します。

3 切れ目のない支援体制の強化

中学校卒業や高校中退、高校卒業等、特定の年齢で途切れることなく継続した支援を行えるよう体制を強化します。

● 指 標

子ども・若者総合相談センター新規相談件数					
296 件	(令和 5 年度)	▶▶▶	目標値	368 件	(令和 11 年度)
子ども・若者総合相談センター社会参画件数					
90 件	(令和 5 年度)	▶▶▶	目標値	121 件	(令和 11 年度)

本市では、平成 30 年（2018 年）に「教職員の勤務時間適正化プランⅡ」を策定し、外部人材や ICT の活用等を行い教員の長時間勤務の解消に向けて取り組んできましたが、依然として長時間勤務の教員が多い状況です。教育の根幹を担う教員のウェルビーイングを確保し、心身ともに健康でやりがいを持って子供たちと向き合い、より良い教育を提供することができるよう長時間勤務の解消に向けて集中的に働き方改革を推進します。

● 現状と課題

○国が定める時間外在校等時間の上限目安である月 45 時間や過労死ラインを超えている教員が多くおり、教育の質を確保するには教員が心身の健康と心の余裕を持てる環境を整備する必要があります。

○教員自身が現在の状況や働き方を課題と捉え、解消に向けた取組推進の必要性や目的を認識するとともに、業務の軽減や適正化に組織的に取り組む状況づくりが必要です。

○保護者や地域諸団体に対して、教育委員会が方針を整理し周知することで教員の厳しい勤務状況の理解、課題解消に向けた協力を促す必要があります。

○多様化・複雑化した学校及び教員の業務を整理した上で、その担い手や手法、進め方を検討する必要があります。

○児童・生徒への指導・支援の質的向上、教員の負担軽減に向けて、専門職等多様な人材やさまざまな手法を効果的に活用できるようにする必要があります。

【令和 5 年度（2023 年度）吹田市教員の時間外在校等時間（月当たり）（首席・指導教諭・教諭）】

	30H未満	30H以上 45H未満	45H以上 80H未満	80H以上 100H未満	100H 以上
小学校	522人 (51.0%)	238人 (23.2%)	244人 (23.8%)	15人 (1.5%)	5人 (0.5%)
中学校	156人 (33.3%)	69人 (14.7%)	153人 (32.7%)	50人 (10.7%)	40人 (8.6%)

小学校において
2人に1人が30時間以上
4人に1人が45時間以上
中学校において
2人に1人が45時間以上
5人に1人が80時間以上

● 取 組

教員が多様な子供たち一人ひとりに応じたより良い教育を提供できる状況となるよう、教員が心身ともに余裕をもって充実して働ける環境を整備し、ウェルビーイングの向上を図ります。

1 学校組織全体の意識変革

- (1) 学校管理職が、教員の働き方改革や女性の働く場の環境改善の必要性、目指すべき状況を理解して教員に働きかけることで、継続的に学校全体での意識の向上を図り、取組の推進につなげます。
- (2) 学校の出退勤記録を把握・確認し、上限の目安を超えて長時間勤務を行っている教員に対し、管理職からの指導を促します。また、継続して状況を把握し、進捗管理を行います。
- (3) 教育委員会が、学校に対し、学校内での情報共有や研修に活用できるよう、働き方改革に係る参考データや他市先行事例を提供するとともに、課題に対して迅速かつ的確に対応します。

2 保護者・地域の理解及び協力の促進

- (1) 保護者や地域に対し、多様化・複雑化した業務への対応の負担、恒常的な長時間勤務など教員のおかれている状況を周知し、働き方改革への理解を促します。
- (2) 地域諸団体に対し、教員の働き方改革の推進、子供たちのより良い教育環境の確保に向けた連携や協力を求め、地域全体で取り組んでいくという仕組みの構築を進めます。
- (3) 保護者や地域に対し、教員の学校外の業務について、その位置づけや本来対応すべき主体を具体的に示すことで、地域との連携強化、家庭教育の充実につなげます。

3 業務の軽減・適正化

- (1) 多様化・複雑化した学校の業務を下記の3つに分類し、分類した学校業務について、まずは精選を行い、責任を明確にした上で継続・改変・縮小・廃止などその取扱いの方向性を早期に示します。
- (2) 教育委員会による学校への調査や照会など業務の縮減・簡素化を検討し、実施するとともに回答方法等の効率化を図ります。

4 多様な人材・手法の効果的な活用

- (1) 分類・精選した各業務の内容や特性を踏まえ、効果的かつ持続可能な担い手や手法、進め方を再検討します。

I 基本的には学校以外が担うべき業務	II 学校の業務だが必ずしも教員が担う必要のない業務	III 教員の業務だが負担軽減が可能な業務
【取組例】 ① 登下校に関する対応 ⇒ 保護者・地域 ② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ⇒ 保護者・地域 ③ 学校徴収金の徴収・管理 ⇒ 市教育委員会 (まずは徴収事務から移行) ④ 地域ボランティアとの連絡調整 ⇒ 地域諸団体	 ① 調査・統計等への回答等 ⇒ 学校事務、学校副管理者 ② 児童生徒の休み時間における対応 ⇒ 有償ボランティア など ③ 校内清掃の指導 ⇒ 有償ボランティア など ④ 部活動(部活動指導員等) ⇒ 部活動外部委託	 ① 授業準備 ⇒ 教科担任制、教材共有 ② 校内教育支援教室 ⇒ 居場所サポーター ③ 学習評価や成績処理 ⇒ 採点システムの導入 ④ 学校行事の準備・運営 ⇒ 精選、簡素化、短縮 ⑤ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 ⇒ SSW、SCの拡充

※ 平成31年1月中央教育審議会答申で示されたいわゆる「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき整理された内容をもとに取組例を示しています。

- (2) 学校運営を支える人材の全体像を整理し、持続可能で教員がより良い教育の提供に専念できる体制の構築を図ります。
- (3) ICT の活用を学校全体で着実に進め、すべての教員がその効果を受けることのできる環境を整えます。

● 指 標

月当たり時間外在校等時間が 80 時間以上の教員を 0 人にします					
110 人	(令和 5 年度)	▶▶▶	目標値	0 人	(令和 8 年度)
月当たり時間外在校等時間が 45 時間以上の教員を令和 8 年度（2026 年度）中に半減させます					
507 人	(令和 5 年度)	▶▶▶	目標値	250 人	(令和 8 年度)
月当たり時間外在校等時間が 30 時間以上の教員を令和 11 年度（2029 年度）中に 0 人にします					
814 人	(令和 5 年度)	▶▶▶	目標値	0 人	(令和 11 年度)

1 学校組織全体の意識変革

- (1) 学校管理職が、教員の働き方改革や女性の働く場の環境改善の必要性、目指すべき状況を理解して教員に働きかけることで、継続的に学校全体での意識の向上を図り、取組の推進につなげます。
- (2) 学校の出退勤記録を把握・確認し、上限の目安を超えて長時間勤務を行っている教員に対し、管理職からの指導を促します。また、継続して状況を把握し、進捗管理を行います。
- (3) 教育委員会が、学校に対し、学校内での情報共有や研修に活用できるよう、働き方改革に係る参考データや他市先行事例を提供するとともに、課題に対して迅速かつ的確に対応します。

2 保護者・地域の理解及び協力の促進

- (1) 保護者や地域に対し、多様化・複雑化した業務への対応の負担、恒常的な長時間勤務など教員のおかれている状況を周知し、働き方改革への理解を促します。
- (2) 地域諸団体に対し、教員の働き方改革の推進、子供たちのより良い教育環境の確保に向けた連携や協力を求め、地域全体で取り組んでいくという仕組みの構築を進めます。
- (3) 保護者や地域に対し、教員の学校外の業務について、その位置づけや本来対応すべき主体を具体的に示すことで、地域との連携強化、家庭教育の充実につなげます。

3 業務の軽減・適正化

- (1) 多様化・複雑化した学校の業務を下記の3つに分類し、分類した学校業務について、まずは精選を行い、責任を明確にした上で継続・改変・縮小・廃止などその取扱いの方向性を早期に示します。
- (2) 教育委員会による学校への調査や照会など業務の縮減・簡素化を検討し、実施するとともに回答方法等の効率化を図ります。

4 多様な人材・手法の効果的な活用

- (1) 分類・精選した各業務の内容や特性を踏まえ、効果的かつ持続可能な担い手や手法、進め方を再検討します。

I 基本的には学校以外が担うべき業務	II 学校の業務だが必ずしも教員が担う必要のない業務	III 教員の業務だが負担軽減が可能な業務
【取組例】 ① 登下校に関する対応 ⇒ 保護者・地域 ② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ⇒ 保護者・地域 ③ 学校徴収金の徴収・管理 ⇒ 市教育委員会 (まずは徴収事務から移行) ④ 地域ボランティアとの連絡調整 ⇒ 地域諸団体	 ① 調査・統計等への回答等 ⇒ 学校事務、学校副管理者 ② 児童生徒の休み時間における対応 ⇒ 有償ボランティア など ③ 校内清掃の指導 ⇒ 有償ボランティア など ④ 部活動(部活動指導員等) ⇒ 部活動外部委託	 ① 授業準備 ⇒ 教科担任制、教材共有 ② 校内教育支援教室 ⇒ 居場所サポーター ③ 学習評価や成績処理 ⇒ 採点システムの導入 ④ 学校行事の準備・運営 ⇒ 精選、簡素化、短縮 ⑤ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 ⇒ SSW、SCの拡充

※ 平成31年1月中央教育審議会答申で示されたいわゆる「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき整理された内容をもとに取組例を示しています。

- (2) 学校運営を支える人材の全体像を整理し、持続可能で教員がより良い教育の提供に専念できる体制の構築を図ります。
- (3) ICT の活用を学校全体で着実に進め、すべての教員がその効果を受けることのできる環境を整えます。

● 指 標

月当たり時間外在校等時間が 80 時間以上の教員を 0 人にします					
110 人	(令和 5 年度)	▶▶▶	目標値	0 人	(令和 8 年度)
月当たり時間外在校等時間が 45 時間以上の教員を令和 8 年度（2026 年度）中に半減させます					
507 人	(令和 5 年度)	▶▶▶	目標値	250 人	(令和 8 年度)
月当たり時間外在校等時間が 30 時間以上の教員を令和 11 年度（2029 年度）中に 0 人にします					
814 人	(令和 5 年度)	▶▶▶	目標値	0 人	(令和 11 年度)

VII. 基本計画

■ 基本計画の見方

3つの基本目標を実現するために6の基本方向と25の施策からなる基本計画を策定しました。基本方向ごとに、「ねらい」「現状と課題」「指標」を明らかにした上で、今後取り組むべき施策の内容などについて記載しています。

基本方向

基本目標を実現するための取組を示しています。

基本方向のねらい

基本方向の取組を通じて何を実現したいかを示しています。

基本方向1 幼児教育を通して総合的人間力の基礎を培います

■ 基本方向のねらい

人格形成にとって重要な幼児期に、遊びや生活の中でさまざまな人やものと主体的に関わり、総合的人間力^{*}の基礎を培うとともに、小学校への円滑な接続に向けた取組を進めます。また、地域や保護者の多様なニーズに応じた子育て支援を推進します。

■ 現状と課題

○平成27年(2015年)から「子ども・子育て支援新制度」^{*}が実施されたことにより、幼稚園や認定こども園^{*}、保育所などを通じてすべての子供が健やかに成長できるよう、質の高い幼児教育を提供することが一層求められています。

○本市では、いろいろな遊びを通して子供たちの成長を促したり、近隣園や、小・中学校、高齢者などさまざまな人との交流を行ったりして、人と関わる力をはじめとした総合的人間力の基礎となる力を育成してきました。

○「幼保小の架け橋プログラム」^{*}で掲げられている架け橋期(義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間)にふさわしい主体的・対話的で深い学び^{*}の実現に向けて小学校や近隣園とのさらなる連携を図る必要があります。

○「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」^{*}を実現できるよう、幼児教育、保育の質の向上に努めるとともに、経験の浅い職員が増加しており、経験年数や課題に応じた研修の実施、園や職員同士の交流、学び合う機会の充実など、職員の資質向上に向けた支援が重要です。

○地域の実態や保護者のニーズに応じた子育て支援を充実させ、安心して子育てできる環境づくりが求められています。

○ICT機器を活用した子育て相談や育児教室を実施しました。子育て支援の充実に向けて、ICT機器のさらなる活用の創意工夫が求められています。

■ 施策

施策1 質の高い幼児教育の提供

子供たちが園生活に主体的に関われるよう、教育的意図をもった働きかけを行うとともに、地域の小学校をはじめさまざまな人との交流により人と関わる力を育み、一人ひとりの発達に応じた質の高い教育・保育の実践を進めます。

研修の企画や経験の浅い職員の指導・助言を行う幼児教育アドバイザー^{*}のさらなる活用によって職員研修の充実を図り、教育・保育の実践力の向上に努めます。

幼稚園教育要領^{*}、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を踏まえ、すべての子供が健やかに成長するための教育・保育が行えるよう職員研修を実施し、学びを

施策

基本方向の実現に向け、取り組む具体的な施策を示しています。

施策名

各施策の名称を示しています。

保育に生かしたり職員に伝達したりすることで、各園の実践力を育成します。

所管室課：保育幼稚園室

施策2 小学校との円滑な接続を重視した教育内容の充実

子供の発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教諭との合同研修や意見交換を行うなど「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有します。また、小学校との継続的な交流を通し小学校への円滑な接続に努めます。

配慮を要する子供の就学については、就学する小学校や関係機関と連携し、子供とその保護者の不安解消に努めるとともに、「個別的教育支援計画」*等の作成や丁寧な引継により小学校への円滑な移行に努めます。

所管室課：

施策の内容

「現状と課題」を踏まえて、施策の主な目的や方向性を示しています。

施策3 多様なニーズに応じた子育て支援の推進

多様な保護者ニーズに応じるために、一時預かり保育の実施や入園前の子供やその保護者を対象とした親子教室や園庭開放の実施、子育て相談等について ICT 機器の活用により一層充実を図るとともに、保護者の不安や悩みの軽減につながるよう家庭教育の支援を行い、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

所管室課：保育幼稚園室

指標

幼児教育アドバイザーの育成					
48 人	(令和 5 年度)	▶▶▶	目標値	60 人	(令和 11 年度)
吹田市教育・保育施設職員研修の年間受講者数					
2,793 人	(令和 5 年度)	▶▶▶	目標値	4,000 人	(令和 11 年度)
子育て支援の取組の開催回数					
7,802 回	(令和 5 年度)	▶▶▶	目標値	11,000 回	(令和 11 年度)

指標

ねらいの達成をこの指標で確認します。

(注)「子育て支援の取組の開催回数」は親子教室実施回数、子育て相談件数の合計を示しています。(私立保育所については補助金を交付している施設の回数)

基本方向1 幼児教育を通して総合的人間力の基礎を培います

■ 基本方向のねらい

人格形成にとって重要な幼児期に、遊びや生活の中でさまざまな人やものと主体的に関わり、総合的人間力^{*}の基礎を培うとともに、小学校への円滑な接続に向けた取組を進めます。また、地域や保護者の多様なニーズに応じた子育て支援を推進します。

■ 現状と課題

- 平成27年（2015年）から「子ども・子育て支援新制度」^{*}が実施されたことにより、幼稚園や認定こども園^{*}、保育所などを通じてすべての子供が健やかに成長するよう、質の高い幼児教育を提供することが一層求められています。
- 本市では、いろいろな遊びを通して子供たちの成長を促したり、近隣園や、小・中学校、高齢者などさまざまな人との交流を行ったりして、人と関わる力をはじめとした総合的人間力の基礎となる力を育成してきました。
- 「幼保小の架け橋プログラム」^{*}で掲げられている架け橋期（義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間）にふさわしい主体的・対話的で深い学び^{*}の実現に向けて小学校や近隣園とのさらなる連携を図る必要があります。
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」^{*}を実現できるよう、幼児教育、保育の質の向上に努めるとともに、経験の浅い職員が増加しており、経験年数や課題に応じた研修の実施、園や職員同士の交流、学び合う機会の充実など、職員の資質向上に向けた支援が重要です。
- 地域の実態や保護者のニーズに応じた子育て支援を充実させ、安心して子育てできる環境づくりが求められています。
- ICT機器を活用した子育て相談や育児教室を実施しました。子育て支援の充実に向けて、ICT機器のさらなる活用の創意工夫が求められています。

■ 施策

施策1 質の高い幼児教育の提供

子供たちが園生活に主体的に関われるよう、教育的意図をもった働きかけを行うとともに、地域の小学校をはじめさまざまな人との交流により人と関わる力を育み、一人ひとりの発達に応じた質の高い教育・保育の実践を進めます。

研修の企画や経験の浅い職員の指導・助言を行う幼児教育アドバイザー^{*}のさらなる活用によって職員研修の充実を図り、教育・保育の実践力の向上に努めます。

幼稚園教育要領^{*}、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を踏まえ、すべての子供が健やかに成長するための教育・保育が行えるよう職員研修を実施し、学びを

保育に生かしたり職員に伝達したりすることで、各園の実践力を育成します。

所管室課：保育幼稚園室

施策2 小学校との円滑な接続を重視した教育内容の充実

子供の発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教諭との合同研修や意見交換を行うなど「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有します。また、小学校との継続的な交流を通し小学校への円滑な接続に努めます。

配慮を要する子供の就学については、就学する小学校や関係機関と連携し、子供とその保護者の不安解消に努めるとともに、「個別の教育支援計画」*等の作成や丁寧な引継ぎを行うことにより小学校への円滑な移行に努めます。

所管室課：保育幼稚園室

施策3 多様なニーズに応じた子育て支援の推進

多様な保護者ニーズに応じるために、一時預かり保育の実施や入園前の子供やその保護者を対象とした親子教室や園庭開放の実施、子育て相談等について ICT 機器の活用により一層充実を図るとともに、保護者の不安や悩みの軽減につながるよう家庭教育の支援を行い、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

所管室課：保育幼稚園室

■ 指標

幼児教育アドバイザーの育成					
48 人	(令和 5 年度)	▶▶▶	目標値	60 人	(令和 11 年度)
吹田市教育・保育施設職員研修の年間受講者数					
2,793 人	(令和 5 年度)	▶▶▶	目標値	4,000 人	(令和 11 年度)
子育て支援の取組の開催回数					
7,802 回	(令和 5 年度)	▶▶▶	目標値	11,000 回	(令和 11 年度)

(注)「子育て支援の取組の開催回数」は親子教室実施回数、子育て相談件数の合計を示しています。(私立保育所については補助金を交付している施設の回数)

基本方向 2 義務教育を通して総合的人間力の基礎を培います

■ 基本方向のねらい

義務教育を通して、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」とともに新しい時代に求められる資質や能力（言語能力・情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力）を含めた総合的人間力を育成します。また、すべての子供が安心して学べる支援や地域との連携を生かした教育活動を推進します。

■ 現状と課題

- 入学直後の小学校生活を円滑にするため、幼稚園等から引き継ぐ視点として「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有し、幼児期の教育と小学校の教育を連続性・一貫性のあるものとしていくことが必要です。
- 学習指導要領^{*}の趣旨を踏まえ、効果的なカリキュラム・マネジメント^{*}による適正な教育課程の実施、育てたい資質・能力の明確化を図る学校体制の構築が求められています。
- 全国学力・学習状況調査では、小・中学校、どの教科においても正答率が全国平均を上回っています。正答率の低い問題から、グラフやデータ、内容のまとまりの情報を的確に把握・比較し、自分の考えをまとめたり、説明したりする力を引き続き伸ばしていくことが必要だと考えます。令和3年度（2021年度）以降、小・中学校の国語以外の正答率が低下しました。低下した主な要因として、コロナ禍において、対話的で深い学びを生み出す授業づくりが困難であったことが考えられます。
- すべての教育活動を人権尊重の視点に立って進めるとともに、特別の教科道德の時間と各教科を関連づけるなど児童・生徒の豊かな心の育成を図る必要があります。また、いじめ・問題行動の未然防止や不登校、虐待等へのきめ細かな対応に努める必要があります。加えて、子供の意見表明、主権者教育を推進していく必要があります。
- 令和5年度（2023年度）全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、小学校では、握力、反復横跳び、上体起こし等6種目、中学校では、握力、反復横跳び、50メートル等7種目の平均値が小・中学校男女とも全国平均を下回っています。運動能力の向上策を講じるとともに、学力・体力と相関関係のある生活習慣の改善にも取り組む必要があります。
- 「かるしお[®]」^{*}手法の給食について、減塩の意義の理解は進んでいますが、給食に関するアンケートでは主に味覚における評価が低くなってきているため、さらに献立の改善を図る必要があります。子供の健康への意識向上のため、昨今の社会状況を踏まえて、違法薬物に対する知識・認識を児童・生徒がより深める必要があります。
- 教育課程特例校制度により、平成29年度（2017年度）からすべての小学校で1年生からの外国語活動に取り組み、小学校英語専科指導教員や英語指導助手（AET）^{*}の活用、本市独自の英語コミュニケーション体験事業を通じ英語教育の充実を図ってきました。多様な課題に柔軟に対応できるよう、英語教育をはじめ、プログラミング教育^{*}、体験活動や部活動も含めた幅広い教育活動の推進が必要です。

○GIGA スクール構想による 1 人 1 台学習用端末の配備に伴い、デジタル社会の中でも、お互いの人権を尊重しながらコミュニケーションを図ることができる能力を育成するためデジタル・シティズンシップ教育^{*}を進めてきました。学習用端末では大きなトラブルなく少しずつ活用が進んでいますが、一方で、個人で持つ端末ではネット上でのいじめや画像の流出といった事案が生起している状況です。デジタル・シティズンシップ教育がすべての教育活動の中で学習内容と有機的に関連付けられ、児童・生徒の日常生活の中でも活かしていくために、実態を把握しながら義務教育 9 年間を見通したカリキュラムの改善・充実に取り組み、デジタル・シティズンシップ教育で養うべき能力を明確化し、実践の充実につなげる必要があります。

○平成 26 年度（2014 年度）からスタートした「小中一貫教育実施プランⅡ」に基づき、すべての中学校ブロックにおいて小中一貫教育カリキュラムを作成しました。また、令和 2 年度（2020 年度）からスタートした「小中一貫教育最適化プラン^{*}」に基づき、特色ある取組の継続とともに新たな学習指導要領への対応を行ってきました。今後、令和 7 年度（2025 年度）からスタートする「（仮称）第 4 期小中一貫教育推進プラン」に基づいて、児童・生徒により良い教育を提供できるよう、これまでの取組を見直し、推進を図ることが必要です。

○本市の学力課題として、「自分の考えをまとめ、発信する」ことが挙げられます。「小中一貫教育最適化プラン」の重点項目の一つである小・中学校緊密な連携のもと一貫性・継続性のある学習指導や生徒指導を行う必要があります。

■ 施策

施策 4 確かな学力の育成

学習指導要領が目指す「知識・技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の育成に継続して取り組むとともに、複数の資料を関連づけて、それをもとに論理的に考えたり、自分の考えをまとめ、伝えたりする活動を教科横断的に行うなど、各学校の授業改革に向けた支援を行います。また、児童・生徒が自分自身の学習活動に対して能動的に関わり、自らの学習を調整していくことや多様な他者との協働などについて発達段階に配慮しながら指導を行い、確かな学力の育成を図ります。また、子供たちが社会的自立に向け、学んだ力を活かし、他者と連携・協働しながら、地域の諸課題に対して意識を高め、社会に参画していく力の育成を図ります。

所管室課：学校教育室・教育センター

施策 5 豊かな心の育成

多面的・多角的に考え、議論する「道徳科」の授業を道徳教育の要とし、子供たちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力、社会性など、学校教育全体を通じて豊かな心を育みます。子供の最善の利益の実現と主観的ウェルビーイングの向上を図るとともに人格形成の根幹を育みます。

所管室課：学校教育室

施策6 健やかな体の育成

体力・運動能力の向上については、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」と同様の調査を大阪府の「めっちゃ MORIMORI スポーツテスト」において小学校3・4年生にも実施することで、体力や運動能力・生活習慣等の実態を把握・分析し、体力や運動能力に係わる取組や指導の改善を図り、校内PDCAサイクルの確立を目指すことで、引き続き児童・生徒の体力向上に向けた取組を継続していきます。

学校給食については、栄養摂取基準に基づき、適切な食塩摂取量や栄養バランスを踏まえ安心・安全な給食を提供するとともに、子供たちが食を通じて生活習慣病予防の基礎づくりや環境負荷の低減への理解を深めるなど、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けられるよう学校給食を活用した食育^{*}のさらなる充実を図ります。また、地域団体や国立循環器病研究センター等の研究機関と連携した子供の食育を推進します。

学校・地域・家庭・医療機関などが連携を深め、学校保健を充実させることで、子供の健康に対する意識を高めるとともに、生活習慣の改善など健康の保持増進に努めます。また、学校薬剤師による薬物乱用防止教室をすべての学校で継続的に実施し、違法薬物に対する学習を推進します。

所管室課：学校教育室・保健給食室

施策7 多様な課題に対応する力の育成

国際社会において、英語力の向上及び情報活用能力は重要な課題であり、英語指導助手(AET)の派遣期間・配置時間の拡充や国際理解教育の充実を図り、児童・生徒が国際社会で貢献できるグローバル人材の育成を目指します。また、育むべき情報活用能力は日々多様化しており、義務教育9年間を見通してデジタル・シティズンシップ教育に取り組むことにより、ICTの善き使い手としての情報活用能力の向上を図ります。さらに、ICTの活用、地域や外部機関との連携を図りながら、児童・生徒が将来の目標を持ち、自ら進路を切り拓く力を身に付けるようキャリア教育^{*}も含めた幅広い教育を推進していきます。

所管室課：学校教育室・教育センター

施策8 小中一貫教育の推進

「(仮称)第4期小中一貫教育推進プラン」に基づいて、引き続き、義務教育9年間を一体的に捉え、各中学校ブロックにおいて小・中学校共通の教育目標「めざす子ども像」を設定し、その実現に向けて児童・生徒の学びに焦点を当てた各ブロックの特色に応じた取組を行い、小中一貫教育の目的が達成できるよう進めます。

所管室課：学校教育室・教育未来創生室

■ 指標

家で自分で計画を立てて勉強している児童・生徒の割合を増やし、全国水準の達成をめざします			
【出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」】			
	小学校 68.6%	(-2.1ポイント)	(令和5年度)
	中学校 54.8%	(-0.2ポイント)	
学校へ行くのが楽しいと感じる児童・生徒の割合を増やします			
【出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」】			
	小学校 86.6%	(+1.3ポイント)	(令和5年度)
	中学校 85.5%	(+3.7ポイント)	
全国学力・学習状況調査の教科別正答率の上昇をめざします			
【出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」】			
	小学校（国語） 70.0%	(+2.8ポイント)	(令和5年度)
	（算数） 68.0%	(+5.5ポイント)	
	中学校（国語） 74.0%	(+4.2ポイント)	
	（数学） 58.0%	(+7.0ポイント)	
	（英語） 56.0%	(+10.4ポイント)	
自分にはよいところがあると答えた児童・生徒の割合を増やします			
【出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」】			
	小学校 86.1%	(+2.6ポイント)	(令和5年度)
	中学校 81.1%	(+1.1ポイント)	
課題解決に向けて、自分で考え自分から取り組む児童・生徒の割合を増やします			
【出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」】			
	小学校 80.6%	(-1.7ポイント)	(令和5年度)
	中学校 83.5%	(+4.3ポイント)	
児童・生徒の体力・運動能力を向上させ、全国水準の達成をめざします			
(全国値を 50 としたときの数値)【出典：文部科学省「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」】			
	小学校（男子） 48.3	(-1.7ポイント)	(令和5年度)
	（女子） 47.8	(-2.2ポイント)	
	中学校（男子） 47.8	(-2.2ポイント)	
	（女子） 48.3	(-1.7ポイント)	
朝食を毎日食べる児童・生徒の割合を増やします			
【出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」】			
	小学校 94.4%	(+0.5ポイント)	(令和5年度)
	中学校 91.3%	(+0.1ポイント)	
将来の夢や目標を持っている児童・生徒の割合を増やします			
【出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」】			
	小学校 80.8%	(-0.7ポイント)	(令和5年度)
	中学校 64.9%	(-1.4ポイント)	
自分と違う意見について考えるのは楽しいと思う児童・生徒の割合を増やします			
【出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」】			
	小学校 75.3%	(-1.2ポイント)	(令和5年度)
	中学校 80.2%	(+2.6ポイント)	

(注) () 内は全国値との差

基本方向3 一人ひとりが尊重される学びを推進します

■ 基本方向のねらい

多様な子供たち一人ひとりに応じた学びの機会を確保するとともに、それぞれの能力・可能性を伸ばす教育を目指します。また、子供たちが多様性を認め合い、互いに高め合う協働的な学びを推進します。

■ 現状と課題

- いじめの積極的認知を推し進める中で、認知件数は大幅に増えていますが、その背景として、教職員の理解度と意識の向上、学校の組織対応力などの充実を図った成果だと考えられます。しかし、学校間の認知件数に差があることから、研修を通して教職員の意識を高めるとともに、組織的な生徒指導体制の構築をさらに進める必要があります。
- 「いじめ予防授業」と「いじめの起こりにくい学校風土の醸成」を効果的に関連づけ、子供たちがいじめを自分事として捉え、自分に何ができるのかを考える授業にしていくことが必要です。そのためにも、すべての教育活動において、根幹である人権教育を基盤として多様性を認め合い、他者や自分自身との対話を通して、協働的に学びを深めることができる授業にしていく必要があります。
- すべての支援学級に在籍する児童・生徒について、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」*を作成し、一人ひとりの教育的ニーズに合わせて適切に対応できるよう取り組むことができています。しかし、配慮が必要な通常学級に在籍する児童・生徒については、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成率 100%という目標には達していないため、さらに向上させていく必要があります。
- 外国にルーツを持つ児童・生徒数の増加及び少数散在化により、きめ細かな支援が行き届きにくいことが課題となっています。すべての外国にルーツを持つ児童・生徒が安心安全に学校生活を過ごせるよう支援の充実を一層図っていく必要があります。
- 低所得者世帯の就学に係る負担軽減は一定図られています。引き続き、義務教育の就学機会均等を適正に保障する必要があります。

■ 施策

施策9 児童・生徒を支援する生徒指導の充実

児童・生徒一人ひとりのよさや可能性の伸長、社会的資質・能力の向上や社会に受け入れられる自己実現を支えるために、組織的な生徒指導体制の構築、関係機関との連携を図りながら、日常的に児童・生徒の支援に努めます。

また、「教育支援教室」が不登校児童生徒支援のモデルとなるよう ICT も効果的に活用しながら、「つながり支援」*「まなび支援」*「こころ支援」*を3本の柱とした支援を進めていきます。

効果的な「いじめ予防授業」を展開し、いじめが起こりにくい学校風土の醸成に取り組みま

す。また、引き続き、いじめの早期発見、適切な認知に努め、教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど専門職との連携を強化しながら、早期の解消に向けた組織的な対応を徹底します。

所管室課：学校教育室・教育センター

施策10 特別支援教育の充実

支援学級在籍児童・生徒及び通級による指導を受けている児童・生徒やさまざまな教育的ニーズのある児童・生徒に対して「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、個に応じた支援の充実を図ります。

また、障がいのある児童・生徒が学びの場を選択しやすい環境を整えるため、通級指導教室の充実に努めます。

所管室課：学校教育室

施策11 すべての子供の学ぶ機会の確保

児童・生徒が家庭の経済状況にかかわらず質の高い教育を受けられるよう、就学に係る経済的負担の軽減を図ります。

また、外国にルーツを持つ児童・生徒への日本語指導について、日本語指導加配教員^{*}を中心に在籍する学校の教職員が児童・生徒一人ひとりの状況や背景を理解し、個に応じた教育を提供できる環境を整えます。また、各学校の教職員が日本語指導加配教員に相談したり、通訳者の派遣等により、児童・生徒の情報を共有し、学校環境への適応や教育活動へのスムーズな参加につなげます。外国にルーツを持つ児童・生徒が在籍する学校においては、国際理解教育の取組の充実に努めます。

所管室課：学校教育室・学務課

■ 指標

【再掲】いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う児童・生徒の割合を増やします【出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」】					
小学校	96.7%	(-0.2ポイント)			(令和5年度)
中学校	96.2%	(+0.7ポイント)			
困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童・生徒の割合を増やします【出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」】					
小学校	73.8%	(+5.3ポイント)			(令和5年度)
中学校	70.5%	(+4.1ポイント)			
人が困っている時に進んで助ける児童・生徒の割合を増やします【出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」】					
小学校	90.5%	(-1.1ポイント)			(令和5年度)
中学校	87.7%	(-0.4ポイント)			
日本語指導が必要なすべての児童・生徒が日本語指導を受けられるようにします					
81.5%	(令和5年度)	▶▶▶	目標値	100%	(令和11年度)
特別な支援を必要とする児童・生徒の「個別の指導計画」の作成率					
小学校	100%	(令和5年度)	▶▶▶	目標値	小学校 100% (令和11年度)
中学校	50.0%			目標値	中学校 100% (令和11年度)

(注) () 内は全国値との差

基本方向4 安心・安全で豊かな学校環境を整備します

■ 基本方向のねらい

すべての子供が安心して教育を受けることができるよう、子供や家庭のニーズに応じたきめ細かな支援体制の充実を図ります。また、教職員の資質向上や子供と向き合う時間の確保に努めるとともに、学校・園や教育委員会の活動について積極的に発信し、保護者や地域に信頼される学校・園づくりを進めます。

安全で快適に過ごせる学校・園施設の整備を計画的に進めるとともに、学校・園生活における子供の安全を確保します。また、情報教育環境の整備などにより、より豊かな教育環境となるよう整備を進めます。

■ 現状と課題

- 新しい時代に求められる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を含む）の育成に向け、教職員の授業観の変換が求められています。また、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進、カリキュラム・マネジメントの確立といった学習指導要領の趣旨が各学校で理解及び実施されるよう、引き続き効果的な指導の実践事例の情報提供等を通じて周知・徹底を図る必要があります。
- 経験年数が10年以下の教職員が5割を超えているなか、教職員の育成とともに、学習指導要領が目指す授業改善に対応するため、教職員研修のさらなる充実が求められます。
- 教職員の業務の多忙化により、学ぶ意欲があっても研修への参加が難しくなっている状況です。今後、参加しやすい集合型研修の企画運営やオンラインやオンデマンドなどのさまざまな手法を用いながら、教職員の学ぶ意欲を支える必要があります。また、教職員が受け身となるような従来型の研修から、主体的に学ぶ研修となるよう、研修の考え方の転換を促すとともに研修内容・方法にも工夫を凝らし、さらに教職員の教育力の向上を図る必要があります。
- 学校が抱える課題が複雑化・困難化し、質的にも量的にも教職員だけで対応することが難しくなっています。そのため、専門家など多様な人材と連携・協働して課題解決に取り組む体制の整備が重要です。
- 全国的な傾向と同様に、本市においてもいじめ、暴力行為等の問題行動や不登校、児童虐待等の課題は年々増加傾向にあります。また、児童・生徒が抱えるさまざまな課題の背景や要因は多様化・複雑化しており、個々の状況について適切なアセスメントのもと対応する必要があるものの、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーといった専門家が十分に関わっていない場合があることが課題です。このような専門家の配置拡充や児童・生徒の課題解決に向けた校内の様々な会議への出席・相談をオンラインで行える環境整備も課題となっています。
- 各学校において、「学校評議員制度」を継続して活用し、地域に開かれた特色ある学校づくりを進めています。引き続き、地域と連携した持続可能な学校運営を行っていくことが必要です。

今後、これらの取組の充実・発展の検討にあたっては、学校運営協議会制度（コミュニティスクール）の設置など国や府の動向を注視しつつ、地域とともにある学校づくりの推進が必要です。

○従来からの小学校の校門、幼稚園及び認定こども園の園門への警備員等の配置に加えて、令和 5 年（2023 年）10 月からは学校施設に機械警備や防犯カメラを導入するなど防犯体制を強化しました。引き続き学校・園生活の安全確保に努めます。

○平成 27 年度（2015 年度）にすべての学校の耐震化が完了し、現在、令和 7 年度（2025 年度）に完了する予定で校舎の大規模改造工事を進めています。また、空調設備については、平成 28 年度（2016 年度）に普通教室、令和 3 年度（2021 年度）に特別教室等への設置が完了しました。現在は、令和 7 年度（2025 年度）中の屋内運動場（体育館）への設置完了に向けた取組を進めています。

○住宅開発の影響により児童・生徒数が局所的に増加しており、複数の学校で教室の不足が想定されています。児童・生徒数推計により、事前に必要な教室数の確保に努め、教育環境の維持を図る必要があります。

○時間的・空間的制約を超えた学習を実現するための通信速度の確保やネットワークの安定稼働に向けて、継続した取組が必要です。また、ICT や AI などのデジタル分野では、科学技術の進展とそれに伴う技術革新が急速に進んでいます。特に、生成 AI の進化とその加速度的な普及は、学びのあり方や日常生活への影響を強めています。そのため、常にその動向を注視し、専門家の意見を取り入れながら、児童・生徒の将来を見据えて対応することが必要です。

○第 2 期 GIGA スクール構想に向けた検討が始まる中、育むべき情報活用能力は日々多様化しています。将来を見据えて児童・生徒の情報活用能力を育むとともに、教職員の ICT 活用指導力を育成する必要があります。

■ 施策

施策12 教職員の資質能力の向上

学習指導要領に照らした授業改善やインクルーシブ教育に関する理解促進のため、教職員への指導、助言、教育資料の提供に努めます。集合型研修とオンライン・オンデマンド型研修の効果的な関連づけや学校現場での OJT 研修と教育センターが実施する Off-JT 研修の連携など、教職員が主体的に参加する新たな研修のあり方を模索することで、各学校・園における教育力の向上を支援します。

また、「教職員の評価・育成システム」*の活用等により、教職員の意欲・資質能力の向上と学校の活性化に努め、人事管理の適正化を図ります。

所管室課：教育センター・教職員課

施策13 教員の働き方改革の推進

重点課題 3（P27）に記載

施策14 学校・園運営体制の強化・多様な主体との連携

課題が複雑・困難化する学校・園において、組織としてさまざまな課題解決が図られるよう、多様な専門性を有する人材との連携をさらに強化し体制の充実を図ります。

年々増加しているいじめ、暴力行為等の問題行動や不登校、児童虐待等の課題に対して、個々の状況に応じた適切なアセスメントの実施により迅速に対応できるよう、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の配置の充実を目指します。

また、学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上に向けて、地域人材やボランティア、NPO・企業・地域団体、医療機関等との連携・協働を行いながら、地域と連携した多様な学びの充実を図ります。

所管室課：学校教育室・教育センター・教育未来創生室

施策15 安心・安全な学校・園の整備

学校安全計画^{*}のもと、交通安全、生活安全、災害安全の観点から学校安全に関する取組を推進します。

児童・生徒がより安全で快適な教育環境のもとで学習できるよう、引き続き老朽化した校舎の大規模改修工事や屋内運動場（体育館）への空調設備の設置など、学校・園施設の整備を計画的に推進します。

また、校園門への警備員等の配置に加えて、機械警備、巡回警備の実施、防犯カメラの設置により、引き続き学校・園の安全確保に努めます。

所管室課：学校管理課・学校教育室

施策16 学校規模適正化等の教育環境の整備

今後の学校規模適正化の取組は、「吹田市学校規模基本方針」に基づき、児童・生徒数推計の状況から過大規模又は過小規模が見込まれる学校について、推計等を注視しながら学校規模適正化の必要性について慎重に検討します。また、大規模な住宅開発が想定される地域については、開発される戸数や竣工時期などの情報が判明した段階で、児童生徒数推計を行い、学校規模適正化の必要性を検討します。

児童・生徒数の増加や教室不足に対する今後の対策のあり方について検討を進め、より良い教育環境の整備に努めます。

所管室課：教育未来創生室

施策17 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

令和8年度（2026年度）から開始する第2期GIGAスクール構想に向けて、専門的知見を有するアドバイザーを活用した新たなICT環境の整備を推進するとともに、教職員のICT活用指導力のさらなる向上を図り、児童・生徒の情報活用能力をさらに育むことができる環境整備を推進します。

所管室課：教育センター・学校教育室

■ 指標

教職員研修受講者の「職務上生かせるか」に対する肯定的回答率					
98.0%	(令和 5 年度)	▶▶▶	目標値	100%	(令和 11 年度)
【再掲】スクールソーシャルワーカーの支援により不登校、虐待等の課題が解決もしくは改善した児童・生徒の割合					
小学校 79.0%	(令和 5 年度)	▶▶▶	目標値	小学校 100%	(令和 11 年度)
中学校 80.0%				中学校 100%	
児童・生徒に情報機器の基本的操作を行えるよう指導できる教職員の割合					
81.3%	(令和 5 年度)	▶▶▶	目標値	100%	(令和 11 年度)
児童・生徒同士が話し合って考えをまとめたり、協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に、ICT を効果的に活用した授業づくりに取り組んでいる教職員の割合					
－ ※		▶▶▶	目標値	100%	(令和 11 年度)
小・中学校の校舎大規模改造工事の計画達成率					
80.0%	(令和 5 年度)	▶▶▶	目標値	100%	(令和 11 年度)

※令和 7 年度（2025 年度）から調査項目に追加

基本方向5 青少年の健やかな育ちを支援します

■ 基本方向のねらい

家庭、地域、学校がさまざまな課題を共有し、連携を深めることにより、地域全体で教育力の向上を図ります。多様な体験や学習の場、仲間づくりの場の提供を通して、青少年の健やかな成長を支えます。

■ 現状と課題

○地域社会とのつながりや人間関係の希薄化等に伴い、家庭や地域での教育力の低下が懸念されており、さらに、インターネットや SNS を活用した生活様式が普及する中で、移行とともに、人と人とのふれあいや体験活動の減少などが危惧されています。本市では青少年の健やかな成長を支えるため、子供たちに身近な地域の方々の協力を得ながら、青少年の見守り活動、安心・安全な居場所及び体験活動を通じた交流の場の提供に努めています。「地域の子供は地域が守り育てる」意識を醸成するため、青少年を取り巻く課題等についての啓発や指導者養成に取り組みながら、地域における青少年育成活動の活性化を図ります。

○青少年施設では、次代を担う青少年の成長に不可欠な自然体験や生活文化体験・社会体験などのさまざまな体験活動や人との交流の場の提供に努めています。

また、不登校等の課題を抱える児童・生徒の社会的自立に向けて、自然体験活動を通じて人との関わりを持てる「さわやか元気キャンプ」を実施しています。今後も多様な活動・体験を通じて、豊かな人間性や社会性、自立性を育むことができる環境づくりを進める必要があります。

○子供・若者の成長の場である家庭・学校・地域などが、安心・安全な居場所としてより良い環境となることが重要です。本市では、放課後の安心・安全な居場所づくりを目的に、学校活動と連携し、「太陽の広場」と「留守家庭児童育成室」を同一小学校内で実施し、見守りボランティアや育成室指導員などが連携して、両事業の子供たちが一緒に放課後を過ごす校内連携型の取組を進めています。児童数や、就労している保護者も増加傾向にあり、放課後の児童の居場所を確保する必要性がますます高まっています。

また、高齢化や人材不足などにより、これまで地域が主体となっていた「放課後の居場所づくり」事業の継続が難しくなっており、地域の負担を軽減し、持続可能な事業とするための仕組みづくりが必要です。

留守家庭児童育成室については、住宅開発や共働き家庭の増加に伴い、入室希望児童数が増加しており、待機児童の解消には至っていません。また、小学校の教室が不足していることや、直営の育成室については、全国的に指導員のなり手が不足していることもあり、施設及び指導員の確保が課題となっています。

■ 施策

施策18 地域全体での青少年育成活動の推進

自然体験をはじめとする多様な体験や学習の機会、さまざまな人との交流の機会を提供し、青少年の主体的な取組を支援することで豊かな人間性や社会性を育み、青少年の健全育成に取り組めます。7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」や11月の「子ども・若者育成支援強調月間」を中心に、街頭啓発や環境浄化活動や、見守り活動を通して非行の防止に取り組めます。

また、青少年を取り巻く社会的な課題の啓発や誰もが気軽に見守り等のボランティア活動に参加できるよう、講習会や研修会を開催し、青少年の健全育成を地域全体で進めていきます。

所管室課：青少年室

施策19 遊びや体験活動の推進

青少年が活動できる場や仲間づくりができる機会を提供し、さまざまな経験を通して成長できるよう支援を行います。施設の特徴を生かして、自然体験、生活文化体験、社会体験など、青少年にさまざまな体験活動の場を提供します。

所管室課：青少年室・青少年クリエイティブセンター

施策20 子供・若者の支援に関する取組

重点課題2（P25）に記載

施策21 放課後の居場所づくりの充実

こども家庭庁と文部科学省が連携し、多様な子供の居場所づくりの推進強化を図る中、本市では「こどもプラザ事業」*と「留守家庭児童育成室」の校内交流及び連携についてさらに推進して取り組み、学校・地域の協力を得ながら持続可能な仕組みづくりを構築します。

「こどもプラザ事業」として、地域の方々の協力を得ながら実施している「太陽の広場」については、人材不足等の課題を解決し、持続可能な事業とするための取組を進めます。「留守家庭児童育成室事業」では、待機児童の解消に向けて、必要な施設や指導員の確保、民間事業者への運営業務の委託等の取組を進めます。

また、子供が安心・安全に過ごせる居場所をさらに充実させるため、図書館や児童館など各種公共施設の活用に向けて関係部局と連携を図ります。

所管室課：青少年室・放課後子ども育成室

■ 指標

青少年指導者講習会の年間受講者数					
161人	(令和5年度)	▶▶▶	目標値	350人	(令和11年度)
青少年施設の年間利用者数					
27.5万人	(令和5年度)	▶▶▶	目標値	32.4万人	(令和11年度)
太陽の広場などの年間参加者数					
14.5万人	(令和5年度)	▶▶▶	目標値	22.7万人	(令和11年度)
留守家庭児童育成室の待機児童数					
106人	(令和5年度)	▶▶▶	目標値	0人	(令和11年度)

基本方向6 生涯を通じて豊かな学びを提供します

■ 基本方向のねらい

すべての市民が豊かで生きがいのある生活を送ることができるよう、幅広い学習の場を提供し、いつでもどこでも学べる環境づくりを進めます。また、図書館、公民館及び博物館等の施設の活用により、生涯を通じて市民の多様な興味・関心に応じた学びを提供します。

■ 現状と課題

○本市では、暮らしを豊かにする学習や社会が直面する課題解決のための学習など「いつでも、どこでも、だれでも」生涯学習活動に取り組める環境を整えています。歴史・文化の研究をはじめ、スマートフォンの使い方講座など、市民の学びに対するニーズは多様であり、従来の対面の取組を継続しつつ、社会状況の変化に合わせて、ICTの活用によってプログラムを迅速に、また効果的に提供できるよう学習環境を整備する必要があります。

○社会の急激な変化に対応できるよう、現代的課題をテーマとした講座の提供に努めています。地域の形成者として必要な能力を育み、地域の課題解決を主体的に担う力を身に付けるための教育の推進が求められます。生涯学習の場の提供に加え、生涯学習の成果を地域に還元できる仕組みづくりも重要です。

○学んだ成果をボランティア活動やまちづくり活動などに生かすことによって、地域に対して関心やつながりが深まるとともにコミュニティの活性化にもつながります。学習とさまざまなまちづくりの取組とが結びつくことで、より良いまちづくりにもつながります。このような学習した成果が社会活動に生かされ、次の新たな学びや活動へと結びつく循環型の生涯学習社会の実現が必要です。

○図書館では、市民の多様な興味・関心に応じた幅広い内容の講演会や講座の提供を進めています。学校図書館との連携を強化し、子供の読書活動、言語活動の充実に向けた取組を進める必要があります。また、図書館の利用向上については、電子書籍やイベント・講座のオンライン開催など非来館型も活用し、図書館を利用していない幅広い層を取り込むことなどで、利用促進を図ることが必要です。

○各種文化財の調査を実施し、調査報告書を作成・発行することに加え、指定等文化財の保存・活用に努め、文化財保護への啓発を行ってきました。加えて、文化財の保護には所有者等の協力が不可欠のため、今後、所有者等への支援を継続することが必要です。

また、博物館では地域の歴史資料等の収集や調査研究を基に、特別展などの充実に努めるとともに、学校や図書館、公民館などと連携した取組を進めてきました。引き続き、文化財や歴史資料を通して、市民の多様な生涯学習を支援することが求められています。

今後は、文化財保護と博物館に関する普及啓発を一層進め、地域文化の醸成につなげる必要があります。

■ 施策

施策22 生涯学習プログラムの充実

趣味・教養に関する内容や現代的課題をテーマとした講座など、公民館や市内大学との連携を生かし、市民の多様なニーズに応じた学習内容の充実を図ることで、満足度の高い生涯学習の提供を推進します。加えて、デジタルリテラシーの向上を図るため、スマートフォンの使い方など ICT の活用につながる講座を継続的に実施します。

また、生涯学習講座のリアルタイム型（web）での実施やオンデマンド型（動画配信）によってプログラムを迅速かつ効果的に提供できるよう学べる環境の整備を進めます。

所管室課：まなびの支援課

施策23 循環型の生涯学習社会の実現

生涯学習情報の収集、発信を行い、市民が心身ともに満たされ、生きがいを感じられる、誰一人取り残さない学びの機会の提供を目指します。市民が公民館等で学んだ成果をボランティア活動や地域活動などに生かすことによって、コミュニティの活性化につながるよう支援していきます。

所管室課：まなびの支援課

施策24 図書館を通じた豊かな学びの場の提供

図書館では、「吹田市立図書館サービス基本計画」*に基づき、市民のニーズに対応した多種多様な資料を計画的に収集、保存、提供することで生涯学習や自由な読書活動を支援します。また、幅広いテーマの講座や講演会に加え、年齢や興味・関心に応じた行事を実施することで、図書館を通じた豊かな学びの場の提供に努めます。

さらに、学校及び学校図書館に対しては資料の定期的な貸出に加えて資料に関する情報提供や、資料の整理方法など司書の専門的な知識を生かした支援を引き続き行います。

所管室課：中央図書館

施策25 文化財を通じた豊かな学びの場の提供

文化財調査で得られた成果を生かし、旧西尾家住宅・旧中西家住宅などの文化財の保存・活用を進めるとともに、博物館では、常設展示のリニューアルによる展示の充実を目指し、さまざまな展覧会と関連イベントを企画・実施し、文化財を通じた豊かな学びの場を提供します。

また、子供から大人まで多くの市民が文化財へ関心を持ち、地域の文化に対する理解を深めることができるよう、公民館や図書館と連携した講座や講演会、体験学習など幅広い行事の充実を図るとともに、所蔵する資料のデータベースの充実を進めるなど歴史学習の拠点としての機能を一層高めていきます。

所管室課：文化財保護課

■ 指標

市内大学連携講座の年間延べ受講者数				
773 人	(令和 5 年度)	▶▶▶	目標値 3,000 人	(令和 11 年度)
地区公民館の年間利用者数（オンラインによる講座受講者を含む）				
31.8 万人	(令和 5 年度)	▶▶▶	目標値 46.6 万人	(令和 11 年度)
生涯学習活動の成果を地域活動に活かしている市民				
			目標値 3,000 人	(令和 11 年度)
図書館の年間入館者数				
209.7 万人	(令和 5 年度)	▶▶▶	目標値 222 万人	(令和 11 年度)
市民 1 人当たりの図書館資料（電子書籍を含む）の年間貸出数				
10.2 点	(令和 5 年度)	▶▶▶	目標値 12 点	(令和 11 年度)
博物館の年間入館者数等				
1.6 万人	(令和 5 年度)	▶▶▶	目標値 3.5 万人	(令和 11 年度)

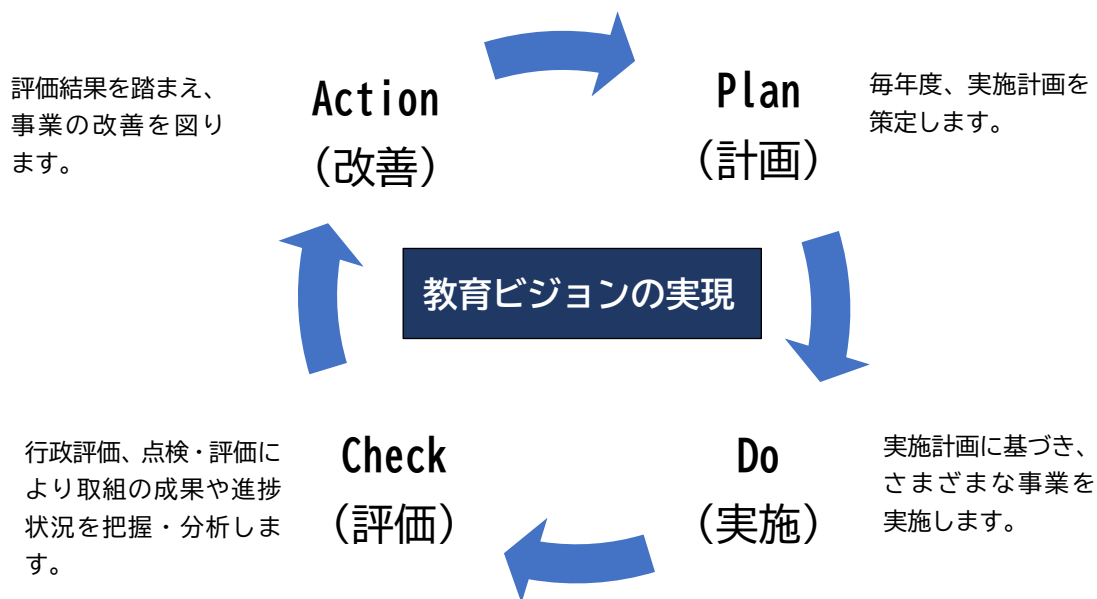
VIII. 計画の推進

1 進行管理

本計画における施策や取組が着実かつ効果的に進み、総合的人間力の育成や社会全体の教育力の向上、教育環境の整備・充実につながっているか、適切に進行管理を行います。

本計画で示す重点課題と基本方向は、毎年度、具体的な施策や取組を盛り込んだ実施計画を策定し、個別の事業によって進めます。また、これらの事業の成果や進捗状況は、市が実施する行政評価^{*}、教育委員会が本計画で設定した指標に基づき実施する点検・評価^{*}により把握・分析し、その評価結果を後年度の実施計画策定に生かすことで、取組の改善や成果の向上を図ります。教育委員会が実施する点検・評価結果は「教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書」として作成し、市議会へ報告するとともに公表します。

Plan（計画）－ Do（実施）－ Check（評価）－ Action（改善）のサイクル（PDCA サイクル）を活用し、継続的な見直しを行うことにより、効果的・効率的に施策や取組を推進し、教育ビジョンの実現を図ります。



教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価	
1	点検・評価案の作成
2	学識経験者への意見聴取
3	点検・評価の決定
4	市議会への報告、公表
5	点検・評価結果を実施計画に反映

■ ア行

【ICT】(P3)

情報 (Information) や通信 (Communication) に関する技術 (Technology) の総称。

【IoT】(P2)

Internet of Things の略。モノのインターネット。従来のパソコンやスマートフォンなどの通信機器だけでなく、世の中に存在するさまざまなモノにインターネット通信機能をもたせることによって、インターネット経由で情報のやりとりを行い、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

【アウトリーチ支援 (訪問支援)】(P26)

積極的に対象者の居る場所等 (自宅や関係機関等) に出向いて、必要な支援や情報を届けること。

【あるくの森】(P23)

本市の不登校児童・生徒支援事業の取組のひとつとして、吹田市総合防災センター (DRC Suita) 内に開室している教育支援教室の愛称。様々な理由で学校に行きづらさを感じている児童・生徒が、孤立・孤独を感じることなく、自分らしさを発揮しながら成長し、社会的自立に向かうことができるよう支援しています。

【いじめ防止対策推進法】(P5)

いじめ防止に向けた対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に平成 25 年 (2013 年) に制定された法律。いじめの防止等に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめ防止のための対策に関する基本的な方針の策定について定めています。この法律に基づき、いじめ防止基本方針が定められ、地方公共団体に対してもいじめ防止基本方針を参酌し、地域の実情に応じたいじめ対策に関する基本的な方針の策定が求められました。

【インクルーシブ教育システム】(P6)

障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。障害者の権利に関する条約において、インクルーシブ教育システムの構築に必要な要件として、①障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、②障がいのある者に対する支援のために必要な教育環境が整備されること、③障がいのある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を行使するため、個々に必要となる適当な変更・調整 (合理的配慮) が提供されることなどが示されました。

【ウェルビーイング】(P1)

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

【AI】(P2)

人工知能を意味する Artificial Intelligence の略。人間が持っている、認識や推論などの能力をコンピュータでも可能にするための技術の総称。

【英語指導助手 (AET)】(P34)

外国語及び外国語活動の授業における児童・生徒に対する英語の発音及び英会話等の指導等を行っています。英語を母語としている、または英語を母語とする者と同程度の英語力を有しています。

【SNS】(P5)

ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略称で、人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。Facebook (フェイスブック) や X (旧 Twitter (ツイッター))、LINE (ライン)、Instagram (インスタグラム)、YouTube (ユーチューブ) など。

■ カ行

【学習指導要領】(P34)

学校教育法施行規則に基づき、学校の教育課程の基準として定められているもの。小学校、中学校、高等学校別に作成され、教科等の目標や大まかな教育内容を体系的に示しています。約 10 年に 1 度を目安に見直されており、新たな学習指導要領は小学校では令和 2 年度 (2020 年度)、中学校では令和 3 年度 (2021 年度)、高等学校では令和 4 年度 (2022 年度) より実施されています。

【学校安全計画】(P42)

学校の施設及び設備の安全点検、児童・生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修、その他学校における安全に関する諸活動について策定する年間計画。学校が児童・生徒等の安全の確保を図るため、学校保健安全法（平成 20 年改正）により、各学校に学校安全計画の策定と実施が義務付けられました。

【カリキュラム・マネジメント】(P34)

子供や地域の実態を踏まえて各学校が設定する学校教育目標を実現するために、学習指導要領に基づき教育課程（カリキュラム）を編成し、それを実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。

【かるしお ㊤】(P34)

国立循環器病研究センターが推奨する「塩をかるく使って美味しさを引き出す」減塩の新しい考え方。

【GIGA スクール構想】(P7)

Society 5.0 時代に生きる子供たちの未来を見据え、ICT 環境の自治体間格差をなくし、全国一律で児童生徒向けの 1 人 1 台学習用端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する構想。GIGA は、Global and Innovation Gateway for All の略。令和 7 年度（2025 年度）より約 5 年間を目途に、第 2 期 GIGA スクール構想に向けた学習用端末及びネットワーク等の更新を実施します。

【キャリア教育】(P36)

子供たちが将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するために必要な基盤となる能力や態度を育てる教育。

【教育振興基本計画】(P1)

平成 18 年（2006 年）に教育基本法が約 60 年ぶりに改正され、国・地方公共団体が総合的かつ計画的に教育施策を推進するための基本計画を定めることが規定されました。

【教育相談員】(P24)

本市では、臨床心理士または公認心理師の資格を持つ者を教育相談員として配置し、満 3 歳から 18 歳の子供とその保護者を対象に、いじめや不登校、子供の情緒や心理、発達上の不安や悩みに関する相談を行っています。教育センターへの来所または電話での相談の他、教育相談員がスクールカウンセラーとして直接学校に赴く出張相談を実施し、教職員への指導・助言も行っています。

【教職員】(P5)

教員のほか、養護教諭や栄養教諭、事務職員などさまざまな専門性を有し学校運営に携わっている学校職員。

【教職員の評価・育成システム】(P41)

地方公務員法に基づく勤務評定制度と人材育成の両側面を併せ持った大阪府独自のシステム。このシステムは、教職員が学校の目標達成に向けた個人目標を主体的に設定し、校長等の支援を受けながら目標の達成に取り組み、自己点検と校長等の評価を受け取組を改善していくことで、教職員の意欲・資質能力の向上、教育活動の充実及び学校の活性化に資することを目的にしています。

【行政評価】(P49)

市が実施した取組の成果や進捗状況を客観的な評価基準に基づき、把握・分析すること。

【コア会議】(P53)

いじめ・不登校・虐待等に関する課題について、情報共有を図り、対応策を検討していくために各学校が設置している会議体。管理職、関係職員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター、生徒指導担当者など核となるメンバーで構成しています。

【こころ支援】(P38)

教育支援教室における支援の 3 本柱「こころ支援」「つながり支援」「まなび支援」の一つの柱。健康観察アプリ（デイケン）などを活用して子供たちのこころやからだの状態を把握し、適切な支援ができるようにするための取組。

【子ども・子育て支援新制度】(P32)

平成 27 年（2015 年）4 月から本格的にスタートした子育てを取り巻く課題を解決するために、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした新しい取組。

【子供の貧困】(P6)

相対的貧困にある18歳未満の子供の存在及び生活状況のこと。相対的貧困とは、その国の等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯のことを指します。厚生労働省「令和4年 国民生活基礎調査」によると、日本ではおよそ9人に1人の子供が貧困状態にあります。本市においても、令和4年度に実施した子供の生活状況調査において、およそ10人に1人の子供がいわゆる相対的貧困の状態にあります。

【こどもプラザ事業】(P45)

地域が一体となって子供たちを見守り育てるため、地域ボランティアの協力のもと、各小学校区において実施している本市事業。水曜日をはじめ、平日の放課後に運動場や教室を活用して子供たちが安心して遊んだり、自習したりできる場所を提供する「太陽の広場」と、地域、保護者、ボランティアらの協力で、音楽、伝統文化、工作、料理などの体験活動を継続して行う「地域の学校」を実施しています。

【子ども・若者支援地域協議会】(P25)

子ども・若者育成支援推進法の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供及び若者（39歳まで）に対する支援を効果的かつ円滑に行うため、青少年室が事務局となり、吹田市子ども・若者支援地域協議会を設置しています。

【子ども・若者総合相談センター】(P25)

子ども・若者育成支援推進法に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供及び若者（39歳まで）の支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供・助言を行う拠点として、青少年活動サポートプラザ内に設置しています。

【個別の教育支援計画】(P33)

障がいのある子供一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を効果的に実施するために、乳幼児期から学校卒業後までを一貫し、学校が作成する長期的な計画。作成にあたっては、医療、福祉、労働等の関係機関と連携するとともに、保護者に意見を聞くことが求められています。

【個別の指導計画】(P38)

個別の教育支援計画を踏まえ、学校における指導計画、指導内容や方法を、単元や学期、学年ごとにまとめた具体的な計画。

【コンサルテーション】(P24)

異なる専門性を持つ複数の者が、援助対象である問題状況について検討し、より良い援助のあり方について話し合うプロセス。

■ サ行

【重層的支援体制整備事業】(P26)

地域主体で行われている既存の取組を活かし、複数の支援事業を、各分野の制度や縦割りを超えて一体的に実施することで、市の支援機関や地域団体、地域活動に参加する住民と連携して課題を抱える世帯への支援体制を構築し、皆で支え・支えられて地域を共に創っていく地域共生社会の実現を目指すものです。

【主体的・対話的で深い学び】(P32)

学習指導要領において実現が求められている授業改善の視点。

「主体的な学び」とは、学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげること。

「対話的な学び」とは、子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深めること。

「深い学び」とは、習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連づけてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすること。

【小中一貫教育最適化プラン】(P35)

「吹田市小中一貫教育実施プランⅡ」に続き、令和2年度（2020年度）以降に、小中一貫教育を通して各中学校ブロックが取り組む項目を示した計画。4つの重点項目として、①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、②グローバル人材の育成、③自ら考え、行動する子供の育成、④保護者・地域への積極的な発信を掲げている。

【食育】(P36)

さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるため、食品選択や安全性、表示の仕組、さらには農業との関係を学ぶ教育。

【吹田市立図書館サービス基本計画】(P47)

令和5年度(2023年度)から令和14年度(2032年度)までを計画期間とする、今後の市立図書館におけるソフト面の事業展開の指針となる計画。

【スクールカウンセラー(SC)】(P5)

いじめや不登校、暴力行為などへのきめ細かな対応のひとつとして、生徒の心のケア、保護者・教職員へのアドバイスなどを行っています。本市では大阪府事業により、すべての小・中学校各校に臨床心理士または公認心理師の資格を持つスクールカウンセラーを配置しています

【スクールソーシャルワーカー(SSW)】(P5)

いじめ、不登校、虐待等の個別課題を有する児童・生徒、保護者及び学校への支援を行うとともに、福祉の視点から子供と家庭を支えます。コア会議*などに参加しコーディネートを行い、児童相談所等の関係機関と連携しながら課題の早期解決に努めます。社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有しています。

【スクールロイヤー(SL)】(P5)

学校で生起するさまざまな問題について子供の利益を念頭に置き、法律の見地から学校に助言する弁護士。本市ではいじめ・不登校・虐待防止対策委員会等の会議への参画や、教職員研修における講師を務めるなど法律上の指導、助言を行っています。

【生活困窮者自立支援連絡調整会議】(P26)

生活困窮者自立支援法に規定する生活困窮者の多様かつ複合的な問題について、関係機関から必要な意見又は助言を聴取し、支援内容の共有、役割調整等を行うことにより、生活困窮者への自立支援を円滑かつ適正に行うことを目的とした会議体。

【全国学力・学習状況調査】(8)

文部科学省が平成19年度(2007年度)から実施している、全国的な学力・学習状況の調査。対象は、小学校6年生、中学校3年生。義務教育の機会均等と水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的にしています。

【全国体力・運動能力・運動習慣等調査】(P11)

平成20年度(2008年度)から始まった全国的なスポーツテスト。対象は、小学校5年生、中学校2年生。体力や運動習慣、生活習慣、食習慣等を把握し、学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てることを目的に実施されています。

【総合計画】(P1)

吹田市のこれからのあるべき姿・将来像を描いたもので、総合的・計画的にまちづくりを進めていく上での基本的な方針となるもの。

【総合的人間力】(P32)

確かな学力、豊かな心、たくましい体(知・徳・体)のバランスの取れた力を基礎として、他者と協働し、未来を切り拓いていく力。生きる力。

■ 夕行

【太陽の広場】(P16)

こどもプラザ事業の取組のひとつ。文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」として、異学年の児童がいっしょになって遊び、子供の自主性、創造性などを育むため、小学校の施設や地域における学習資源などを活用して、子供たちが安心して安全に過ごせる居場所を提供しています。

【超スマート社会】(P2)

日本政府が示している、情報技術やAI(人工知能)を駆使してつくりあげる次世代の社会像。Society 5.0とも呼ばれています。

【つながり支援】(P38)

教育支援教室における支援の3本柱「こころ支援」「つながり支援」「まなび支援」の一つの柱。「子供同士」や「子供と大人」など、さまざまな人のつながりを感じることができるようにするための取組。

【デジタル・シティズンシップ教育】(P35)

デジタル・シティズンシップ教育とは、現代社会がICT機器やインターネットを抜きにして成り立たないことを前提に、ウェルビーイングの観点から、それらを積極的に活用し、社会に参画するために必要な能力を身に付ける教育。

【点検・評価】(P49)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき毎年実施している教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況の点検及び評価。

【特別支援教育コーディネーター】(P6)

学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役といった役割を担っています。

■ ナ行

【日本語指導加配教員】(P39)

児童・生徒の日本語の能力に応じて特別の指導を目的に大阪府から加配されている教員。

【認定こども園】(P32)

教育・保育を一体的に行う施設。幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を備え、設置基準を満たす施設は、都道府県等から認定を受けることができます。認定こども園は、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型等のタイプがあります。本市の公立の認定こども園は、幼稚園型 8 園、幼保連携型 3 園です。

■ ハ行

【発達支持的生徒指導】(P5)

児童・生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことを尊重し、その発達の過程を学校や教職員がいかに支えていくかという視点で、児童・生徒の「個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支える」ように働きかける指導。

【VUCA】(P2)

「Volatility：変動性」、「Uncertainty：不確実性」、「Complexity：複雑性」、「Ambiguity：曖昧性」の 4 つの単語の頭文字をとった造語。

【プログラミング教育】(P34)

コンピュータープログラムを意図通りに動かす体験を通じて論理的な思考力を育むための教育。令和 2 年度(2020 年度)から実施された学習指導要領に盛り込まれ、小学校で必修化されています。

■ マ行

【まなび支援】(P38)

教育支援教室における支援の 3 本柱「こころ支援」「つながり支援」「まなび支援」の一つの柱。基礎学力を身に付けるだけではなく、子供たち一人ひとりが興味のあることに問いを持ち、その問いについて学びを進めることができる環境を充実させる取組。

■ ヤ行

【ヤングケアラー】(P6)

ヤングケアラーとは、子ども・若者育成支援推進法第 2 条第 7 項において「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」とされています。

【豊かな心】(P9)

他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義や公正さを重んじる心、勤労観・職業観など、豊かな人間性や社会性を育てていくもの。

【幼児期の終わりまでに育ってほしい姿】(P32)

健康、人間関係、環境、言葉、表現の 5 領域の内容等を踏まえ、5 歳児修了時までに育ってほしい具体的な姿を明らかにしたもの。幼稚園教育要領において、健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、社会生活との関わり、思考力の芽生え、自然との関わり・生命尊重、数量や図形・標識や文字などへの関心・感覚、言葉による伝え合い、豊かな感性と表現の 10 の姿が示されています。

【幼児教育アドバイザー】(P32)

幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行っています。

【幼稚園教育要領】(P32)

幼稚園において、全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するため、国が学校教育法に基づき定めている大綱的基準。

【要保護児童対策地域協議会】(P26)

児童虐待など要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会。児童福祉法第 25 条の 2 に基づいて各市町村に設置されており、本市では吹田市児童虐待防止ネットワーク会議とし、家庭児童相談室が事務局となっています。

【幼保小のかけ橋プログラム】(P32)

子供に関わる大人が立場を越えて連携し、架け橋期にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人ひとりの多様性に配慮した上ですべての子供に学びや生活の基盤を育むことを目指すもの。

■ ラ行

【留守家庭児童育成室】(P16)

保護者が働いていたり、病気などのため、放課後、家庭に帰っても留守家庭になる児童の健全育成を図るために行っている本市事業。すべての小学校内に留守家庭児童育成室を開設しており、小学校 1 年生から 4 年生までが対象です。

【レジリエンス】(P2)

回復力、立ち直る力、復活力、復元力、弾力などを意味する。

参考資料

参考資料 1

吹田市教育振興基本計画検討会議設置要領

(設置)

第1条 本市の教育のあり方について検討するため、吹田市教育振興基本計画検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 検討会議は別表1に掲げる者をもって構成する。

(検討事項)

第3条 検討会議は次に掲げる事項を検討する。

- (1) 吹田市の教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関する事項
- (2) その他基本計画に関する重要な事項

(座長及び副座長)

第4条 検討会議に座長及び副座長を置き、座長は学校教育部長をもって充て、副座長は教育監をもって充てる。

2 座長は会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(検討会議)

第5条 検討会議は、必要に応じて座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、会議に検討会議構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 検討会議に、検討会議の議事を円滑に進めるため作業部会を置く。

2 作業部会は、別表2に掲げる関係室課の長その他座長が指定する者をもって組織する。

3 作業部会に、部会長を置き、学校教育部教育未来創生室長をもって充てる。

4 作業部会に、副部会長を置き、部会長があらかじめ指名する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(意見聴取)

第7条 基本計画を検討するに当たっては、学校関係者、学識経験者等の意見を聴くものとする。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、学校教育部教育未来創生室において処理する。

(報告)

第9条 座長は、必要に応じて検討会議の進行状況を教育長に報告するものとする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、検討会議に諮って座長が定める。

別表1（第2条関係）

座長	学校教育部長
副座長	教育監
	地域教育部長
	児童部長
	理事（子育て支援センター担当）

別表2（第6条関係）

学校教育部	教育未来創生室
	教育総務室
	学校管理課
	学務課
	保健給食室
	学校教育室
	教職員課
	教育センター
地域教育部	まなびの支援課
	中央図書館
	文化財保護課
	青少年室
	青少年クリエイティブセンター
	放課後子ども育成室
児童部	保育幼稚園室

参考資料2

吹田市教育振興基本計画検討会議

第1回 令和5年12月19日

第2回 令和6年4月23日

第3回 令和6年7月29日

第4回 令和6年11月28日

第5回 令和7年1月27日

吹田市教育振興基本計画検討会議作業部会

第1回 令和6年1月19日

第2回 令和6年2月20日

第3回 令和6年3月28日

第4回 令和6年6月20日

第5回 令和6年9月5日

第6回 令和6年11月20日

参考資料3

第3期吹田市教育振興基本計画「吹田市教育ビジョン」策定に係る意見聴取

第1回 令和6年9月25日

第2回 令和6年10月23日

意見聴取者名簿

学校関係者	吹田市立南山田幼稚園長	合田 嗣津香
	吹田市立青山台小学校長	田淵 久美子
	吹田市立西山田中学校長	杉山 奈津子
学識経験者等	関西大学教授	渡邊 智山
	千里金蘭大学教授	谷村 綾子
	公募市民	福満 彩子

（職名については令和7年3月現在）

第3期吹田市教育振興基本計画 吹田市教育ビジョン
令和7年(2025年)●月 発行

吹田市教育委員会学校教育部教育未来創生室
吹田市朝日町3番401号
電話(06)6155-8084

この冊子は●●●部作成し、一部当たりの単価は●●●円です。

議案第 4 号

第 4 期吹田市小中一貫教育推進プランの策定について

第 4 期吹田市小中一貫教育推進プランを次のとおり策定します。

令和 7 年 2 月 1 0 日提出

吹田市教育委員会
教育長 大江 慶博

記

- | | | |
|---|-----|---------------------|
| 1 | 名 称 | 第 4 期吹田市小中一貫教育推進プラン |
| 2 | 内 容 | 別紙のとおり |

令和7年(2025年)4月
吹田市教育委員会

Ⅰ 第4期 吹田市小中一貫教育推進プランの趣旨・目的

将来の変化を予測することが困難な時代に対応するためには、子供たちが社会の変化に対して受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、一人ひとりが自らの可能性を最大限に発揮し、よりよい社会と幸福な人生を自ら創り出していくことが重要です。そのため、学校は子供たち一人ひとりの可能性を伸ばし、新しい時代に求められる資質・能力を確実に育成していくとともに、それに向けて求められる学校の在り方を不断に探究する文化を形成していくことが、より一層重要になります。

国では、令和5年(2023年)に第4期教育振興基本計画が策定され、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」という2つのコンセプトと、その実現に向けた方針が示されました。また、こども基本法の制定、ならびにこども大綱が閣議決定され、すべての子供・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すとともにあります。

本市では、本年度から第3期吹田市教育振興基本計画『吹田市教育ビジョン』がスタートします。当該ビジョンにおいては、幼児教育から学校教育、生涯学習を通し、確かな学力、豊かな心と健やかな体を育み、主体的に行動し、他者と協働しながら未来を切り拓く「総合的人間力の育成」を掲げているところです。令和6年度(2024年度)までの『吹田市小中一貫教育最適化プラン』では、様々な手立て(取組)を示し、各中学校ブロックの状況に応じた取組をそれぞれで重ねてきましたが、全国的に不登校の児童生徒が増加する中、将来の変化を予測することが困難な時代に一人ひとりが自らの可能性を最大限に発揮し、よりよい社会と幸福な人生を自ら創り出していくため、校種間の段差軽減を通した学びの連続性と成長を目指すべく、各中学校ブロックにおいて小中一貫教育の取組の重点化・焦点化を図ることが大切です。そのため、本市教育委員会では、本年度から令和11年度(2029年度)を取組期間として『第4期吹田市小中一貫教育推進プラン』を進めていきます。

本プランの特徴として、校種間の段差軽減を通した学びの連続性と成長の保障を目指すため、中学校ブロックごとに①「生きる力」と「新しい時代に求められる資質や能力」の育成 ②一人ひとりが尊重される学びの推進 ③児童生徒のつながりと教職員の連携の3つの視点で取組の柱を定め、「めざす子ども像」の実現に向けた教育活動に取り組みます。

また、千里みらい夢学園では、小中一貫教育校としてのこれまでの取組をさらに発信するべく研究・実践を図り、積極的に17中学校ブロックに発信していきます。そして、17中学校ブロックでは、千里みらい夢学園の研究・実践を参考に、中学校ブロックごとの特色を活かした取組を通して「めざす子ども像」の実現を目指していきます。

小中一貫教育は「めざす子ども像」に掲げた児童生徒を育む手段であるとともに、変化の中で求められる学校の在り方を不断に探究するための手段です。本プランをもとに各中学校ブロックで取組を進め、すべての子供たちの可能性を引き出す学びの連続性と成長の保障を図っていきます。

※取組の推進と併せて、教育委員会では小中一貫教育を効果的に推進するための中・長期的な学校施設のあり方(施設一体型を含む)について、引き続き調査・研究を進めます。

※「吹田の小中一貫教育を進めるために相応しい(suitable)プラン」となることを願い、愛称を「吹 sui(すいすい)プラン」としています。

2 小中一貫教育の取組の経過(参考)

国の小中一貫教育を巡る動きとしては、平成26年(2014年)に文部科学省から「小中連携教育とは、小・中学校が情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育」「小中一貫教育は、小中連携のうち、小・中学校が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育」と定義が示されました。平成27年(2015年)には学校教育法等が改正され、平成28年度(2016年度)から義務教育学校、中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校が制度化されました。また、令和3年(2021年)1月26日に中央教育審議会『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～』が答申され、その中で「学習指導要領の着実な実施により義務教育の目的・目標を達成する観点から、小学校6年間、中学校3年間と分断するのではなく、9年間を通した教育課程、指導体制等の在り方について一体的に検討を進める必要がある」と示されています。

本市における取組としては、まず小・中連携の取組として、平成3年度(1991年度)の第三中学校ブロックによる「小・中連携を中心とした生徒指導のあり方」をテーマとし、大阪府の研究委嘱を受け、研究・実践をスタートしました。当時は中学校における生徒指導面での課題が大きく、校内外での問題行動や校内の荒れ、小・中学校の段差(中一ギャップ)による不登校の増加や学力の二極化などにもつながっていました。

そのような中、各学校が全ての教職員の共通理解のもと、保護者や地域との連携を重視しながら、課題解決に向けた具体的な取組を進めるとともに、義務教育9年間を一体のものとして捉え、各中学校ブロックの小・中学校が小・中連携、小・小連携を通してつながり合い、相互の機能を効果的に発揮しながら「めざす子ども像」を共有し、教育活動を市内全域で展開してきました。

平成15年度(2003年度)には竹見台中学校ブロックにおいて、9年間を見通した教育課程の編成や個に応じた指導を重視した学力の充実を目標とする小中一貫教育の取組を大阪府・吹田市の研究指定校としてスタートしました。また、平成16年度(2004年度)には、小中の緊密な連携を図り、一貫性のある指導により生徒指導面及び学力面での課題解決をめざし、『吹田市小中一貫教育実施プラン』を策定し、本市小中一貫教育の方向性を共有しました。同年、吹田市教育フォーラムにて竹見台中学校ブロック、青山台中学校ブロック、千里丘中学校ブロックが研究発表を行い、全中学校ブロックへ取組の発信に努めました。平成18年度(2006年度)からは、小中一貫教育推進事業を展開し、全中学校ブロックへの取組支援を行っています。さらに、平成23年度(2011年度)には施設分離型小中一貫教育校「千里みらい夢学園」をリーディングスクールとして開園し、5・2・2システムや9年間の教育課程の編成など、研究・実践を進めています。

平成26年度(2014年度)からは『吹田市小中一貫教育実施プランⅡ』に沿った取組を展開してきました。4つの重点項目を①授業改善に向けた小中合同研究 ②コミュニケーション力の育成 ③中学校での6年生の教育活動の推進 ④保護者・地域への積極的な発信 とし、小中一貫教育を通して「確かな学力」の充実・中学校への円滑な接続を図りました。特に、①については、各中学校ブロックにおいて平成29年度(2017年度)にはキャリア教育を、平成30年度(2018年度)には全ての教科・領域における幼小中・小中一貫教育カリキュラムの策定を行いました。また、②における英語教育の推進にあたっては、千里みらい夢学園の研究成果を生かし、小学校1年生からの外国語活動の実施に向け、教育課程特例校を拡充し、令和2年度(2020年度)からの新学習指導要領に備え、平成29年度(2017年度)には全小学校で展開しています。

令和2年度(2020年度)からは、全ての教科・領域における幼小中・小中一貫教育カリキュラムをもとに、千里みらい夢学園を「小中一貫教育校」、17中学校ブロックを「小中一貫教育推進校」とし、『吹田市小中一貫教育最適化プラン』に沿った取組を展開してきました。①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 ②グローバル人材の育成 ③自ら考え、行動する子供の育成 ④保護者・地域への積極的な発信の4つの重点項目を掲げ、新型コロナウイルス感染症対策としての臨時休業・分散登校・活動制限の中で、各中学校ブロックが取組の見直しを図り、新たな取組の形を構築しました。

第4期 吹田市小中一貫教育推進プラン(吹suiプラン)

校種間の段差軽減を通じた児童生徒の学びの連続性と成長を目指して

【基本目標1】
総合的人間力の
育成

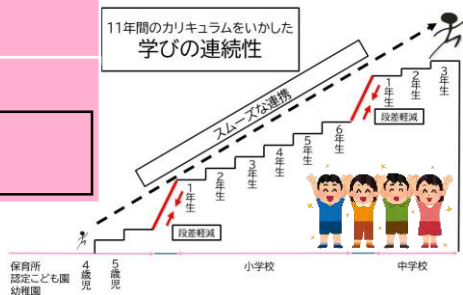


令和7年度～令和11年度

【 】中学校ブロック 取組方針

めざすこども像

11年間のカリキュラムをいかした
学びの連続性



取組の柱

①「生きる力」と「新しい時代に求められる資質や能力」の育成

評価項目



②一人ひとりが尊重される学びの推進

評価項目



③児童生徒のつながりと顔の見える教職員の連携

評価項目



取組の視点 豊かな学力の育成 人権教育 道徳教育 健やかな体 社会情動的スキル
いじめ・不登校 生徒指導 特別支援教育 児童会・生徒会 交流

吹田市「小中一貫教育の推進」重点項目

- 小中一貫教育校「千里みらい夢学園」及び17中学校ブロックにおける小中一貫の計画的・実践的取組の充実【柱①②③】
- 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改革【柱①】
- 「英語教育の推進」「情報活用能力の向上」等、多様な課題に対応する力の育成【柱①】
- 児童生徒が安心して学校生活を過ごすことのできる居場所・環境づくり【柱②】
- 児童会・生徒会活動の活性化等、自ら考え、行動する子供の育成【柱③】



千里みらい夢学園

小・中の段差軽減のための
取り組みと効果検証

17中学校ブロック

プロジェクトの取組

- ◆人権集団づくりプロジェクト
- ◆児童生徒指導プロジェクト
- ◆授業・研究プロジェクト
- ◆事務連携プロジェクト
- ◆金曜日登校プロジェクト
- ◆特別支援プロジェクト

中学校ブロックの特色を活かした取組を通して「めざすこども像」の実現を目指す

研究・実践・発信

学ぶ・活かす

吹田市教育委員会

- ・千里みらい夢学園の研究・実践・発信支援
- ・全中学校ブロックに対する取組事例の提供

3つの基本方針

- (1)小中一貫は小中の段差を軽減するために行う
(2)他の中学校ブロック・施設分離型でもできる取組を提案する
(3)取組の効果検証を行い、市内に発信する
- 不登校の未然防止、小6→中1間の不登校児童の増加抑制、登校渋りへの対応、中学校進学への不安軽減
業務改善、負担軽減を考慮した、持続可能な取組内容や組織体制の構築
データに基づいた客観的な効果検証方法の確立と、市内への発信を意識した取組のまとめ

基本方針に基づく重点取組内容

組織	概要	令和6年度の取り組み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全体		R4年度から5年度にかけて学園の取り組みを大きく見直し、より職員の自発性を生かせる研究体制に見直しを図った。R6年度はその初年度であり、成果と課題の検証が必要。 次期5カ年を見据えた取り組みの方向性を確認。	・既存の取り組みを継続しながら基本方針に沿って取組を見直す。 ・これまでの取り組みの効果を検証するためのアンケート実施 ・組織のスリム化を図り意思決定のプロセスを効率化する	・取り組み内容の精選、組織のスリム化を段階的に進める。 ・アンケートの結果をもとに取り組みの内容を検討し、取り組み内容を検討する。 ・アンケートの見直し、不登校児童数やアンケート結果の推移をまとめる。	取り組みの中間報告を市内に発信する	5年間の取り組みをまとめ成果と課題を市内に発信する	
3校長会	学園全体の方針や方向性を決め、取り組みの見直しが適正かを判断する	次期5年間の方向性を検討、取り組み計画の策定、周知	・取り組み内容や組織を確認し、必要に応じて教頭、コーディネーターと協議しながら方向性を修正する。 ・市教委と協議し、市内への報告や発信を行う ・必要に応じて他市への視察や研修の企画調整を行う。				令和12年度以降の方向性を検討、取り組み計画の策定、周知
成果・検証委員会	学園の取り組みの成果の検証方法を検討、アンケートの作成と集約、結果を共有し改善に活かす		取り組みの効果を検証するための新たなアンケートを検討・作成し実施する。結果を共有する	アンケートの実施と結果の共有、データの集計等を行う			5年間の取り組みの成果と課題をまとめる
6プロジェクト	3校の教職員が、人権・集団作り 児童生徒指導 研究 事務連携 金曜日登校 特別支援の6つに分かれ、それぞれの取り組みの企画、提案、実施にあたる	研究プロジェクトは研究チームの取り組みをまとめる 児童生徒指導プロジェクトは、3校共有ファイルの見直しをする その他のプロジェクトはこれまでの取り組みを継続	・既存の取り組みを方針に沿って検討。効果の検証が必要なるものをアンケートに反映する ・研究チームと重ならないよう取り組み内容を調整する	研究チームの2年間の成果をもとに、継続して取り組むべき内容を6Pに位置付け、統合する。		各プロジェクトで重点的に取り組む内容を決め、無理のない負担となるよう役割を分担して取り組みを進める。	
研究チーム	3校の教員それぞれが、3校でやっていた内容ごとに小グループを作り、それぞれが取り組みを検討し実行する	グループでアイデアを出し合い、取り組みを進める。年度末に全体に報告する	R6年度の取り組みをもとに、学園として継続して取り組める内容を提案する	アンケート結果と業務負担を考慮し、持続可能な取り組みとなるよう、取り組み内容を精選する			

【別紙】小中一貫プラン評価指標

項目	取組の柱 との関連 (例)	内容	調査名(例)	校種	令和6年度			令和7年度		
					吹田市	ブロック	【参考】自校	吹田市	ブロック	【参考】自校
A	① ②	教科別正答率の上昇をめざします	全国学力・学習状況調査	小	70.3%					
					(+5.0%)					
				中	61.6%					
					(+6.5%)					
B	②	いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う 児童・生徒の割合を増やします	全国学力・学習状況調査 学校教育自己診断	小	95.3%					
					(-1.4%)					
				中	94.7%					
					(-1.0%)					
C	① ② ③	人が困っている時に進んで助ける児童・生徒の割合 を増やします	全国学力・学習状況調査 学校教育自己診断	小	89.0%					
					(-3.7%)					
				中	90.3%					
					(+0.2%)					
D	① ②	友達や周りの人の考え方を大切にして、お互いに協 力しながら課題の解決に向けて取り組む児童・生徒 の割合を増やします	全国学力・学習状況調査 学校教育自己診断	小	84.5%					
					(-1.8%)					
				中	92.8%					
					(+0.5%)					
E	① ③	体力合計点を上昇させ、全国水準の達成をめざし ます	全国体力・運動能力、運動習慣等調査	小	48.1(R5)					
				中	48.1(R5)					
F	② ③	学校へ行くのが楽しいと感じる児童・生徒の割合を 増やします	全国学力・学習状況調査 学校教育自己診断	小	84.1%					
					(-0.7%)					
				中	86.6%					
					(+2.8%)					
G	① ②	自分にはよいところがあると答えた児童・生徒の割合 を増やします	全国学力・学習状況調査 学校教育自己診断	小	87.3%					
					(+3.2%)					
				中	83.4%					
					(+0.1%)					
H	①	課題解決に向けて、自分で考え自分から取り組む児 童・生徒の割合を増やします	全国学力・学習状況調査 学校教育自己診断	小	81.9%					
					(±0.0%)					
				中	85.5%					
					(+5.2%)					

【別紙】小中一貫プラン評価指標

項目	取組の柱 との関連 (例)	内容	調査名(例)	校種	令和6年度			令和7年度		
					吹田市	ブロック	【参考】自校	吹田市	ブロック	【参考】自校
I	① ③	将来の夢や目標を持っている児童・生徒の割合を増やします	全国学力・学習状況調査 学校教育自己診断	小	80.4%					
					(-2.0%)					
					67.5%					
					(+1.2%)					
J	① ③	自分と違う意見について考えるのは楽しいと思う児童・生徒の割合を増やします	全国学力・学習状況調査 学校教育自己診断	小	84.5%					
					(-1.8%)					
					86.7%					
					(+0.6%)					
K				小						
L				小						
M				小						

↑ K・L・Mには、取組内容に合わせて適切に評価ができるよう、中学校ブロックで学校教育自己診断等を用いて独自に評価項目の設定することも可

※「全国学力・学習状況調査」については、上段が正答率もしくは肯定的回答率、下段が全国平均値との比較

※「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」については、全国平均を50としたときの値

議案第 5 号

吹田市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定
について

標記のことについて、吹田市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めます。

令和 7 年 2 月 1 0 日提出

吹田市教育委員会
教育長 大江 慶博

吹田市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のとおり定めます。

令和 年 月 日

吹田市教育委員会
教育長 大 江 慶 博

吹田市教育委員会規則第 号

吹田市教育委員会公印規則の一部を改正する規則（案）

吹田市教育委員会公印規則（昭和 6 0 年吹田市教育委員会規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 4 項から第 6 項までの規定中「 6 7 」を「 6 5 」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

吹田市教育委員会公印規則現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行					改 正 案				
別表第2 教育委員会印以外の公印									
公印 番号	公印の名称	ひ な 形	書 体	寸法 ミリメ ートル	個 数	使用区分	公印保管者		
1	-----略-----								
ゝ									
3									
4	学校（幼稚園）印	お	てん書	方45、 方60	65	卒業（卒園）証書 用	各学校（幼稚園）長		
5	学校（幼稚園）印	お	てん書	方20	65	学校（幼稚園）名 をもつてする文書	各学校（幼稚園）長		
6	学校（幼稚園）長印	お	てん書	方20	65	学校（幼稚園）長 名をもつてする文 書	各学校（幼稚園）長		
7	-----略-----								
ゝ									
15									

別表第2 教育委員会印以外の公印									
公印 番号	公印の名称	ひ な 形	書 体	寸法 ミリメ ートル	個 数	使用区分	公印保管者		
1	-----略-----								
ゝ									
3									
4	学校（幼稚園）印	お	てん書	方45、 方60	67	卒業（卒園）証書 用	各学校（幼稚園）長		
5	学校（幼稚園）印	お	てん書	方20	67	学校（幼稚園）名 をもつてする文書	各学校（幼稚園）長		
6	学校（幼稚園）長印	お	てん書	方20	67	学校（幼稚園）長 名をもつてする文 書	各学校（幼稚園）長		
7	-----略-----								
ゝ									
15									

2 月 定 例 教 育 委 員 会 会 議

教 育 長 報 告 事 項

- ①令和 7 年 2 月吹田市議会定例会提案の令和 7 年度当初予算案及び
令和 6 年度補正予算案について（放課後子ども育成室所管分）
- ②いじめに関する状況報告について（令和 6 年度 2 学期末）

令和7年度当初予算案説明書（債務負担行為）

事	項
佐井寺留守家庭児童育成室運営業務	
北山田留守家庭児童育成室運営業務	
藤白台留守家庭児童育成室運営業務	
桃山台留守家庭児童育成室運営業務	
吹二寺留守家庭児童育成室運営業務	
山二留守家庭児童育成室運営業務	
千三留守家庭児童育成室仮設プレハブリース費用	
留守家庭児童育成室医療的ケア看護師派遣業務	
青山台留守家庭児童育成室及び倉庫等リース費用	

期	間	限	度	額
令和7年度～令和12年度			272,494	千円
令和7年度～令和12年度			289,904	
令和7年度～令和12年度			369,344	
令和7年度～令和12年度			404,934	
令和7年度～令和12年度			368,906	
令和7年度～令和12年度			396,554	
令和8年度～令和9年度			34,990	
令和7年度～令和9年度			92,982	
令和7年度～令和18年度			310,650	

地域教育部 放課後子ども育成室

令和7年度当初予算案説明書

〔歳入〕 (単位 千円)

科 目	本 年 算 入 額	前 年 算 入 額	比 較	説 明	
使用料及び手数料 使用料 民生使用料	408,603	250,796	157,807	留守家庭児童育成室使用料	408,603
国庫支出金 国庫補助金 民生費国庫補助金	418,352	322,286	96,066	子ども・子育て支援交付金 保育対策総合支援事業費補助金 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金	415,856 2,032 464
府支出金 府補助金 民生費府補助金	415,856	304,167	111,689	子ども・子育て支援交付金	415,856
諸収入 雑入 雑入	70,451	86,631	△ 16,180	雇用保険料本人負担分 留守家庭児童育成室利用料 (要配慮児受入モデル事業に係る自己負担金) 留守家庭児童育成室おやつ代	6,299 2,880 61,272
歳入計	1,313,262	963,880	349,382		

令和7年度当初予算案説明書

(単位 千円)

科 目	本 年 算 入 額	前 年 算 入 額	度 比	較	説 明	
〔歳出〕						
児童福祉費						
留守家庭児童育成費	2,845,216	2,612,759		232,457	報酬(留守家庭児童育成室指導員報酬ほか) 職員手当等(期末・勤勉手当) 共済費(大市共負担金ほか) 報償費(講師謝礼金ほか) 旅費(費用弁償、普通旅費) 消耗品費 印刷製本費 光熱水費 修繕料 役務費(通信運搬費、手数料、保険料) 委託料(留守家庭児童育成室運営業務委託料、人材派遣業務委託料、包括施設管理業務委託料ほか) 使用料及び賃借料(留守家庭児童育成室賃借料ほか) 工事請負費(吹二留守家庭児童育成室改修工事費ほか) 備品購入費 負担金、補助及び交付金(引継ぎ保育に係る補助金ほか)	744,271 249,731 158,454 259 15,305 27,451 20 5,090 19,813 25,888 1,429,821 121,038 21,439 18,973 7,663

留守家庭児童育成室における指導員確保のための
人材派遣サービスの活用について

1 事業の内容

本市では、直営育成室の指導員の確保に向けた方策の一つとして、令和4年度（2022年度）から3年間、人材派遣サービスを活用しています。今後も入室児童数が大幅に増加し、指導員の欠員も続く見込みであることから、引き続き人材派遣サービスを活用しようとするものです。

なお、派遣労働者が本市直営の指導員に切り替える取組につきましても引き続き行ってまいります。

2 実施期間

令和7年度（2025年度）～令和9年度（2027年度）

3 人材派遣予定数

25人

※ 参考：令和6年3月時点における実績…27人

4 予算額

歳出予算 113,180千円

（款）民生費（項）児童福祉費（目）留守家庭児童育成費

（大事業）留守家庭児童育成事業（小事業）留守家庭児童育成室運営事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	113,180	留守家庭児童育成室指導員人材派遣業務

5 今後の予定

令和7年（2025年）4月	契約締結 派遣業務開始（継続）
---------------	--------------------

青山台留守家庭児童育成室の増築について

1 事業の内容

(1) 整備概要

青山台小学校において、児童数の増加及び留守家庭児童育成室（以下「育成室」という。）の入室希望児童数の増加に伴う教室不足を解消するため、同校敷地内に新たに育成室棟を増築し、既存育成室から増築棟に移転するとともに、移転後に既存の育成室を普通教室に転用することで、小学校及び育成室の教室不足の解消を図るものです。

本定例会においては、育成室棟のリース費用に係る予算を提案するものです。

(2) 想定事業規模

整備場所：吹田市青山台2丁目5番1号（青山台小学校内）※次頁配置図参照

建物構造：鉄骨造 地上2階

延床面積：約500㎡

諸室：育成室（5室）、休憩室、倉庫、トイレ

整備方法：プレハブリース方式による整備

リース期間：令和9年（2027年）3月から令和19年（2037年）2月までの10年間

2 予算額

債務負担行為

事項	期間	限度額
青山台留守家庭児童育成室及び倉庫等 リース費用	令和7年度（2025年度）～ 令和18年度（2036年度）	310,650千円

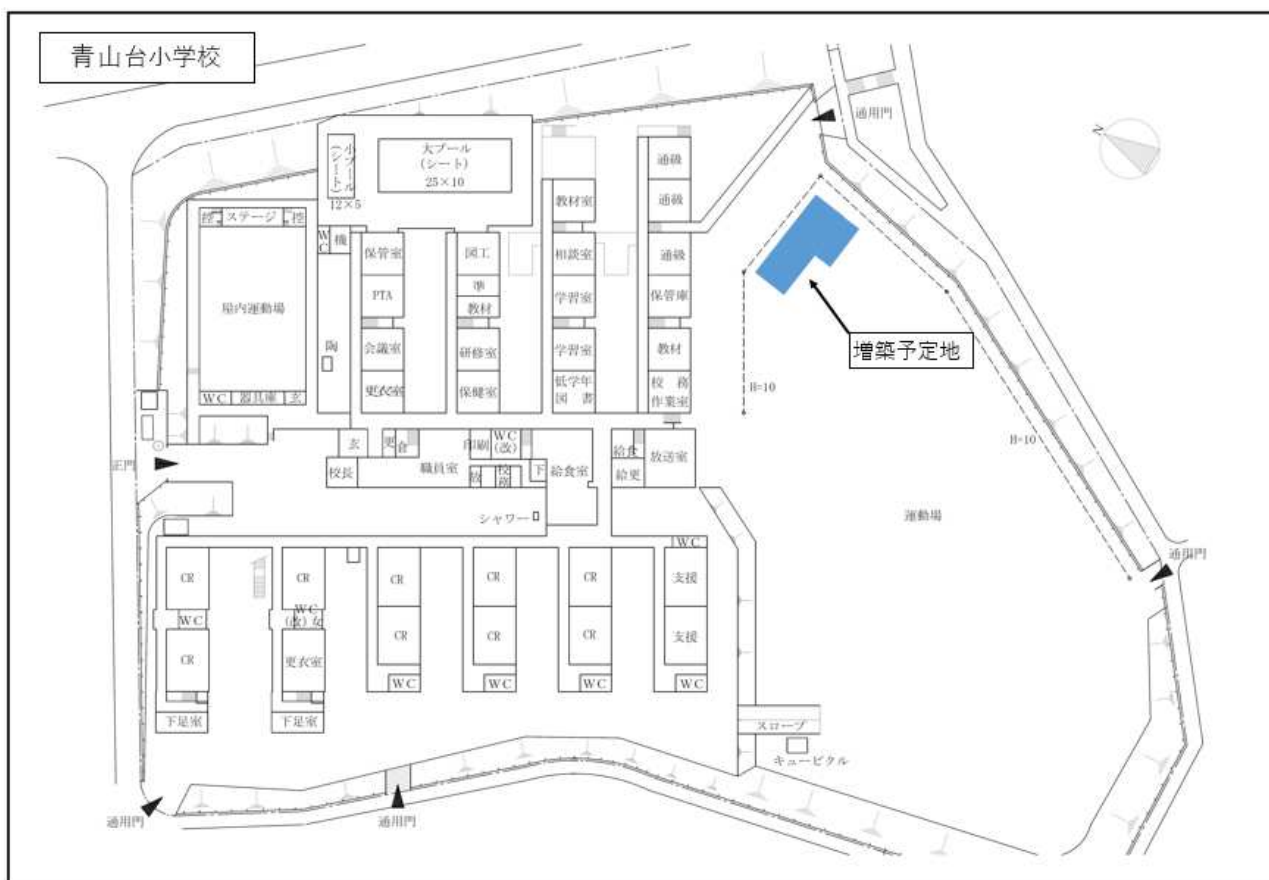
※リース費用に係る特定財源として、子ども・子育て支援交付金を活用予定。

※増築と合わせて敷地内の適法性に疑義のある倉庫等の撤去を行い、必要となる代替倉庫等についてもリース方式による整備を行います。

3 今後の予定

令和7年（2025年）10月～ 令和9年（2027年）2月	リース業者による育成室棟の整備（設計・工事）
令和9年（2027年）3月	育成室棟の供用開始

【配置図】



千三留守家庭児童育成室仮設プレハブリースについて

1 事業の内容

(1) 整備概要

千三留守家庭児童育成室については、入室希望児童数の増加に伴う施設の不足を解消するため、今後、旧千里山西デイサービスセンター（以下「デイ施設」という。）を改修して整備する新校舎を使用する予定です。令和6年（2024年）4月からは暫定的にデイ施設を留守家庭児童育成室（以下「育成室」という。）2室として使用しているところですが、デイ施設の工事着工から供用開始まで（令和7年（2025年）12月～令和9年（2027年）3月）の間は、当該施設を使用できなくなる見込みです。

使用できなくなる育成室2室の受皿として、既存校舎の教室を検討しましたが、小学校においても、これまで普通教室を確保するために特別教室等の転用を進めており、対応可能な教室を確保することができない状況であるため、仮設プレハブを設置するものです。また、一時的な利用であることから、育成室として最低限必要な機能を備えたものとし、新校舎供用開始後は当該施設の撤去を行います。

本定例会においては、仮設プレハブのリース費用に係る予算を提案するものです。

(2) 想定事業規模

整備場所：吹田市千里山西2丁目13番1号（千里第三小学校内）

※次頁配置図参照

建物構造：鉄骨造 地上2階

延床面積：約150㎡

諸 室：育成室（2室）、トイレ

整備方法：プレハブリース方式による整備

リース期間：令和7年（2025年）12月から令和9年（2027年）5月までの18か月間

2 予算額

(1) 歳出予算 10,000千円

（款）民生費（項）児童福祉費（目）留守家庭児童育成費

（大事業）留守家庭児童育成事業（小事業）留守家庭児童育成室管理事業

節名称	予算額(千円)	説明等
使用料及び賃借料	10,000	令和7年(2025年)12月～令和8年(2026年)3月分のリース費用

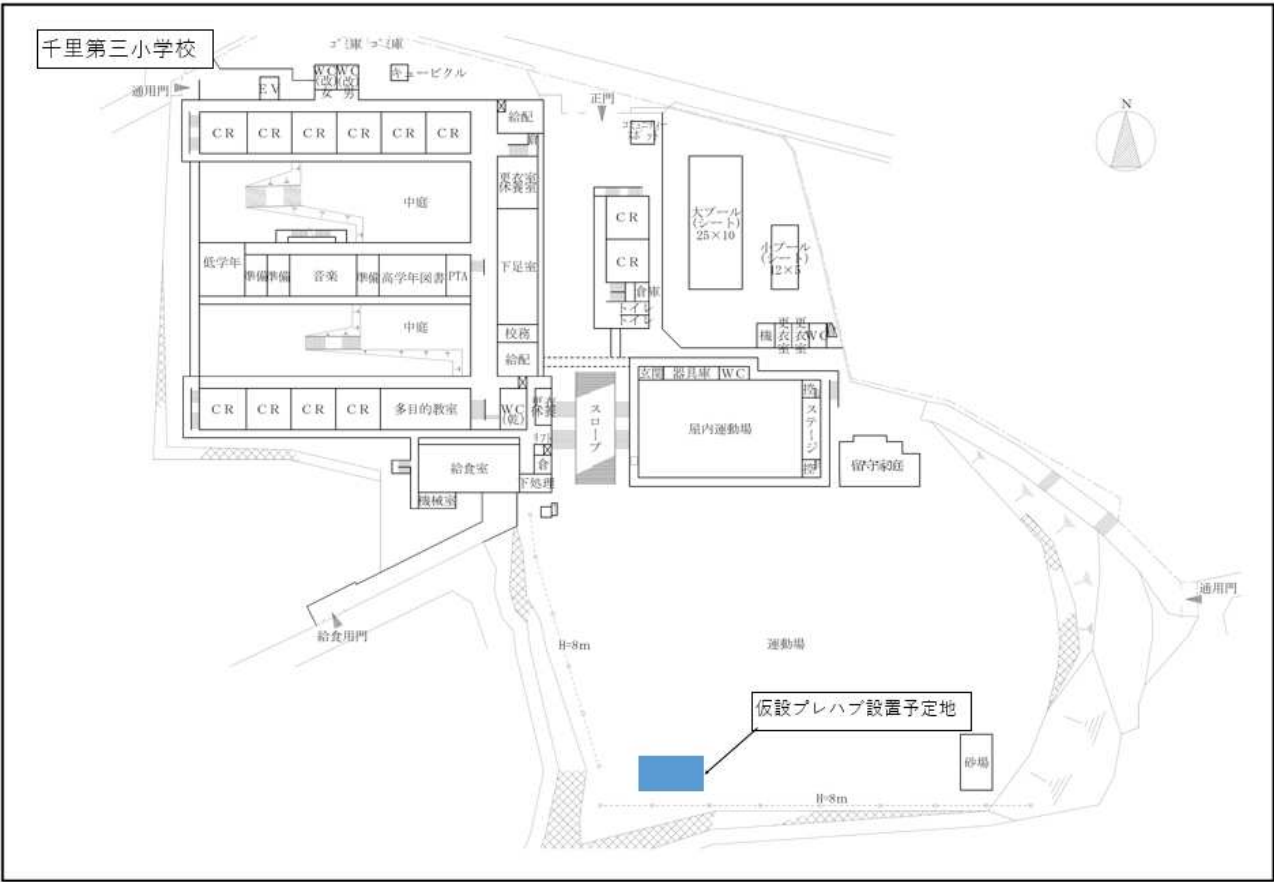
(2) 債務負担行為

事項	期間	限度額
千三留守家庭児童育成室仮設プレハブリース費用	令和８年度（2026年度）～ 令和９年度（2027年度）	34,990千円

3 今後の予定

令和７年（2025年）５月～ 令和７年（2025年）11月	リース業者による仮設プレハブの整備（設計・工事）
令和７年（2025年）12月	仮設プレハブの供用開始
令和７年（2025年）12月～ 令和９年（2027年）３月	デイ施設改修
令和９年（2027年）３月	改修後育成室の供用開始
令和９年（2027年）４月～ 令和９年（2027年）５月	仮設プレハブの撤去

【配置図】



変更

事 項	変 更		変 更		備 考
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額	
山三留守家庭児童育成室運営業務	令和6年度～令和10年度	3,240 千円	令和6年度～令和9年度	47,860 千円	
佐竹台留守家庭児童育成室運営業務	令和6年度～令和9年度	211,548	令和6年度～令和9年度	238,320	
古江台留守家庭児童育成室リース費用	令和6年度～令和17年度	280,280	令和6年度～令和17年度	295,130	

地域教育部 放課後子ども育成室

令和6年度補正予算案説明書

〔歳入〕 (単位 千円)

科 目	補正の額	補正額	計	説 明
使用料及び手数料 使用料 民生使用料	250,796	7,125	257,921	留守家庭児童育成室使用料 7,125
国庫支出金 国庫補助金 民生費国庫補助金	322,286	43,611	365,897	子ども・子育て支援交付金 保育対策総合支援事業費補助金 43,394 217
府支出金 府補助金 民生費府補助金	304,167	56,991	361,158	子ども・子育て支援交付金 保育対策総合支援事業費補助金 59,394 △ 2,403
諸収入 雑入 雑入	86,631	△ 5,545	81,086	雇用保険料本人負担分ほか 留守家庭児童育成室利用料 留守家庭児童育成室おやつ代 放課後キッズスクエア利用料 1,340 △ 598 △ 2,034 △ 4,253

(単位 千円)

科 目	補 正 額	補 正 額	計	説 明
児童福祉費				
留守家庭児童育成費	2,552,900	△ 26,792	2,526,108	報酬 職員手当等 共済費 報償費 報務費 役務費 委託料 工事請負費 負担金、補助及び交付金
				67,493 22,142 2,076 △ 40 △ 630 △ 98,570 △ 17,963 △ 1,300

いじめに関する状況報告について（令和6年度2学期末）

1 全国、大阪府のいじめの認知件数の推移

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全国 (公立)	小学校	484,545 (83.6%) 76.4	420,897 (77.5%) 67.1	500,562 (80.4%) 80.7	545,958 (77.2%) 89.8	582,803 (77.7%) 97.4
	中学校	106,524 (81.5%) 34.5	80,877 (76.9%) 26.5	97,937 (79.1%) 31.9	108,335 (75.9%) 36.5	119,620 (75.9%) 40.7
大阪府 (公立)	小学校	37,145 (88.9%) 86.9	38,783 (83.2%) 91.8	45,989 (86.1%) 109.9	55,310 (79.9%) 134.2	57,464 (81.4%) 141.3
	中学校	5,632 (76.0%) 28.1	5,525 (75.3%) 27.8	7,250 (77.1%) 35.7	9,237 (76.2%) 46.5	10,334 (75.4%) 52.6
吹田市 (公立)	小学校	614 (－) 29.6	593 (67.1%) 28.2	862 (74.6%) 40.4	1,475 (66.0%) 68.6	1,837 (76.6%) 85.7
	中学校	211 (－) 23.2	149 (72.5%) 16.8	235 (71.5%) 26.3	374 (56.7%) 43.1	616 (63.8%) 67.1

※ 表の上段は認知件数（件）、中段は解消率（%）、下段は千人率（件）

※ 吹田市の解消率について、令和元年度は3月末での数値がないため（－）として表記。

2 吹田市のいじめの件数及び解消率 学期別の推移について（※表のカッコ内は解消率）

【令和5年度】

単位：（件）

	1学期末		2学期末				3学期末				令和6年度2学期末	
	1学期分	解消累計	2学期分	累計	2学期に解消	解消累計	3学期分	累計	3学期に解消	解消累計	R6年度に解消	解消累計
小学校	755	28 (3.7%)	730	1,485	756	784 (52.8%)	352	1,837	623	1,407 (76.6%)	405	1,812 (98.6%)
中学校	228	10 (4.4%)	277	505	209	219 (43.3%)	111	616	174	393 (63.8%)	188	581 (94.3%)

【令和6年度】

単位：（件）

	1学期末		2学期末				3学期末				令和7年度1学期末	
	1学期分	解消累計	2学期分	累計	2学期に解消	解消累計	3学期分	累計	3学期に解消	解消累計	令和6年度に解消	解消累計
小学校	860	52 (6.0%)	801	1,661	845	897 (54.0%)	—	—	—	—	—	—
中学校	369	19 (5.1%)	348	717	285	304 (42.4%)	—	—	—	—	—	—

3 いじめの態様について（累計）

【令和6年度】

(件)

態 様	小 学 校			中 学 校		
	1学期末	2学期末	3学期末	1学期末	2学期末	3学期末
冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	318	658	—	192	348	—
仲間はずれ、集団による無視をされる。	48	100	—	7	21	—
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	227	381	—	39	94	—
ひどくぶたれたり、たたかれたり、蹴られたりする。	42	75	—	42	82	—
金品をたかられる。	6	14	—	2	11	—
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	91	158	—	16	39	—
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	122	261	—	43	76	—
パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	22	32	—	29	52	—
その他	0	0	—	0	0	—

(複数回答)

4 教育センターにおけるいじめ相談回数（累計）※1

	令和5年度					令和6年度								
	1末	2末	3学期末			1学期末			2学期末			3学期末		
	延べ回数	延べ回数	延べ回数	相談者種別 実人数		延べ回数	相談者種別 実人数		延べ回数	相談者種別 実人数		延べ回数	相談者種別 実人数	
来所相談	1	19	24	本人	0	4	本人	0	7	本人	0	—	本人	—
				保護者	4		保護者	1		保護者	1		保護者	—
				教員 (その他)	3		教員 (その他)	0		教員 (その他)	0		教員 (その他)	—
電話相談	15	24	29	本人	1	12	本人	0	20	本人	0	—	本人	—
				保護者	26		保護者	12		保護者	20		保護者	—
				教員 (その他)	2		教員 (その他)	0		教員 (その他)	0		教員 (その他)	—
出張教育相談 (小学校) <月3回>	26	82	116	本人	8	39	本人	3	106	本人	4	—	本人	—
				保護者	13		保護者	0		保護者	3		保護者	—
				教員 (その他)	25		教員 (その他)	14		教員 (その他)	33		教員 (その他)	—
スクールカウンセラー (小学校) ※2 ※3				本人		74	本人	3	129	本人	2	—	本人	—
				保護者			保護者	0		保護者	0		保護者	—
				教員 (その他)			教員 (その他)	30		教員 (その他)	49		教員 (その他)	—
スクールカウンセラー (中学校) ※2	62	100	127	本人	5	188	本人	1	285	本人	2	—	本人	—
				保護者	8		保護者	0		保護者	1		保護者	—
				教員 (その他)	84		教員 (その他)	159		教員 (その他)	203		教員 (その他)	—

※1 相談は、主訴が「いじめ」であったもの。

※2 スクールカウンセラー（小学校・中学校）のカウントは、府の基準で計上。

※3 令和6年度より大阪府よりスクールカウンセラーが、小学校にも派遣されている。